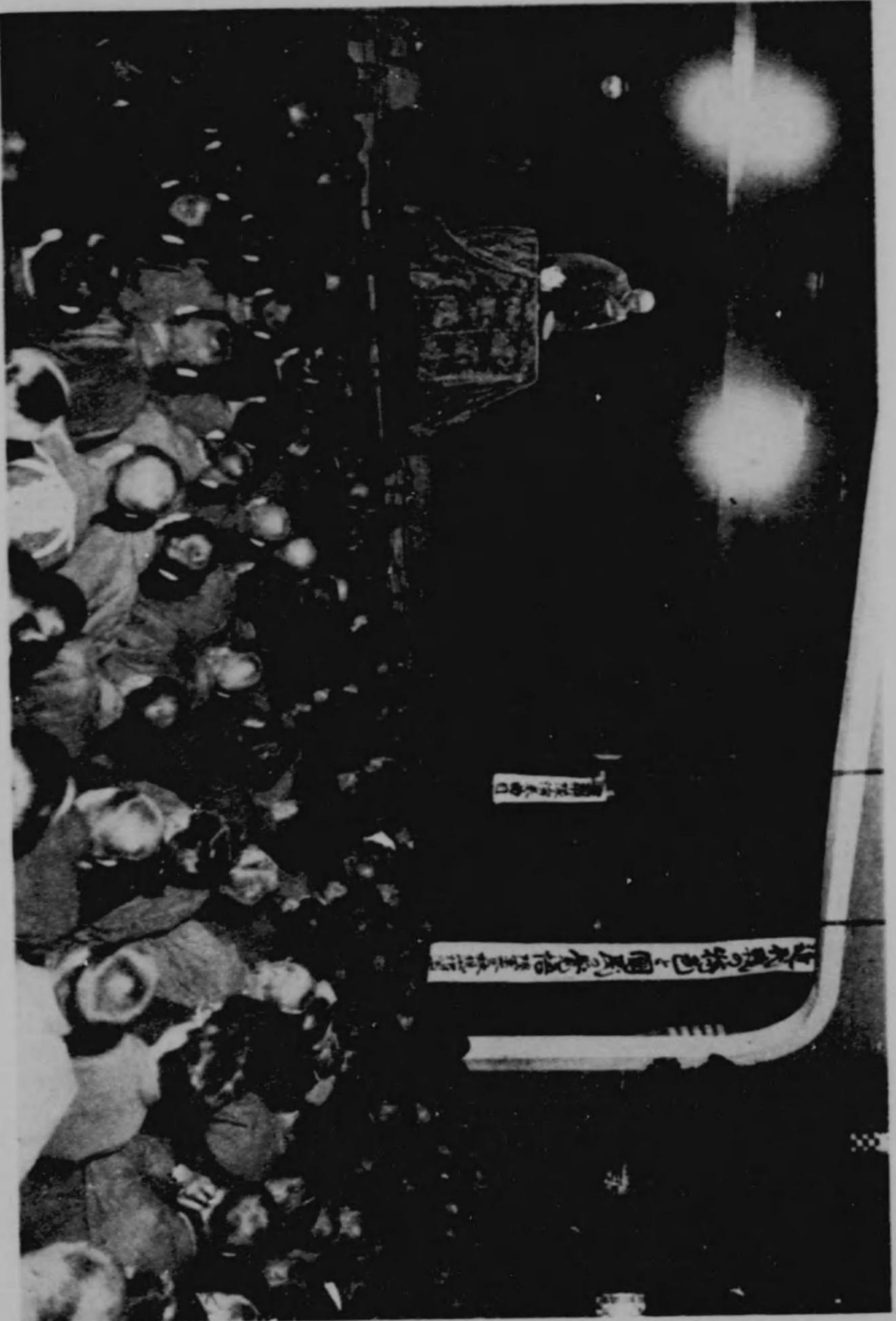
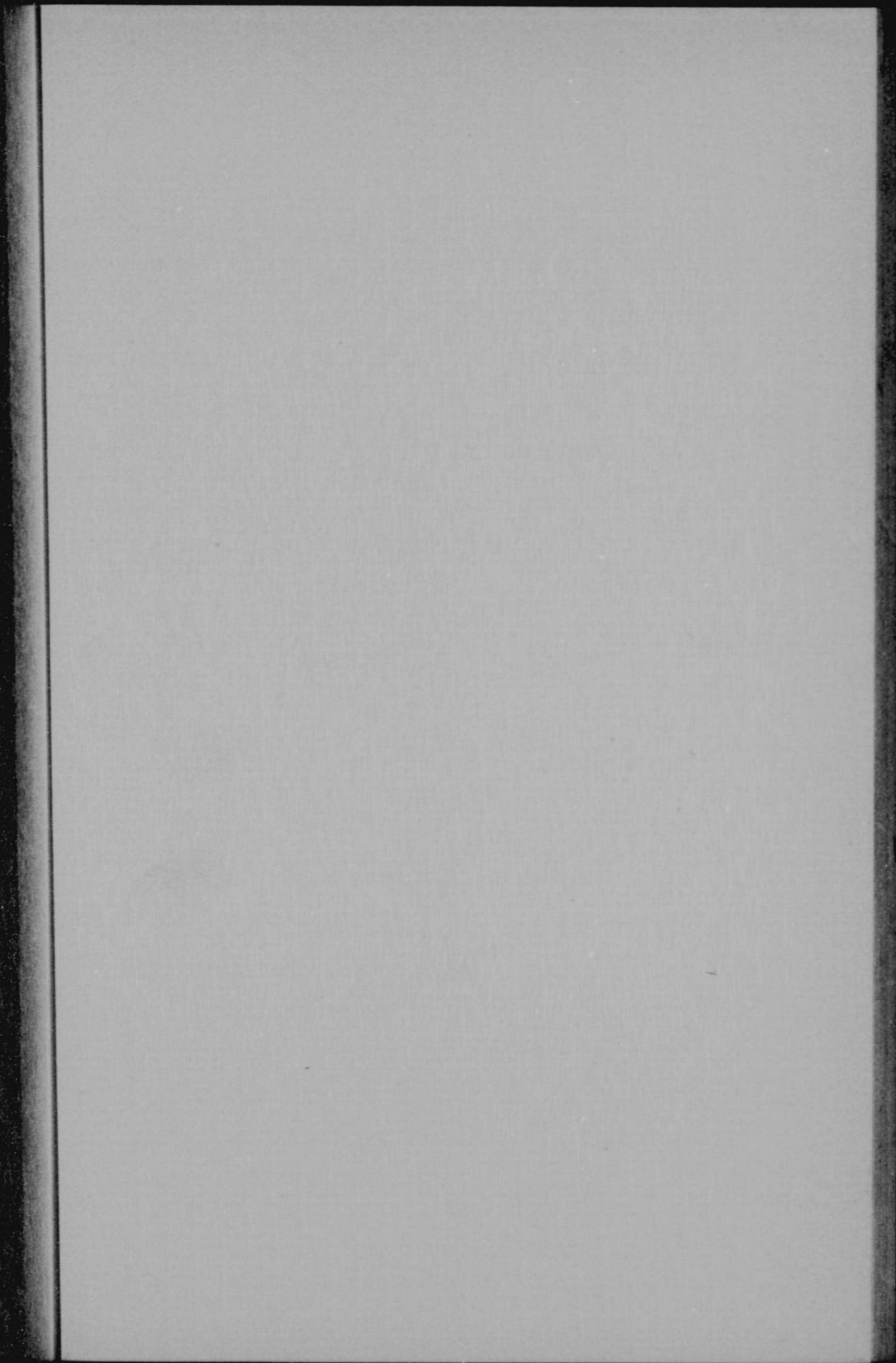


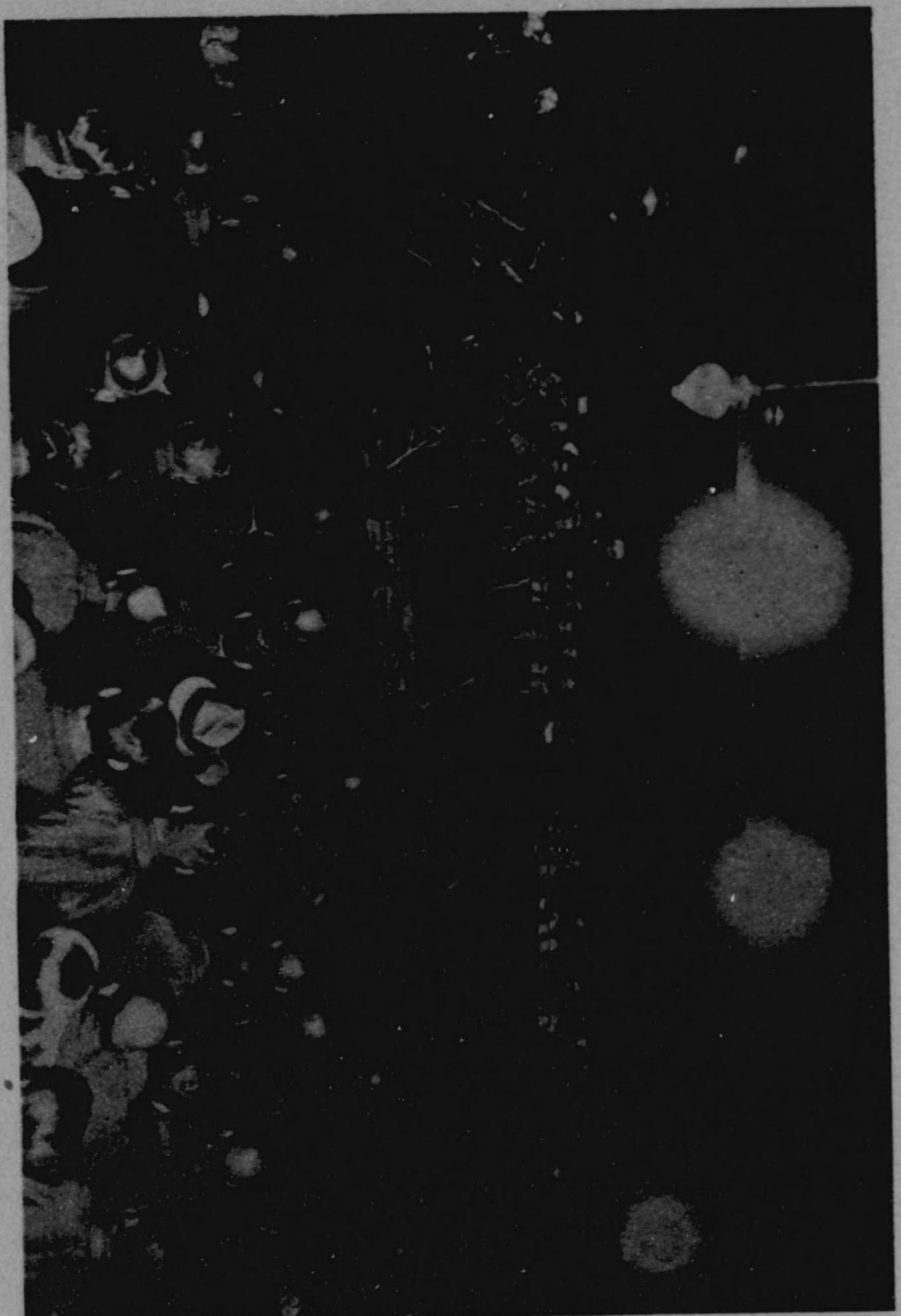


陸軍大臣講演

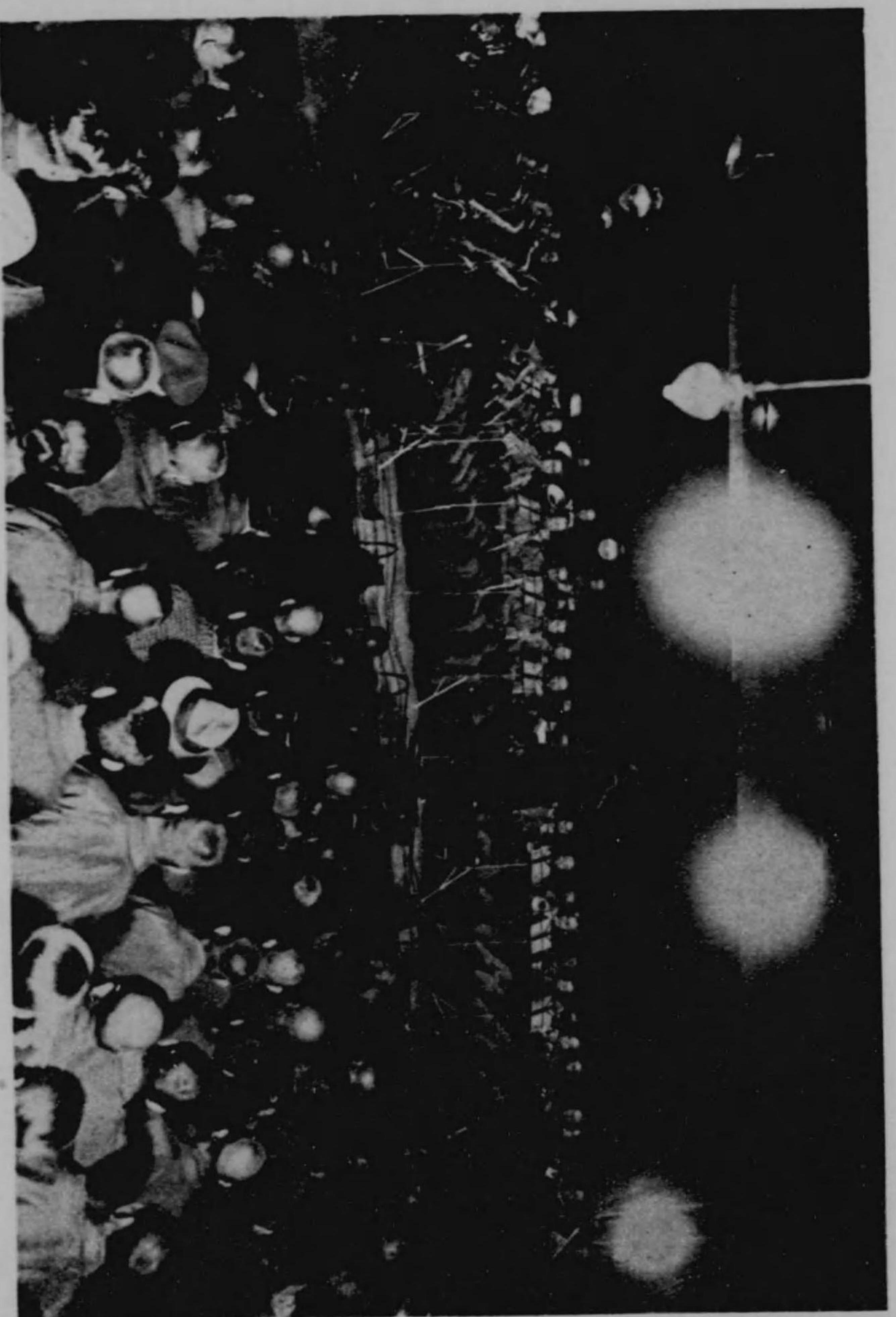


陸軍大臣講演

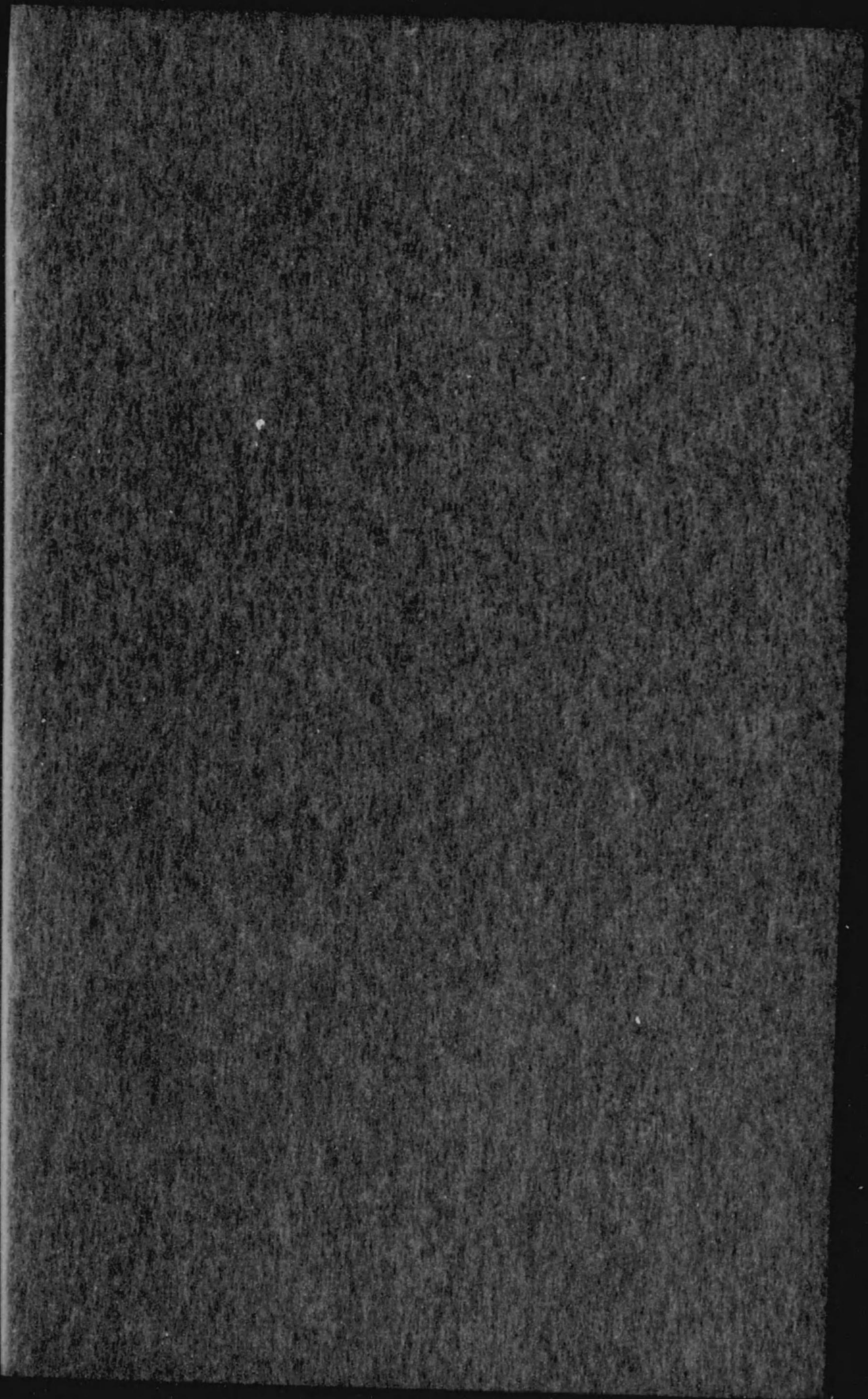


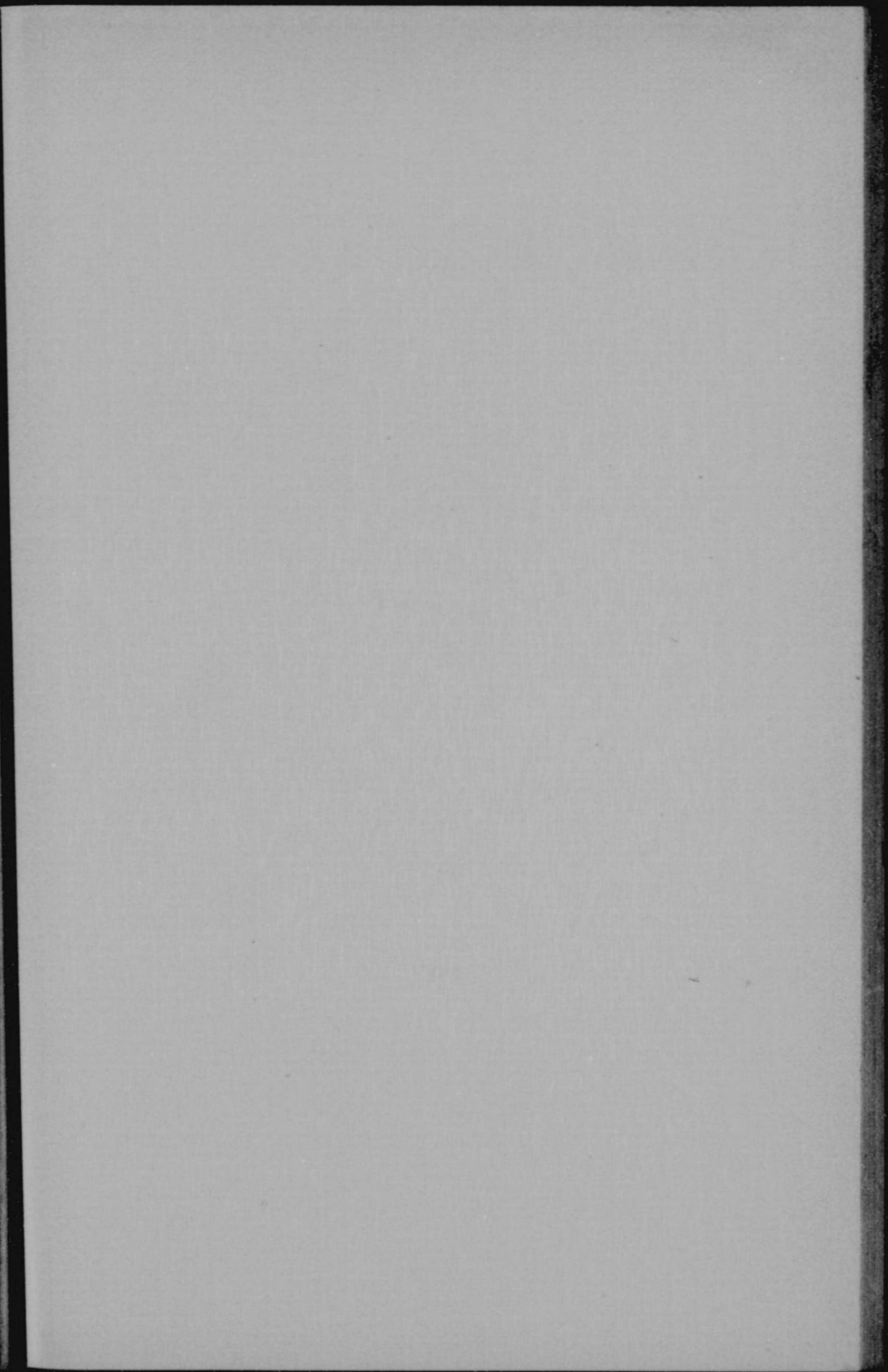


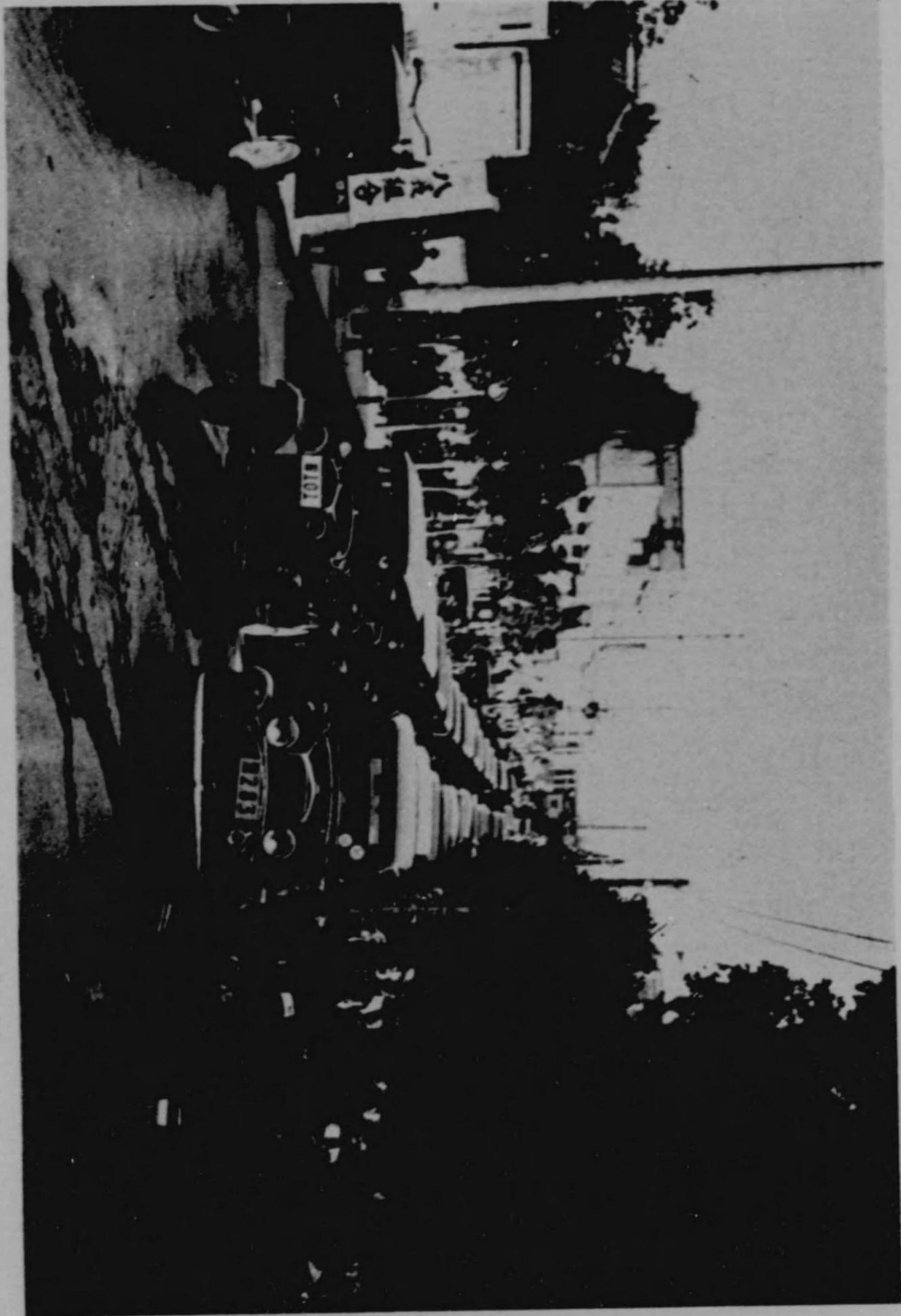
陸軍山學音樂隊演奏



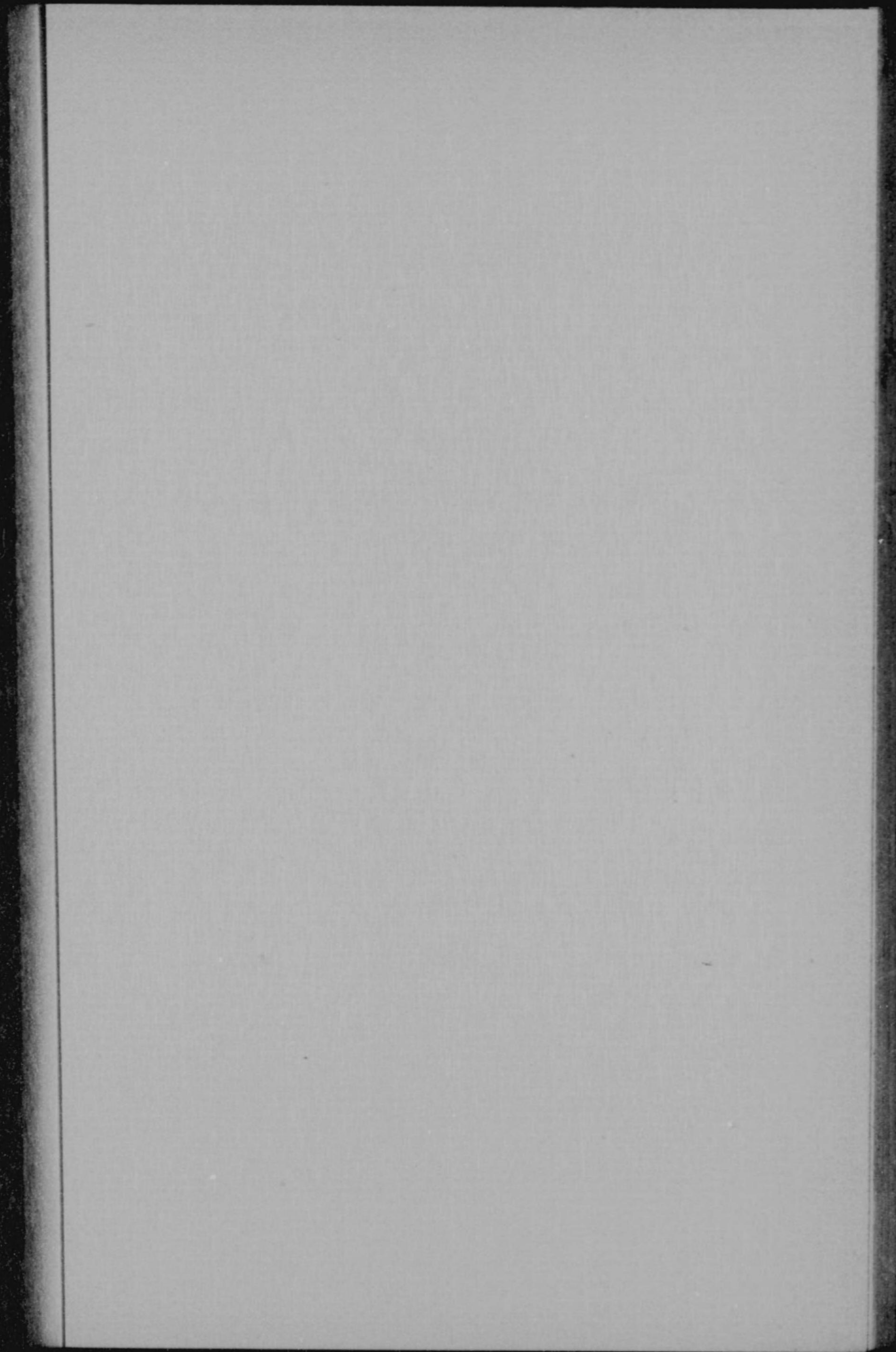
陸軍山學堂樂隊演奏

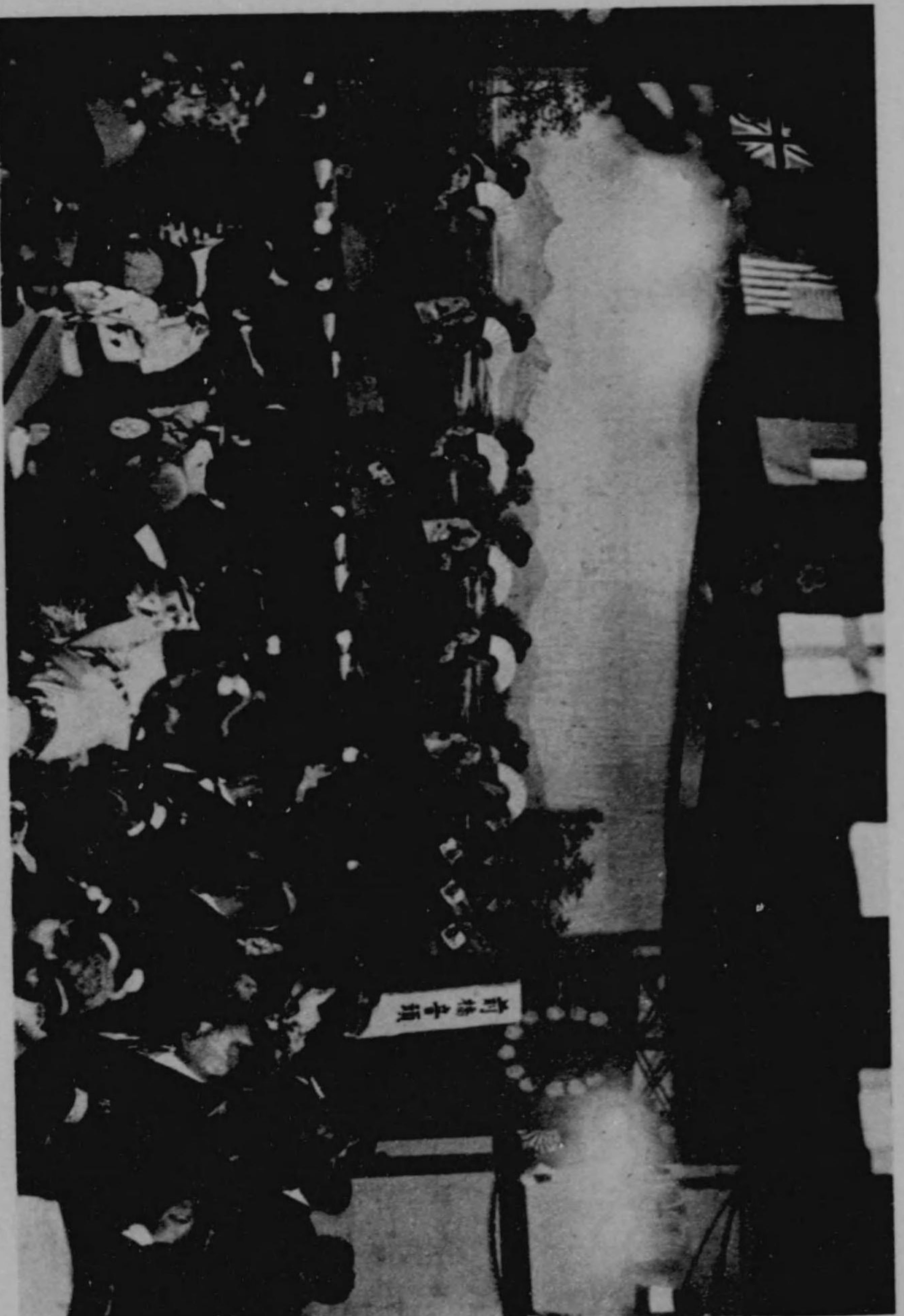






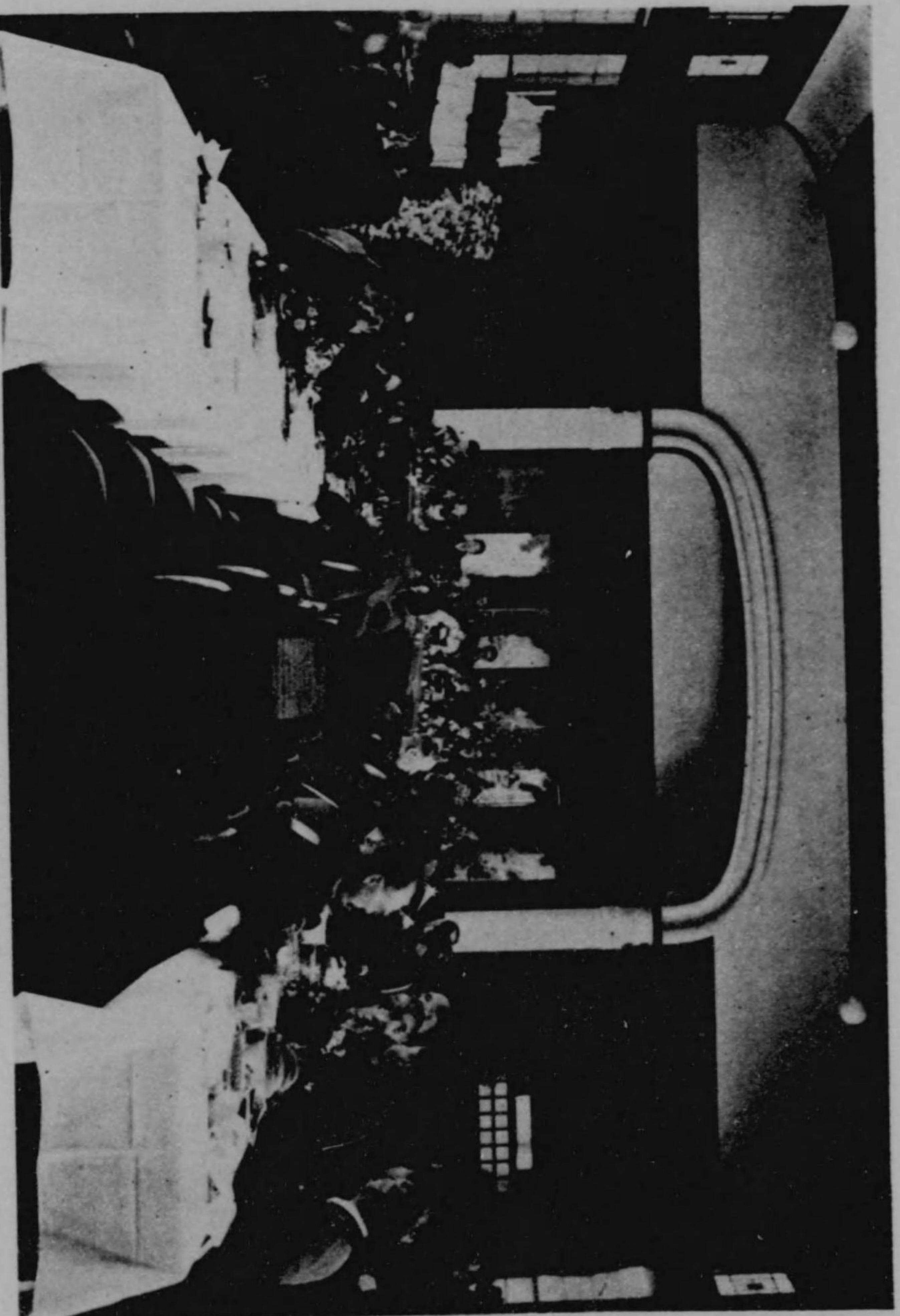
（前所議會工商）動出班真寫錄者記用新觀陪



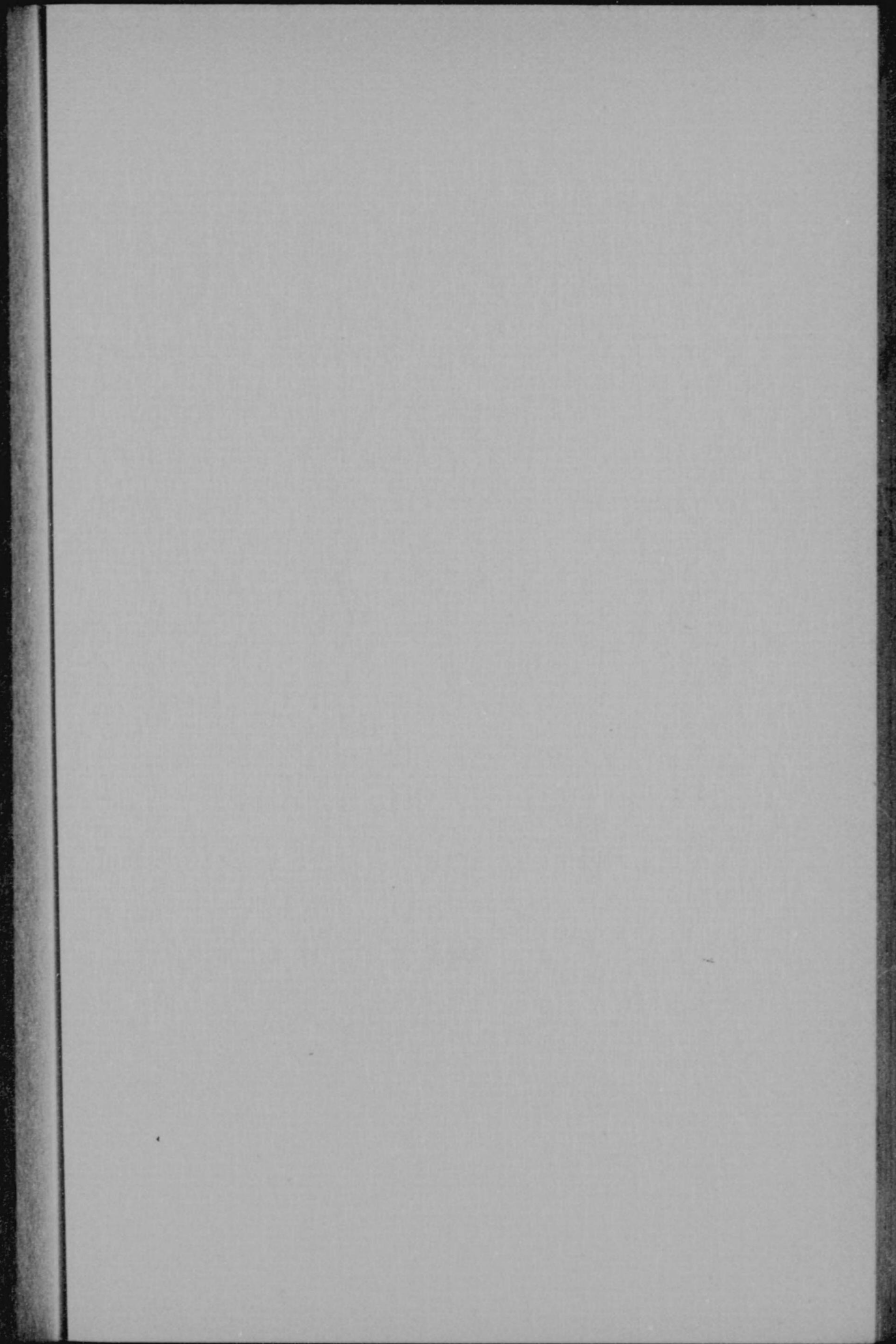


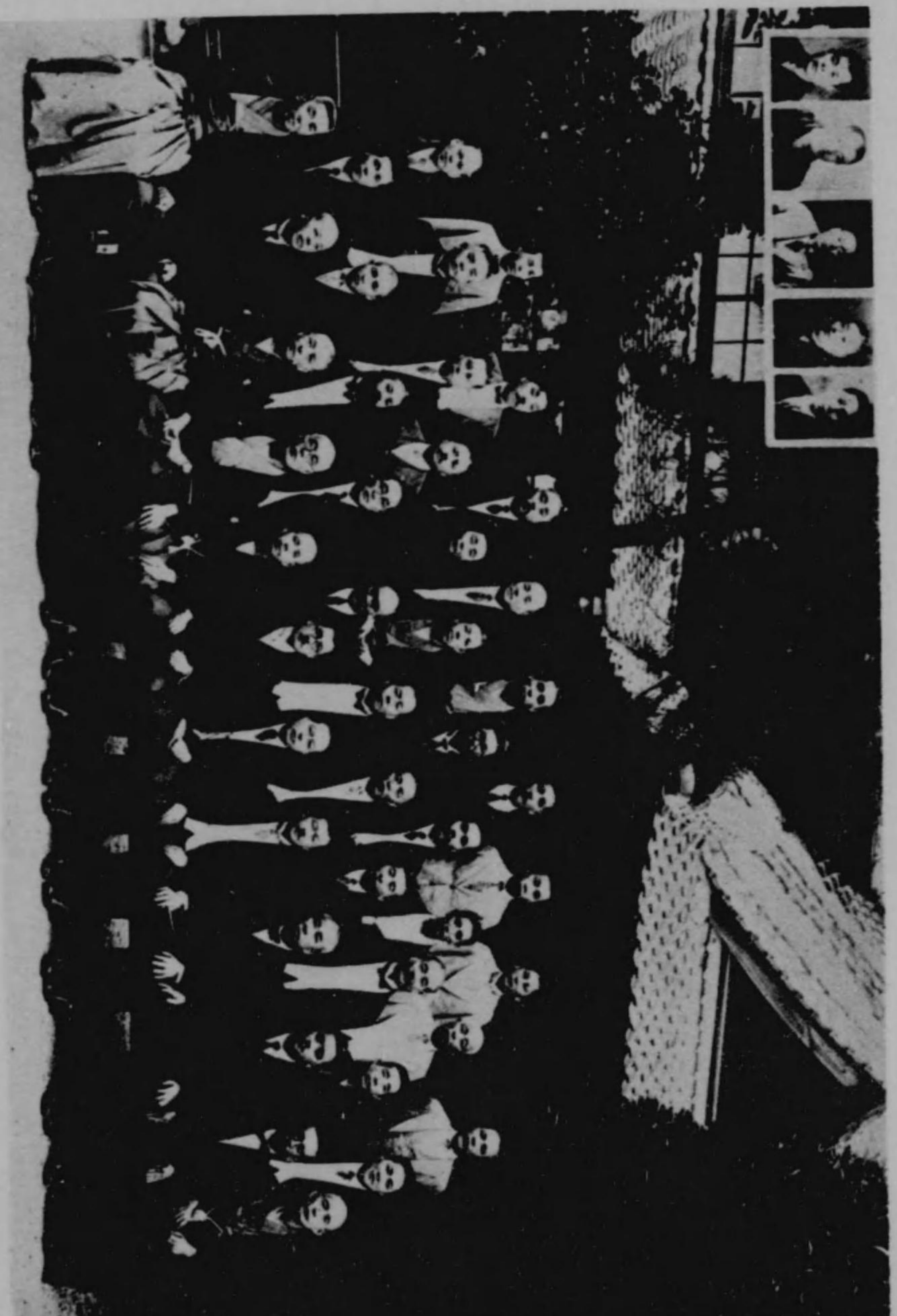
(前別團江臨) 會待招者記用新觀陪



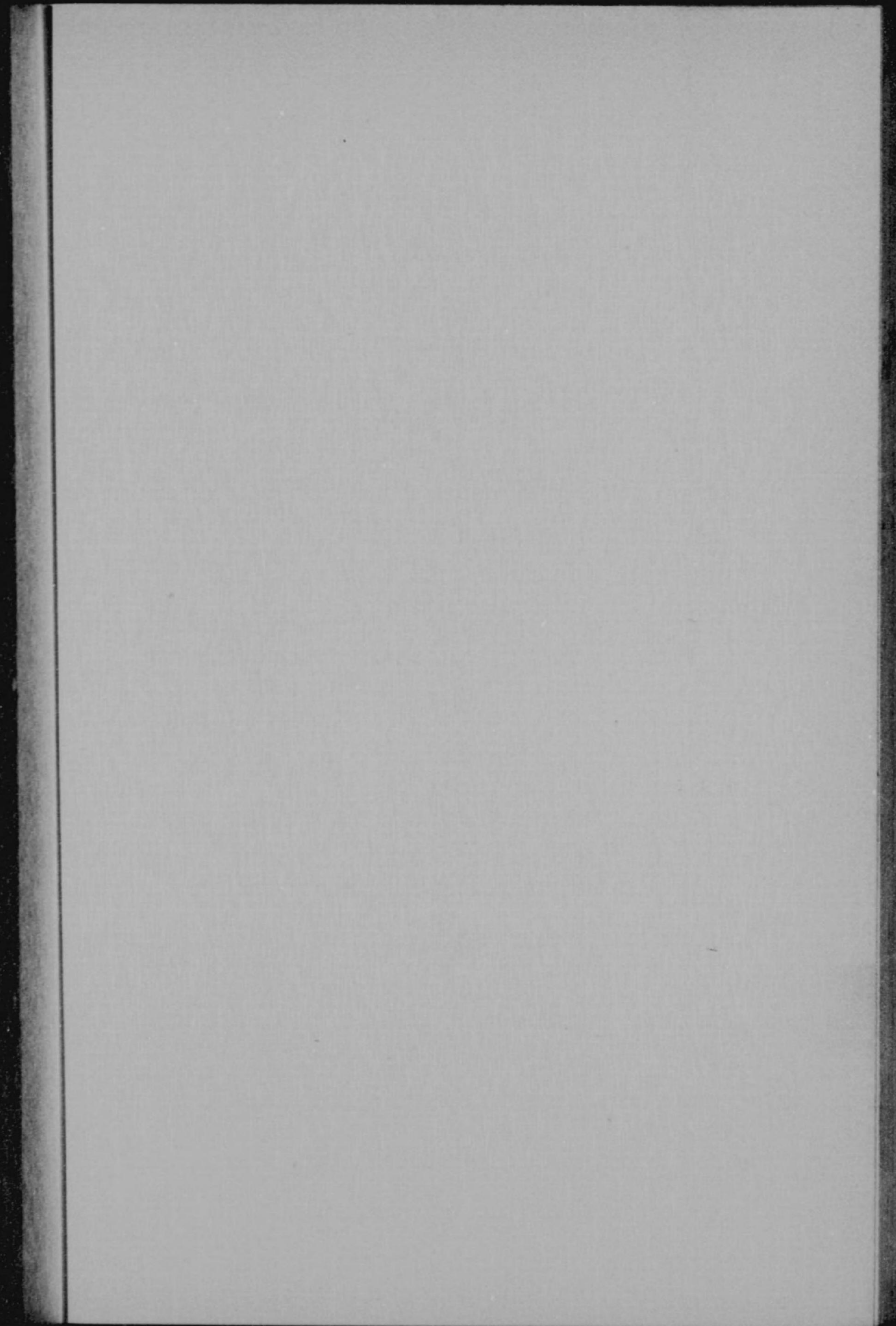


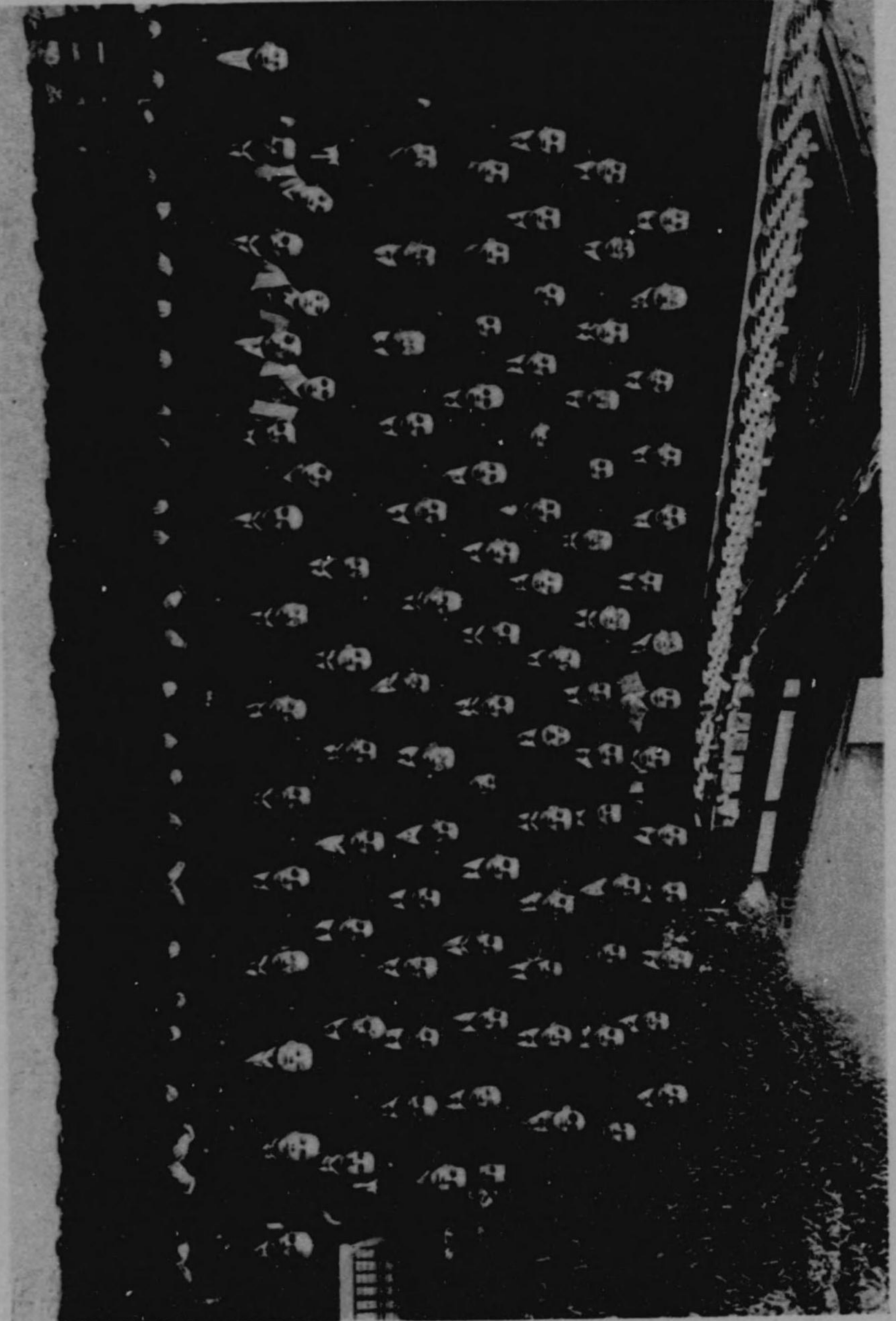
外 國 武 官 招 待 會 (多 倫 多 會 館)



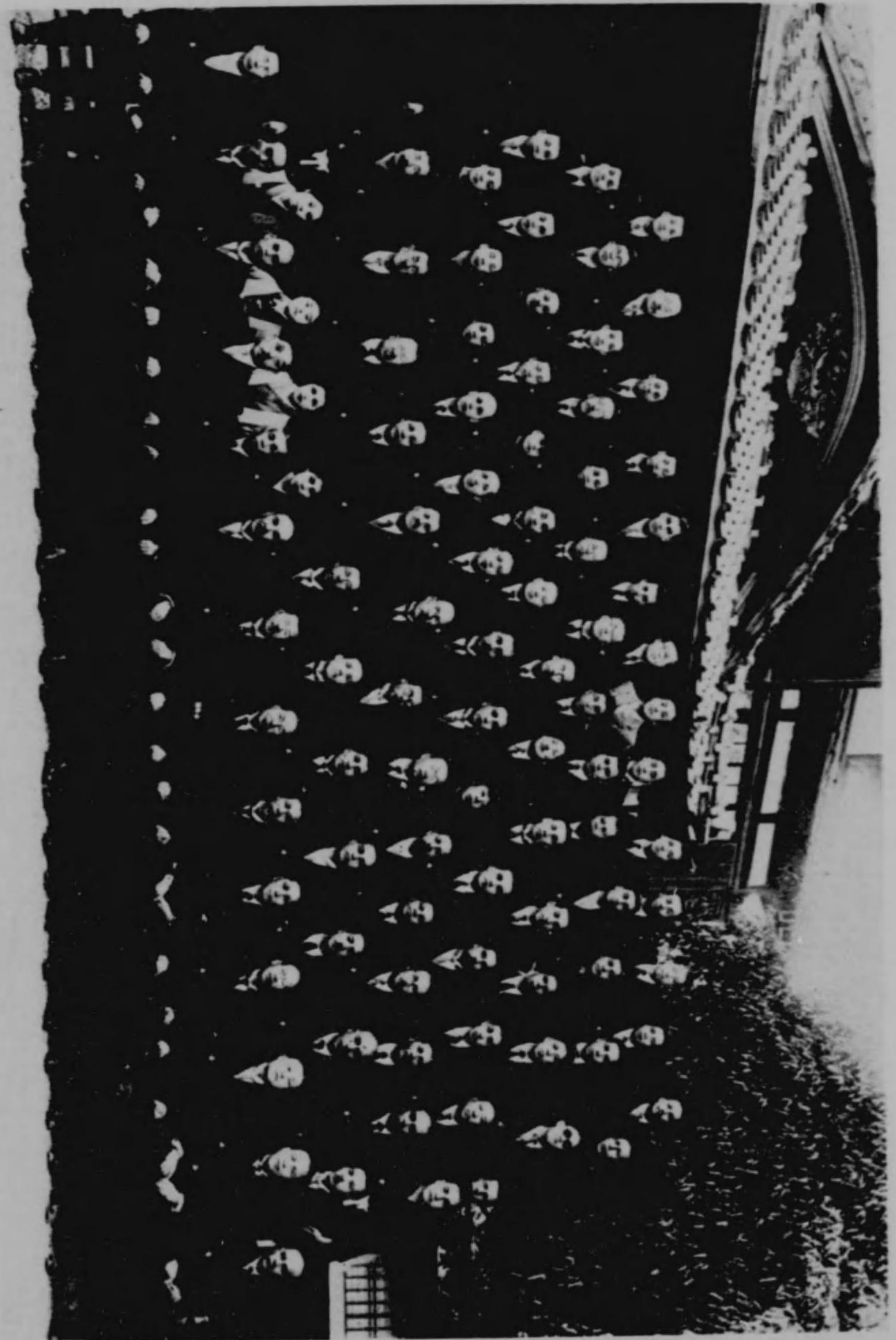


大演習關係豫算市會議員市長參與員

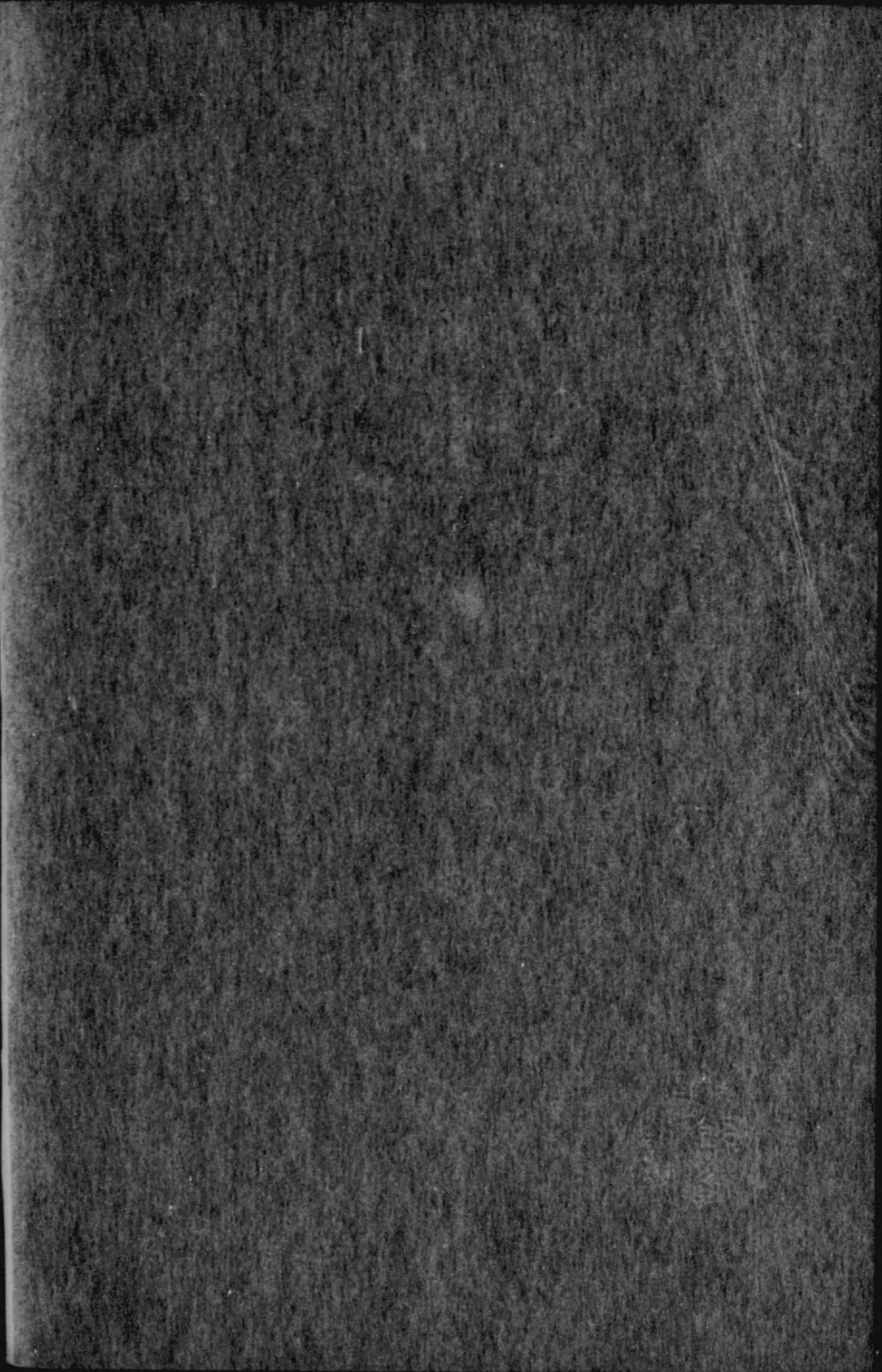


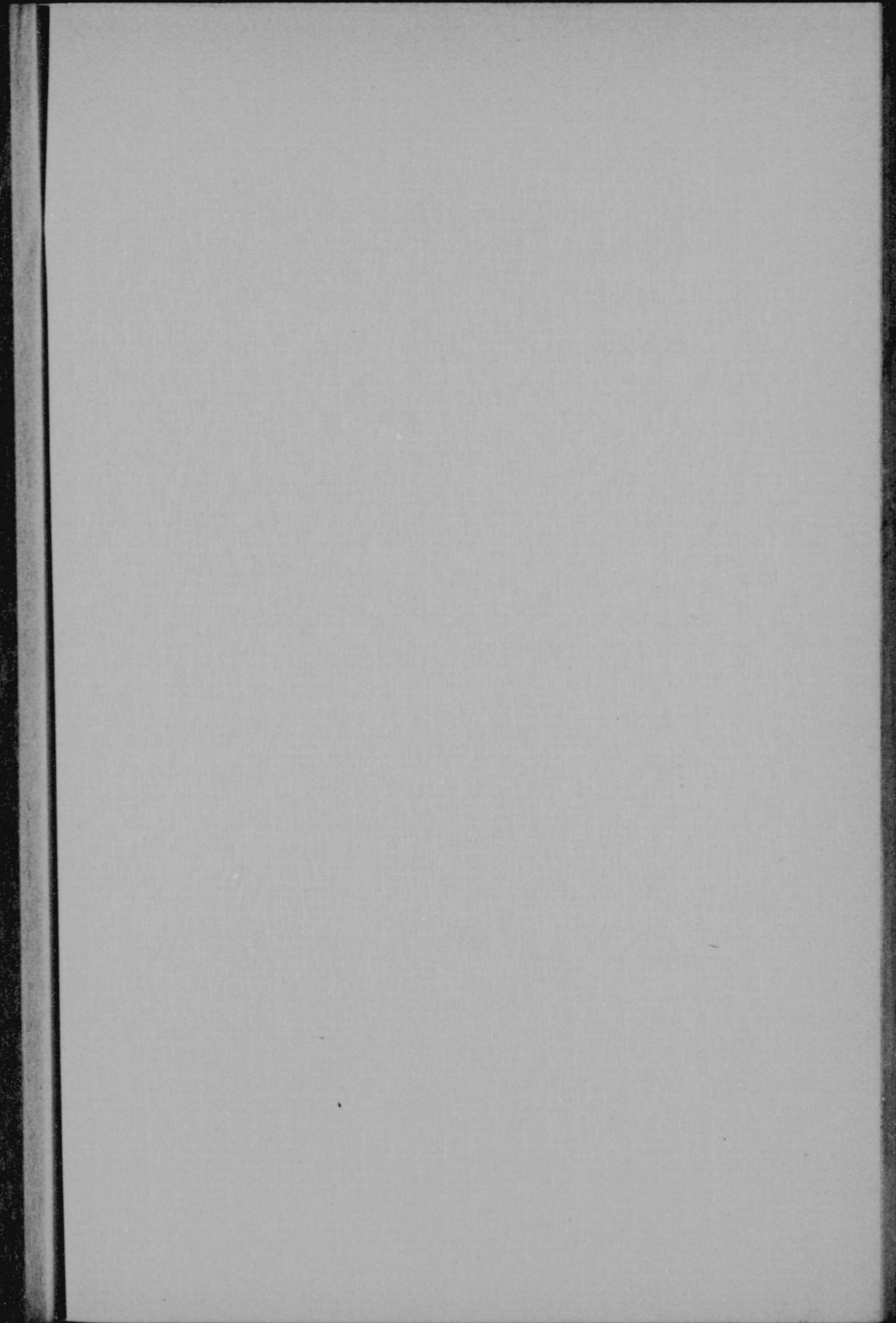


員保市保團習演大下以長市



市長以下大演習關保市保員







前橋市鳥瞰圖

昭和九年 陸軍特別大演習並地方行幸前橋市記録

第一篇 總 說

第一章 特別大演習と告諭通牒



第一節 特別大演習に就て

大元帥陛下 躬心を盡して治兵の績を監し給ふ、陸軍特別大演習とは抑々如何なる趣旨の下に、如何なる方法を以て實施せられ、又其の特色は那邊に存するか等の大體を會得するは、蓋し、大演習なるものを理解する、唯一の捷徑なるべし。因て此には、特別大演習統監部の發表せる、「特別大演習に就て」と題する、印刷物の全文を轉載し、以て本記録の發端とす。

特別大演習に就て

第一 頒布の趣旨

近代戦は國家の全力を擧げて行はるる國民戦争である。國防は單に軍隊のみを以て任すべきものではなく、國民全部が

總 說

負擔すべきである。昔は國防と云へば軍隊のみが任ずるもの様に思はれて居つたが、現今では軍隊は勿論國內にある老若男女總てが之を負擔せねばならぬことになつた。従つて國防の目的を達する爲には、軍隊も一般國民も共に平時から十分なる備へを有して居ることが必要である。

備へとは何か即ち軍隊としては内容を充實し、形而上下の訓練を周到にして其の精銳を計り、一般國民としては各業に勵みて國富を増加し、上下一致團結して祖國日本の文化と傳統とを擁護し、且つ之を發揮すると共に、萬一の場合は進んで國難に趨くの覺悟と能力を備へることである。

軍隊が平時から軍人精神の涵養に努め、各種の演習を実施するは全く右の用意に外ならぬのであるが、他面に於ては又國民の理解と相俟つて國民國防の實を擧ぐる一助となるのである。殊に特別大演習は畏くも 天皇陛下御親ら御統監遊ばされるのであるから、我が國としては最も意義深き大切なる年中行事の一つであつて、國軍演練の外に國民訓練の意味も多分に含まれて居るのである。即ち特別大演習に参加する軍隊及之を実施せらるる地方の官民は共に思ひを致し、錦旗のもとに勇躍以て其の實績を擧げねばならぬ。

本年の特別大演習は群馬、栃木及埼玉の三縣下に於て實施せられ、主として近衛・第一・第二及第十四師團の精銳が参加し大正十年以來の頗る大規模のものであつて、各師團の將兵と三縣下の官民は勿論、演習参加の將兵を出した各師團管下各縣一般としても亦これ至大の光榮と謂はねばならぬ。而して其の實施せらるる大演習の目的が那邊にあるかを知り、且つは同郷出身又は肉身の將兵が 陛下の御馬前で活躍する狀を偲ぶ、亦國民國防の意義を深からしむるものである。是れ本冊子を廣く一般に配賦する所以である。

第二 特別大演習の特色

一、特別大演習は畏くも 大元帥陛下が御統監遊ばされて、親しく國軍を訓練遊ばさると共に、統帥權確立の意義を明

にし給ふのである。

明治天皇は、中世武將即ち當時の政治家が兵馬の大權を獨占して居つた弊を改められ、軍人勅諭に『我國ノ軍隊ハ世世天皇ノ統率シ給フ所ニゾアル』と仰せられ、更に憲法第十一條に『天皇ハ陸海軍ヲ統率ス』と定めさせられた。斯くて統帥權の所在は、炳として日月の如く明かにして、陸海軍の統率が他の國務と異つて居ることは、日本國民の誰しも心得なければならぬことである。

他の演習では統監は臣下に御委任になるのであるが、此の特別大演習は必ず 陛下が御統監遊ばさるのが原則となつて居る。

陛下が政務御多端而も演習間の御不自由をも厭はせられず、歴年御親裁遊ばさるる所以は『天皇ハ陸海軍ヲ統率ス』との聖慮に出づるものと拜察されるのである。

本年も例年の通り 陛下が大演習を御親裁遊ばさるるのであるが、一般國民は此の機に於て前述の意義を更に明瞭に意識するであらう。

二、特別大演習は大部隊の演練を行はせらるるものである。

軍隊に入營した兵は、其の年の暮迄に一通りの軍務を覚え、翌年更に磨きをかけられ、立派な一人前の帝國軍人となつて郷に歸るのである。此の内毎年十一月頃、今迄教育されたことを實地に演習する秋季演習があるが、此の演習は師團内で行はれるだけであるから、師團以上の演練を行ふことが出来ない。茲に於て師團以上の大部隊を纏めて大兵團の演習を實施し、其の運用並に相互の連繫動作を演練する必要がある。是れ即ち特別大演習であつて、國軍としては毎年實施せらるるが、師團から云へば何年目かに一度之に参加することになるのである。

三、特別大演習に於ては 大元帥陛下が演習御統監と同時に一般民情を親しく覽はせられ、國民に普く聖恩に浴するの機

會を御與へになる。

大演習は單に軍隊の爲ばかりでなく、國民指導上に於ても亦極めて意義深きものである。大演習地に於て國民は齊しく天顏に咫尺し奉るの光榮を荷ひ又陛下が日夜御精勵の御模様を眼前に拜し得て全く感激に浸るのである。此の如く皇室と國民との接近は本演習御統監の際に於て彌々益々其の緊密の度を加へ、率士の演に至る迄皇恩に浴することの無量であることを深く感ずるのである。

四、特別大演習は演習を中心として皇室を初め奉り、軍隊地方官民舉つて天高肥馬の秋の野に興國的氣分を發揮し、演習地方一帯に互る興國運動となるのである。

毎年大演習のある地方は、所謂大演習氣分となり、秋晴れのすがすがしい天候に恵まれ、人の心は喜びに満つると共に一種云ふべからざる緊張味を加へ國民的團結、君民一致の言葉を如實に示すものである。即ち皇室を中心として國民が興國的氣分を發揮し、一種の興國運動となるのであるが、其の人心を鼓舞作興する蓋し甚大なるものがある。特に今回は現下の重大時局に際して此の感の一層深きを覺ゆるのである。

五、其の他特別大演習に於ては 大元帥陛下が親しく軍隊と苦樂を俱にし給ふを常とするのであるが、是れ亦國民として忘れてはならぬことである。

誠に畏れ多いことであるが大元帥陛下が大演習を御統監遊ばさる時は、陣中將兵と苦樂を俱にせらるると云ふありがたき思召に依つて、大本營の如きも縣廳、借行社、學校等を選ばせられ、其の御調度品も亦極めて御質素なものを用ひさせらるるを常とするのである。演習御統監の爲には、絶えず戦況に御注意あらせられ、深夜軍司令官を御召しになつて戦況を御下問あらせられることもあり、霜深き演習地に未明から統監部を進めさせらるることもある。又大正十年の大演習に於ては、畏くも露營迄も遊ばされたのであるが、一天萬乗の大君にして斯く迄軍事に御熱心な

る事を偲び奉る時我等は唯々恐懼感激の外ないのである。

大正十四年秋仙臺地方の大演習に於て、當時攝政にあらせられた今上陛下には夙夜演習御統監に御心を注がせ給ひし外、第一日の夜は古川と云ふ町の極めて簡素な一女學校に御假泊の上終夜御統監遊ばされ、第四日の朝は霜深い拂曉更に野外統監部に成らせられたのである。此の朝は霜深く寒い北風が吹いて居たから、陪觀の人々など何れも「マント」の襟に首を埋め、其處にも彼處にも焚火が始まると云ふ有様であつた。然るに陛下には風當りの最も強い高地の頂きに御野立ち遊ばされ、外套も召されず熱心に兩軍の戦鬪を御統監遊ばされた。畏くも一天萬乗の御身を以て斯く迄に遊ばされるを拜して陪觀者一同は感激し且つ恐懼すると共に「マント」姿も自然になくなり、其處彼處の焚火も消えてしまつたと云ふ様なこともあつた。

又昭和七年大阪地方の大演習觀兵式の際には陛下には御風氣に渡らせられしにも拘らず、折悪しく豪雨沛然として降り注ぐ中を頭巾をも召されず御乗馬にて御閑兵遊ばされ、之を拜した軍民は齊しく感涙に咽んだのである。

要するに大演習は軍隊は勿論國民一般としても最も意義深き年中行事の一つである。其の目的は又國軍訓練以外に國民訓練の意味を含み、畏くも皇室を中心として軍民一致協力將來に備へんとする興國運動と言ふべきである。天高く馬肥ゆる秋の野に上下一致團結して此の興國的氣分に浸る亦感激の極みではないか。

第三 特別大演習沿革の概要

明治六年四月上旬、相州鎌倉附近に於て野外教練を實施せられ 明治天皇が御親臨あらせられたのが、我が國に於ける此の種野外演習の嚆矢である。

同年四月二十九日には 明治天皇親しく近衛兵を率ひて千葉縣習志野に行軍、續いて同地に於て演習を御統監遊ばされた。其の時は陸軍大將西郷隆盛等が之に扈從した。

明治七年七月及十二月には東京近郊板橋附近に於ける諸兵連合演習に御親臨あらせられ、又明治十三年七月には伊勢國四日市地方に於ける大阪、名古屋兩鎮臺の演習を御親臨になつた。

明治十五年八月には東京、仙臺兩鎮臺及近衛兵を以て宇都宮地方に於て天覽演習を舉行せられた。當時は未だ特別大演習と名稱はなかつたが、其の當時の國軍の兵力に比すれば、其の参加部隊は却て現今の大演習よりも大なるものがあつた。此の時は恰も西南戦役等の經驗に基いて、實際的訓練の必要を認め、陣中勤務殊に長途行軍等の演習を勵行した時であり加ふるに 明治天皇身を以て範を垂れさせ給ふたので、國軍の練成上は勿論一般民心の刷興に一大衝動を與へた。

明治十四、十五年の交から我陸軍の諸制度改革より、明治二十二年には陸軍軍隊機動演習條例を制定せられ、又陸海軍大演習を舉行せられ、近衛第三、第四の三箇師團及海軍艦艇二十餘隻、運送船三隻が之に参加し 明治天皇親しく御統監遊ばされた。是れ實に本邦大演習の發端である。

次で明治二十四年八月特別大演習の制度が出来て 大元帥陛下之を御統監遊ばせられ、參謀總長は勅を奉じて其の計畫を立案することとなり現制度の端をなした。而して其の第一回は明治二十五年十月宇都宮地方で舉行せられ、参加師團は近衛第一、第二の三箇師團であつた。爾來昭和の今日に至る迄、戰時事變等の特別の場合を除き年々之を舉行せられて來たのである。今關東平地で行はれたもののみを擧ぐれば、前述宇都宮地方の大演習後於ては明治四十年に結城地方、明治四十二年に宇都宮地方、大正元年に川越地方、大正七年に利根川以北の關東平地、大正十年に武相平地、昭和四年に水戸地方で舉行せられ今年は八回目である。

第四 我が國に於ける特別大演習の方法

我が國に於ける大演習は、兩軍對抗の演習、或は陸海兩軍の聯合演習、或は一方軍を假設とする演習等色々の方法に依り行はれて居るが、通常は兩軍を實員とする對抗演習が行はれて居る。以下其の仕組の概要を述べる。

演習實施の地方が決定すれば、其の附近の數箇師團が参加することになり、之を兩軍に分ちて演習部隊が編成せられ、各軍司令官が勅命される。尙ほ此の外に統監部が編成せられ、審判官等が定められて演習の各機關が出来来る。

此の兩軍は演習開始の一、二日前に、相互に秘密にされて居る地區に集中する。而して其の集中地は、通常演習開始の日又は翌日兩軍が接觸し或は戰闘し得る位の距離に離隔されると共に、兩軍に與へられたる方略には其の距離に接近すれば、通常實戰に於ても知り得る程度に對手軍の情況が示されてある。愈々演習開始となれば兩軍司令官は此の方略に示された敵情、任務及一般地形等を稽へて命令を下し、軍隊は其の命令に基いて行動を開始し、飛行機が飛び騎兵が走り急に戰の氣分が漲り互るのである。

斯くて兩軍は相向つて前進し、騎兵、飛行機は敵情を搜索して指揮官に報告する、指揮官は之に基いて對策を講ずる、愈々接近すると戰闘の準備展開をする。そして砲兵が火蓋を切り壯烈な戰闘の序幕が開かれる、所が砲兵が射つても空包であるから相手には其の効果が判明しない、こんな時には審判官が直ちに敵砲の効果を通告する、演習部隊は審判官の與へた此の情況に基き對策を講ずる、此の處置は步兵戦に於ても同様であるが、要は演習を實戰的に導かんとするのである、兩軍が接近すると突撃となるのであるが、之も眞の突撃が出来ない、之には規定があつて演習の場合には、敵前二十米に接近せば停止することになつて居る。而して其の勝敗は審判官が全般の態勢から考へて審判する。斯くて演習が一段落つくと更に統監の第二の指導に基いて演習が再開される。

我が國の大演習は右の様な方法で行はれるのが通常であつて、師團内で行はれる普通の演習も同一要領である。但し後者は運用部隊が小さく、其の編成等も大演習に比すれば極めて小規模である。

第二節 知事 告諭

昭和九年秋十一月本縣を中心として、陸軍特別大演習の舉行せらるるに方り、畏くも 聖上陛下には親しく六軍の貔貅を御統監遊ばされ、御終了後は、鳳輿を各地に枉げさせ給ひ、學術・社會・産業・自治・其他各般の施設並民情を具に覽はせ給ふべき趣を拜聞するや、百二十萬縣民は天に歡び地に喜び 龍駕を迎へ奉るの目を翹首して待望せり。就中 我が前橋市は既往に於て 皇室の恩寵を蒙ること特に至大なるものあり、即ち 明治大帝の本縣に行幸あらせられしは、前後三回にして其の兩度は本市に行在所を置かせ給ひ、次で 大正天皇の東宮に在せませし時、縣下への行啓は三度なりしが、是れまた二回は、本市臨江閣を以て御旅館に充用遊されたる等、其の光榮は市民の牢記して、感銘尙新なる所なり。然るに今また本秋を期し、前後九閱日に亘り 陛下の御駐蹕を仰ぎ奉ると洩れ承り、本市民は榮光に輝く畢世一遇の盛事に想到し、歡喜々躍指く能はず、和衷協力誠款を竭して、奉迎の準備に之れ努め、聊も過誤なからむことを期したりしが、六月二十五日本縣知事は告諭を發して、其の戒心すべき事項を擧げ、官民融合都鄙一致、相俱に奉公の至誠を效し、依て以て本縣傳統の美風を發揮すべき旨を諭示せられたり。其の全文左の如し。

告 諭

群馬縣告諭第一號(官)

今秋、本縣ヲ中心トシテ、陸軍特別大演習舉行セラレ、畏クモ 天皇陛下ニハ、親シク之ヲ御統監アラセラレ、更ニ聖駕ヲ縣下各地ニ枉ゲサセ給ヒ、具ニ民情ヲ贊ハセラルベキ旨洩レ承ル、是實ニ昭代ノ盛事ニシテ、本縣ノ光榮之ニ過グルモノナク、燦タル錦旗ノ翻ル所、山川爲ニ一段ノ光輝ヲ加フベク、洵ニ感激ニ堪ヘザルナリ。

正雄、不敏、知縣ノ任ニ在リ、適ニ此ノ盛事ニ遭ヒ、恐懼措ク所ヲ知ラズ、一ハ以テ無上ノ光榮ニ感激シ、一ハ以テ其ノ責任ノ重大ナルヲ痛感ス、茲ニ特ニ戒心ヲ要スベキ事項ヲ擧ゲテ、我が忠誠ナル縣民ニ諭シ、相俱ニ、銳意奉公ノ至誠ヲ竭サンコトヲ期ス。

一、縣民傳統ノ精神ヲ振作シ、益々忠誠ノ實ヲ效スベシ。

我が上毛ノ地、山水秀麗、古來幾多ノ偉人傑士ヲ輩出ス、從テ勤王報國ノ事蹟亦枚舉ニ遑アラズ、今數月ノ後、此地ニ 聖駕ヲ迎フルノ光榮ニ浴セントス、苟モ縣民タル者ハ、此ノ機ニ際シ、遠ク先賢ノ遺烈ヲ偲ビ、深ク傳統ノ精神ニ顧ミ、益々忠誠ノ心ヲ養成シ、君國ノ爲、各自其ノ本分ヲ守リ、又其ノ生業ニ精進シ、小ニシテハ、一村一家ノ隆盛ヲ圖リ、大ニシテハ一國一縣ノ發展ヲ策セザルベカラズ、是實ニ所謂傳統ノ精神ヲ振作シ、益々忠誠ノ實ヲ效ス所以ノ途ナリトス。

二、和衷協同ノ精神ヲ重ンズベシ。

凡ソ社會ノ事象相關連セル以上、和衷協同ノ精神ノ重ンズベキハ論ヲ俟タザル所ナリ、然ルニ、事アルノ際、却テ小事ニ拘泥シ、感情ニ走り、往々紛議ヲ生ズルコトアルハ誠ニ遺憾トスル所ニシテ、特ニ此ノ精神ノ必要ヲ痛感セズンバアラズ、今秋 聖駕ヲ迎へ奉ルニ際シ、縣民ハ各自、事ニ當ルニ和衷協同ノ精神ヲ以テシ、常ニ感情ヲ制シテ、眼ヲ大局ニ注ギ、克ク互讓妥協ヲ旨トシ、苟モ紛擾ヲ後日ニ貽スガ如キコトナカルベシ。

三、意ヲ保健衛生ニ留メ、特ニ傳染病ノ豫防ニ努ムベシ。

本年ハ 聖駕ヲ奉迎シ、且多數軍隊ノ駐屯スベキ年ナルヲ以テ、縣民ハ各自相戒メテ、特ニ保健衛生ニ留意シ、協力一致極力防疫ノ途ヲ講ジ、萬遺漏ナキヲ期スベキハ勿論、不幸ニシテ傳染病發生シタル時ハ、直ニ適當ナル處置ヲ爲シ、全力ヲ擧ゲテ之ガ撲滅ヲ期スベシ。

四、綿密周到ナル注意ヲ以テ、各種ノ災害ヲ未然ニ防止スベシ。

願フニ、各種ノ災害ハ、人心弛緩シ、周到綿密ナル注意ヲ缺クニヨリテ生ズルモノ多シトス。聖駕御駐蹕中ハ勿論、尙其ノ前後ニ於テ、萬一火災其ノ他ノ災害ヲ生ジ、爲ニ種々ノ計畫ニ齟齬ヲ來シ、且人心ニ不安ヲ與フル如キアラバ遺憾之ヨリ大ナルナキノミナラズ、洵ニ恐懼ニ堪ヘザル所ナリ、是ヲ以テ、各自相戒メテ、平素各方面ニ注意ヲ拂ヒ、以テアラユル災害ヲ未然ニ防止セザルベカラズ。

五、貴顯ニ對スル應接ト、軍隊ニ對スル接遇トニハ、特ニ懇切丁寧ヲ旨トスベシ。

大演習ニ當リテハ、多數宮殿下ノ御参加アラセラルルヲ始メトシ、其ノ他貴顯紳ノ陪觀セラルル者甚ダ多ク、演習ニ参加スル軍隊ノ將士、亦其ノ數ヲ知ラズ、縣民ハ、各自一層言行ヲ慎ミ、威儀ヲ正シ、懇切丁寧、眞情ヲ以テ之ニ接シ、且最善ノ便宜ヲ計ル用意ナカルベカラズ、然レドモ、徒ラニ華奢ニ流レテ街誇ヲ競ヒ、爲ニ待遇應接ノ本旨ヲ誤ルガ如キコトナキヲ要ス。

之ヲ要スルニ、曠古ノ光榮ニ浴スベキ我ガ縣民ハ、須ラク今ヨリ心ヲ正ウシ、性ヲ養ヒ、官民一體、都鄙一致、赤子ノ至情ヲ捧ゲ、恭敬事ニ當リ、克ク傳統ノ美風ヲ發揮シ、赤誠ノ凝ル處、理想ノ群馬縣ヲ現出シ、聖駕ヲ迎ヘ奉ルニ些ノ遺憾無カラシコトヲ期スベシ。

昭和九年六月二十五日

群馬縣知事 金 澤 正 雄

第三節 學務部長通牒

前節に掲出せる知事告諭の趣旨徹底方ニ關シ本縣學務部長は、十月二十二日教第五百七十號を以て、市町村長・公私立

中等學校長・小學校長・實業補習學校長・公立幼稚園長宛、左記通牒を發せられたり。

教第五七〇號

昭和九年十月二十二日

- 市 町 村 長 殿
- 公私立中等學校長 殿
- 小 學 校 長 殿
- 實業補習學校長 殿
- 公立幼稚園長 殿

學 務 部 長

聖駕奉迎ニ關スル告諭ノ趣旨徹底方ニ關スル件

近ク本縣ヲ中心トシテ行ハセラルル陸軍特別大演習竝地方行幸ニツキテノ一般心得ニ關シテハ曩ニ群馬縣告諭第一號ヲ以テ指示セラレタルヲ以テ各位ノ既ニ了知セラルル所ナレトモ尙特ニ左記事項ニ留意セラレムコトヲ望ム

記

- 一、奉送迎心得ニツキテハ既ニ夫々指示スル所アリタレトモ群衆ノ集合移動ニ當リテハ動モスレハ秩序ヲ失ヒ時ニ不慮ノ災ヲ招クカ如キコトナキヲ保シ難キヲ以テアラユル場合ヲ豫想シテ善ク綿密ナル計畫ヲ樹テ終始整然タル秩序ノ許ニ靜肅且敏速ニ行動シ萬遺漏ナカラシムコトヲ期セラレタシ

總 說

- 二、今回群馬縣師範學校及群馬縣立前橋中學校ニ行幸遊ハサルル旨御内定アリ尙縣下各種ノ學校ニ御使御差遣ノ旨漏レ承ルハ洵ニ恐懼ニ堪ヘサル所ナリ苟モ教育ニ關係アル者ハ皆 聖旨ノ優渥ナルニ感激シテ益々其ノ本分ヲ盡シ以テ教育ノ實績ヲ擧ケラレムコトヲ切望ス
- 三、教員奉拜ノ事ハ單ニ教員タル者ノ光榮タルノミニアラスシテ苟モ教育ニ關係アル者ノ等シク光榮トスル所ナルヲ以テ各位ハ當日ニ於テ眞ニ人ノ師表タルニ恥チサル模範的行動ヲトルヘキハ勿論尙其ノ光榮ヲ永ク心肝ニ銘シテ兒童生徒ノ教養ニ當リ又關係當局ト相提携シテ益々教育尊重ノ思想ヲ旺ニシ以テ報國ノ實ヲ擧ケラレムコトヲ望ム
- 四、今回ノ御親閱參加縣ハ本縣ヲ始メ六縣ニ互リ學生、生徒及青年ノ參加人員實ニ四萬ヲ超エ極メテ大ナル團體ナルヲ以テ之カ行動ニ一絲紊レサル統制ヲ保タシムルハ頗ル困難ナル事項ナリトス然レトモ要ハ個人ノ動作カ其ノ基礎ヲナスモノナルヲ以テ各位ハ善ク其ノ率キル團體内ノ個人ヲ訓練シ由テ以テ大團體行動ノ基調ヲラシムル様努力セラレタシ尙大部隊ノ野營ハ種々困難ノ伴フヘキヲ豫想セラレトモ善ク之ニ堪ヘテ眞ニ生徒ノ本領ヲ發揮セシムル様指導セラレタシ
- 五、災害防止ニツキテハ常ニ各位ノ留意セラルル所ナルヘキモ御駐紮中及其ノ前後ニ於ケル事故ハ其ノ影響スル所甚大ナルノミナラス又洵ニ恐懼ニ堪ヘサル所ナルヲ以テ各位ハ特ニ此ノ點ニ留意シ火災、盜難其ノ他アラユル事故ヲ未然ニ防キ警備上遺憾ナキヲ期セラレタシ
- 六、大演習中ハ勿論其ノ前後ニ於ケル鐵道等ニ依ル輸送ハ平時ニ於テ想像シ得サル困難アルヘキヲ以テ演習拜觀、御親閱其ノ他各種行事ニ於ケル團體輸送ニ付テハ早クヨリ萬全ノ計畫ヲ樹テ遺漏ナキヲ期セラレ度殊ニ事故ヲ未然ニ防止スル點ニツキ特別ノ考慮ヲ拂ハレムコトヲ望ム

第二章 基本準備

第一節 前例調査

陸軍特別大演習が群馬・栃木・埼玉の三縣下に於て、實施せらるることの決定を仄聞するや、本市に於ける基本準備の参考に資する爲、前演習地たる、岡山(昭和五年)熊本(昭和六年)福井(昭和八年)等の各市長に對し、左記依頼狀を發し、先づ先例の調査に著手したり。

拜啓時下餘寒殊に難凌候御益々御清穆奉賀候 陳者今秋の陸軍特別大演習は本市を中心として舉行せらるる趣仄聞候に付ては御繁務中乍恐縮不取敢貴市に於ける先例につき左記事項承知致度候條至急御回示相煩し度御依頼申上候 敬具

昭和九年二月十五日

前橋市長 江 原 桂 三 郎

岡山市長 守屋松三郎殿

熊本市長 山田珠一殿

福井市長 大月齊庵殿

記

- 一、貴市に於て實施せられたる事業接待の方法及事務の分掌並執行の概要
- 二、右に要したる經費豫算(起債、増税等の財源共詳細)
- 三、大演習に關する記録印刷物一部御送付相成度

總 說

四、其他参考となるべき事項
 右に對しては夫れ／＼回答に接したるも、更に詳細なる實地調査の切要を痛感し、左表の如く視察員を各方面に派遣したり。

視察地	期 間	視 察 員
福 井 市	自二月二十六日 至三月一日四日間	主 事 新井保彦 市會議員 井上平 同 小野田佐四郎 同 鹿野良隆 主 事 伊能健一郎 同 道下富一郎
水 戸 市	自三月十七日 至三月二十四日間	市會議員 井口伊作 同 鈴木喜十郎 同 木部末男 主 事 中元信太郎 同 石崎藤太郎
福 井 市	自三月六日 至三月十五日日間	市會議員 野條愛助 同 佐藤榮太郎 主 事 木村次男 同 蓮 伴 助 同 今井雅一郎
名 古 屋 市	自三月八日 至三月十五日日間	市會議員 野條愛助 同 佐藤榮太郎 主 事 木村次男 同 蓮 伴 助 同 今井雅一郎
福 井 市	自四月三十日 至五月三日四日間	市長 江原桂三郎 市會議員 羽生田俊次 書記 田村直記
福 井 市	自七月八日 至七月十五日日間	助 役 堀 康 雄

前記視察員の調査は、大演習に關する一切の事項を網羅して詳細を極め、本市に於ける諸般の計畫を進むる上に、多大の便益を齎したるが、先之、出發以前に豫定せる調査事項の概要は、左記の如し。

調 査 事 項

- 一、市内行幸道路の清掃及撒水等は縣、市、地元町等何れに於て實行せしや
- 一、市内に地方行幸遊されたる箇所
- 一、石油乳劑撒布狀況一戸當り經費及之に對する市費補助割合、購入先等
- 一、市民よりの天覽品を市にて取纏め天覽に供する場合運搬及包装等に市費を要せしや或其の取扱狀況
- 一、市立學校使用の場合電燈其他必要な設備は市に於て之を調備せしや
- 一、參謀總長宮殿下御招宴會場に市役所を充てられし際特に御休憩所洗面所等の設備を爲したるや
- 一、有資格者及團體奉迎の場合御道筋に蔭を敷き奉迎せしめたるや若し之を用ひたりとせば其の設備及取片付は縣市何れにて取扱ひたるや
- 一、前項以外一般市民の奉迎に蔭を用ひたるや及其の詳細
- 一、有資格者高齢者等の調査及其の異動整理方法
- 一、奉送迎參列者（學校生徒兒童）は小國旗を携帯せしや
- 一、提燈行列に用ひたる提燈の様式及規格等統一の狀況
- 一、高齢者・傷痍軍人・軍人遺族・功勞者の調査に關し特に留意せし事項
- 一、青年訓練所生徒及青年團員の活動狀況
- 一、學校及青年訓練所生徒御親閲拜受の爲銃・劍・背囊・水筒等制規の服裝を完備せられしや

- 一、學校成績品天覽會場として大本營以外學校其の他の場所を充てられしや
- 一、學校職員の製作に係る天覽學術研究物の狀況
- 一、天覽學術研究物に關し市の特別出品狀況
- 一、小學校及中等學校に於て休業したる日數及其の時期
- 一、貴賓訪問の範圍及回數
- 一、驛前其の他出張所及救護所等には宿泊勤務をせしめたるや
- 一、市内に宿泊せられたる貴賓の員數及其の資格別
- 一、統監部用馬繋場及車庫は縣市何れに於て設備せしや
- 一、糶秣置場を如何に設備せしや
- 一、演習部隊宿營人員數は何月頃判明せしや
- 一、演習部隊の滞在日數
- 一、乞食、浮浪者、未監置精神病者の處置方法
- 一、チブス豫防注射の狀況

第二節 協 議

一、縣主催の打合會

縣主催の協議打合會は屢々開會せられ、文書に依る通牒の外、或は便宜電話を以て召集せられたることも再三なりしが

其の主なる打合會は左記の如し。

第一 回 (昭和九年二月二十四日知事官房主事依命通牒)

大演習事務打合會

期 日 昭和九年二月二十六日

會 場 群馬縣廳

參會範圍 縣 前橋市 高崎市

本市出席者 市長 江原桂三郎 助役 堀 康 雄 收入役 大島福太郎
 主事 新井保彦 主事 今井雅一郎 主事 伊能健一郎
 主事 中元信太郎 書記 福田林造 書記 小野正利
 書記 豊島 元 書記 戸神重平

打合事項

一、今秋の陸軍特別大演習は、本縣を中心として舉行の趣其の筋より内示ありたる旨、知事より内達ありたり。

第二 回 (昭和九年三月五日知事官房主事通牒)

大演習事務打合會

期 日 昭和九年三月八日

會 場 群馬縣廳

參會範圍 參謀本部 宮内省 縣 前橋市 高崎市

本市出席者 市長 江原桂三郎 助役 堀 康 雄 主事 新井保彦

總 說

書記 小野 正利 書記 豊 島 元

打合事項

- 一、陸軍特別大演習並地方行幸に關し縣の方針を知事より發表あり。市に於ても縣の方針に基き準備を進むべき旨の指示ありたり。
- 二、參謀本部牟田口庶務課長より左記要旨の口演あり。
 - 一、本年特別大演習に就て
 - 二、統監部業務に就て
 - 三、演習に關する秘密保持に就て
 - 四、鹵簿に就て
 - 五、奉送迎の要領に就て
 - 六、御警衛に就て
 - 七、交通整理並警戒線の通過に就て
 - 八、演習陪觀並拜觀に就て
 - 九、觀兵式に就て
 - 一〇、野外統監部の設備擔任區分並土木工事に就て
 - 一一、宿舎に就て
 - 一二、車輛に就て
 - 一三、損害賠償に就て

第三回 (昭和九年三月十六日縣警察部長通牒)

衛生事務打合會議

期 日 昭和九年三月二十六日
 會 場 群馬會館
 參會範圍 各市町村衛生係主任
 本市出席者 書記 豊 島 元
 打合事項

- 一、衛生諸施設に關する件 (第九篇第二章第二節參照)

第四回 (昭和九年四月二十日縣兵務部長通牒)

陸軍特別大演習接待事務關係市町村係員協議會

期 日 昭和九年四月二十四日
 會 場 群馬縣廳
 參會範圍 縣 前橋市 高崎市 伊香保町 磯部村
 本市出席者 主事 伊能健一郎 主事 中元信太郎 書記 西村忠三郎
 書記 石 井 昇 書記 福田 林 造

協議事項

總 說

總 說

二〇

- 一、接待事務の基準員數に關する件
- 二、接待事務の執行に關する件
- 三、宿舍調査の標準戸數に關する件
- 四、宿舍調査の實施並其の方法に關する件
- 五、宿舍の割當に關する件
- 六、接待補助員に關する件

第五回 (宮廷係長より電話通牒)

大演習事務打合會

期 日 昭和九年六月十一日

會 場 群馬縣廳

參會範圍 縣 前橋市 高崎市 桐生市

本市出席者 市長 江原桂三郎 助役堀 康雄

主事 伊能健一郎 書記 小野正利 主事 新井保彦

打合事項

- 一、豫算に關する件
- 二、奉送迎に關する件
- 三、皇族御接伴に關する件
- 四、接待に關する件

第六回 (昭和九年六月十四日縣兵務部長通牒)

特別大演習陪觀貴賓宿舍に關する打合會

期 日 昭和九年六月二十一日

會 場 群馬縣廳

參會範圍 參謀本部 縣 前橋市 高崎市 伊香保町 磯部村

本市出席者 助役堀 康雄 主事 伊能健一郎 書記 竹淵椿太郎

打合事項

- 一、皇族御宿舍及貴賓宿舍に關する件
- 一、演習參加部隊宿營に關する件
- 一、鐵道並警察關係及御親閱團體宿舍に關する件
- 一、特別大演習の爲準備すべき豫定建物及宿舍の件
- 一、統監部職員陪觀者等の旅籠料の件
- 一、軍隊宿舍料定額の件

第七回 (昭和九年七月六日皇族御接伴係長電話通知)

皇族御接伴に關する係委員打合會

期 日 昭和九年七月九日

會 場 群馬縣廳

參會範圍 縣 前橋市 高崎市

總 說

二一

本市出席者 主事 伊能健一郎

打合事項

- 一、庶務委員心得
- 二、御宿舍委員心得
- 三、野外御接待委員心得
- 四、各委員心得

第八回 (昭和九年九月十二日縣兵務部長通牒)

奉送迎事務打合會

期 日 昭和九年九月十五日

會 場 前橋市久留万高等小學校

參會範圍 縣 前橋市 高崎市 桐生市

外に三市管内公私立學校長 在郷軍人分會長

本市出席者 男女青年團長

主 事 新井保彦

書 記 飯島重次

職業紹介所 加藤立成

青年訓練所 小暮磯重郎

職業紹介所 田部井 格

職業紹介所 加藤立成 書 記 清水兵士

青年訓練所 小暮磯重郎 職業紹介所 田部井 格

打合事項

- 一、奉送迎事務に關する件

第九回 (昭和九年九月五日知事官房主事通牒)

野外統監部視察打合會

期 日 昭和九年九月十五日

集 會 地 埼玉縣神保原驛

參會範圍 參謀本部 東京及宇都宮憲兵隊 埼玉縣 群馬縣

本市出席者 書記 小野正利

打合狀況

演習第二日第三日に於ける、野外統監部豫定現地を視察し、參謀本部職員井出少佐及矢木大尉等より、當日の御道筋、御行動、戰鬪經過等に關し、詳細なる説明を聴取したる後、諸般の打合をなしたり。

第十回 (昭和九年八月二十一日參謀本部庶務課長通牒)

特別大演習に關する事務打合會

期 日 昭和九年九月十九日

會 場 前橋市役所

參會範圍 參謀本部 縣 前橋市

本市出席者 市長 江原桂三郎 助役 堀 康 雄 收入役 大島福太郎

主事 新井保彦 主事 今井雅一郎 主事 伊能健一郎

主事 中元信太郎

打合事項

大演習事務に關し諸般の打合を了したる後、久留万高等小學校建物を視察後散會す。

第十一回 (昭和九年九月二十五日縣新聞係長通牒)

總 說

大演習統監部新聞班計畫打合會

期 日 昭和九年十月三日
 會 場 群馬縣廳
 參會範圍 統監部新聞班 群馬縣 栃木縣 埼玉縣 前橋市 高崎市
 本市出席者 主事 伊能健一郎 書記 阿久澤龍雄
 打合事項

- 一、特別大演習新聞記者掛行事豫定
- 二、松井少佐一行行務豫定
- 三、一般計畫
- 四、記事寫真を飛行機通報に依る新聞社
- 五、記錄係に對する待遇
- 六、其他

第十二回 (昭和九年十月三日皇族御接件係副係長電話通知)
 皇族御宿舍主會議

期 日 昭和九年十月五日
 會 場 群馬會館
 參會範圍 縣 皇族御宿舍所在の市町村
 本市出席者 主事 伊能健一郎 宿舍主 手塚鎌五郎 宿舍主 桑原政榮

會議事項 宿舍主 佐藤榮太郎 宿舍主 岩崎メ吉

第十三回 (昭和九年九月二十九日縣兵務部長通牒)

市町村兵事主任會議

期 日 昭和九年十月五日
 會 場 前橋高等女學校
 參會範圍 縣 前橋市 勢多郡 利根郡 吾妻郡 群馬郡の内四ヶ町十四ヶ村兵事主任
 本市出席者 書記 福田林造

- 會議事項
- 一、本年陸軍特別大演習に關する件
 - 二、演習の秘密保持に關する件
 - 三、市町村委員に關する件
 - 四、市役所、町村役場及其の出張所設備に關する件
 - 五、軍隊の宿營に關する件
 - 六、宿營の準備に關する件
 - 七、宿舍に關する件
 - 八、炊事場砲廠馬繫場に關する件

- 九、道路橋梁等に關する件
- 一〇、糧秣其他軍需品に關する件
- 一一、損害賠償に關する件
- 一二、演習拜觀並觀兵式陪觀に關する件
- 一三、傷痍軍人演習拜觀に關する件
- 一四、軍人遺族及傷痍軍人調査に關する件
- 一五、國旗の掲揚軍旗に對する注意其他に關する件
- 一六、煙火使用に關する件
- 一七、軍用電線保護に關する件
- 一八、其の他

第十四回 (昭和九年十月九日縣、市接待係協議會の際打合)

陪觀者宿舍主會議

- 期 日 昭和九年十月二十六日
- 會 場 臨 江 閣 別 館
- 參會範圍 縣 市係員 陪觀貴賓宿舍主(宿舍主は皇族御宿舍主を除き二三人)
- 市出席者 市長 江原桂三郎 助役 堀 康 雄 主事 伊能健一郎
- 書記 西村忠三郎 書記 山本龍藏 書記 竹淵椿太郎
- 書記補 山下正男 書記補 田村貢作

會議事項

- 一、陪觀者宿舍主心得に關する件
- 二、陪觀者宿舍主衛生に關する件

第十五回 (昭和九年十月二十七日縣兵務部長通牒) 奉送迎事務打合會

- 期 日 昭和九年十一月一日
- 會 場 前 橋 市 役 所
- 參會範圍 前橋地方及其の附近關係者(市奉送迎係長及係員、學校長、町村長、青年團長)
- 本市出席者 助 役 堀 康 雄 主 事 今 井 雅 一 郎 書 記 川 浦 近 治 郎
- 書 記 飯 島 重 次 職業紹介所 加 藤 立 成 職業紹介所 田 部 井 格
- 職業紹介所 柴 田 末 松 事務員

打合事項

- 一、奉送迎心得徹底に關する件
- 二、皇族奉送迎に關する件
- 三、御乗降各驛奉送迎に關する件
- 四、鹵簿御通過御沿道奉送迎に關する件
- 五、一般奉送迎者に關する件
- 六、青年團補助員援助に關する件

七、救護所並接待所に關する件
八、其の他

第十六回 (昭和九年十一月五日縣奉送迎係長通牒)

前橋、勢多地方奉送迎係員打合會

期 日 昭和九年十一月六日

會 場 前橋市中川尋常小學校

參會範圍 前橋、勢多地方市町村長

本市出席者 主事 今井雅一郎

打合事項

一、奉送迎者配置並係員實配置に關する件

二、係員任務に關する件

三、其の他

中等學校長 小學校長 圖書館長 幼稚園長 青年團長
青年訓練所 事務員 小暮磯重郎

第一回 (昭和九年六月二十日桐生市長通知)

期 日 六月二十六日

會 場 桐生市役所

本市出席者 市長 江原桂三郎

主事 新井保彦

主事 中元信太郎

打合事項

一、演習關係豫算(計算の基礎を明示せる資料添付)交換の件

二、一般奉拜者をして可成多數奉拜し得る様措置方を縣へ要望するの件

三、奉送迎心得書を縣にて調製配付せらるる様要望するの件

四、チブス豫防注射強制施行の程度

五、消防組員、青年團員、青訓生、在郷軍人等に關する費用支辨方法

六、特科隊等長期滞在兵の宿舍費補給方法

第二回 (昭和九年七月十三日高崎市長通知)

期 日 昭和九年七月二十日

會 場 高崎市公會堂

本市出席者 助役 堀 康 雄

收入役 大島福太郎

主事 伊能健一郎

主事 今井雅一郎

打合事項

一、獻上品に就て

二、皇族方御接待方法

三、宿泊陪觀貴賓に對する接待方法

四、新聞記者の接待方法

五、宿營軍人に對する記念品を如何にせらるるや

總 說

- 六、宿營軍人に對する寢具を市に於て斡旋せらるるや
- 七、演習關係警察官に對する待遇方法
- 八、特科隊等長期滞在兵の宿舍費補給方法
- 九、奉迎委員

- 一〇、大演習關係者の慰勞方法
- 一一、功勞者及篤行者の調査標準を一定致度
- 一二、高齡者及傷痍軍人の奉拜位置に關する件

第三回 (昭和九年八月十五日前橋市長通知)

期 日 昭和九年八月二十五日

會 場 臨 江 閣 別 館

本市出席者 市長 江原桂三郎 助役 堀 康 雄 主事 新井保彦
主事 今井雅一郎 主事 伊能健一郎 主事 中元信太郎

打合事項

- 一、大演習及地方行幸の實況謹寫の件
- 二、獻上品に關する件
- 三、記念品に關する件
- 四、高齡者の待遇に關する件(以上前橋市提出)
- 五、御道筋の裝飾方法を至急決定指示方縣へ要求の件

- 六、奉拜者心得の作製配付又は標準提示方縣へ要求の件
 - 七、奉拜者の位置人員を至急決定指示方縣へ要求の件
 - 八、一般市民をして可及的多數奉拜せしむる方法につき適當の考案あらば承り度
 - 九、小學校の臨時休業又は繰替授業に付豫定又は決定せる方針を承り度
 - 一〇、國旗掲揚期間の件
 - 一一、地方行幸寫眞撮影に關する件
 - 一二、大演習記念繪葉書に關する件(以上桐生市提出)
- 前記三市打合會の協定に基き、「一般奉拜者をして成るべく多數奉拜し得る様措置方を縣へ要望の件」に關しては陳情書を、「高齡者及傷痍軍人奉拜位置の件」に付ては御願書を、三市長連署を以て、群馬縣知事宛提出したり。其の全文左の如し。

陳 情 書

今秋本縣ヲ中心トシテ陸軍特別大演習舉行セラレ 聖駕ヲ各地ニ枉ケサセ給ヒ具ニ民情ヲ贊ハセラルヘキ旨洩レ承リ本縣ノ光榮之ニ過クルモノナク洵ニ感激ニ堪ヘサル所ニ有之候
縣民ハ此ノ空前ノ盛事ニ方リ舉テ 御英姿ヲ奉拜セムトスルノ熱烈ナル冀望ヲ有スルコトハ國民ノ至情ニシテ小職等ニ於テモ可及的多數ノ市民ヲシテ奉拜ノ機會ヲ與ヘシムルコトニ腐心シ計畫シツツアル次第ニ有之候
就テハ右衷情ヲ諒トセラレ御道筋ノ御選定奉拜者ノ位置御指定及之カ取締方法等ニ關シテハ能フ限り多數市民ニ奉拜ノ便宜ヲ附與セラルル様特ニ御考慮相煩度切ニ懇願シテ止マサル次第ニ有之茲ニ連署ヲ以テ及陳情候也

總 說

昭和九年七月二十日

三二

前橋市長 江原桂三郎
高崎市長 山浦市三
桐生市長 關口義慶二

群馬縣知事 金澤正雄殿

高齡者及傷痍軍人ノ奉拜位置ニ關スル件ニ付御願

標記ノ件ニ關シテハ七月十三日付演奉第一四號ヲ以テ御照會ノ次第モ有之候處右高齡者及傷痍軍人ハ舉ツテ 御英姿ノ奉拜ヲ希望致居候モ老齡其ノ他ノ事情ノ爲前橋市マテ出向不能ノ者モ多數可有之候ニ就テハ右衷情ヲ諒セラレ地方幸アラセラルル際ニモ御著聲當日前橋市ニ於ケルト同様之等高齡者及傷痍軍人ニ對シテ特ニ奉拜位置ヲ御指定相成候様御考慮相仰キ度茲ニ連署ヲ以テ及御願候也

昭和九年七月二十五日

高崎市長 山浦市三
桐生市長 關口義慶二
前橋市長 江原桂三郎

群馬縣知事 金澤正雄殿

三、區長會議

第一回

期 日 昭和九年四月二十日

會 場 前橋市役所樓上

會議事項

一、衛生諸施設に關する件 (第九篇第二章第二節參照)

第二回

期 日 昭和九年九月三日

會 場 臨江閣別館

會議事項

一、市内裝飾に關する件

二、衛生施設に關する件 (第九篇第二章第二節參照)

第三回

期 日 昭和九年九月十九日

會 場 前橋市役所樓上

協議事項

一、沿道裝飾に關する件

參考 裝飾に要する提燈及之に使用する電燈料工費の見積左の如し。

1、提 燈

圓 形 徑一尺一寸 三〇錢
橢圓形 徑一尺二寸 四五錢

總 說

三三

總 說

ロ、電燈料

三四

燭 光	十日間	十五日間	二十日間	三十日間
一〇	三四錢	四九錢	五八錢	七八錢
一六	四三錢	六〇錢	七三錢	九八錢

工費は二間毎に一燈取付くるものとして一燈當り約六拾錢

第四回

期 日 昭和九年九月二十九日

會 場 臨江閣別館

會議事項

- 一、演習部隊宿營に關する件
 - イ 宿舍調査報告の件
 - ロ 出張所設置の件
 - ハ 軍隊到着日時
 - ニ 軍隊給養立標準の件
 - ホ 軍隊宿舍主心得の件
 - ヘ 軍隊宿舍券保管の件
- 二、奉送迎心得に關する件

三、市街裝飾に關する件

第五回

期 日 昭和九年十月三日

會 場 前橋市役所樓上

會議事項

- 一、御道筋裝飾に關する件
 - イ 裝飾方法は各町とも同一とし奉迎提燈及國旗を掲揚する外特別の施設は差控へること
 - ロ 提燈は橢圓形(徑一尺二寸長二尺二寸)兩側に「日の丸」を表し中央に「奉迎」の文字を記し電燈を引込むこと
 - ハ 掲出方法は立柱屋根付(吊り方は横木下縁より地上五尺五寸とす)を用ひ少くとも三間間隔に取り設くること

第六回

期 日 昭和九年十月十三日

會 場 前橋市役所樓上

會議事項

- 一、地方行幸箇所内定の件

總 說

三五



- 前橋地方裁判所
- 群馬縣立前橋中學校
- 群馬縣蠶業試驗場
- 群馬縣師範學校
- 群馬縣種畜場
- 一、御道筋裝飾に關する件
- 一、沿道奉拜者に關する件

第三章 事務の概要

第一節 事務取扱規程

大演習事務の遂行に遺憾なきを期する爲、本市に於ては、昭和九年二月三日、廳達第一號を以て準備事務規程を、越えて、三月十日廳達第二號を以て事務取扱規程、廳達第三號を以て委員服務心得を公布せり。其の全文左の如し。

廳達第一號

廳 中 一 般

昭和九年陸軍特別大演習關係準備事務規程左ノ通定ム

昭和九年二月三日

前橋市長 江原桂三郎

昭和九年陸軍特別大演習關係準備事務規程

- 第一條 陸軍特別大演習ニ關スル準備事務ノ爲委員ヲ置ク
 - 第二條 委員ハ市長ノ命ヲ承ケ陸軍特別大演習ニ關スル諸般ノ準備事務ニ從事スルモノトス
 - 第三條 委員ハ市吏員中ヨリ市長之ヲ命免ス
- 委員長ハ助役ヲ以テ之ニ充ツ

昭和九年陸軍特別大演習事務取扱規程

(昭和九年三月廳達第二號)

第一章 事務分掌

第一條 行幸並陸軍特別大演習ニ關スル事務ヲ處理スル爲委員ヲ設ケ左ノ五係ヲ置ク

- 一、庶務係
- 一、奉迎係
- 一、接待係
- 一、兵事係
- 一、經理係

第二條 各係ニ於テ取扱フヘキ事務ノ概目左ノ如シ

第一 庶務係

宮廷ニ關スル事務

一、大本營、行在所、御立退所、御休憩所、御野立所等ニ關スル事項

總 說

- 二、御使御差遣ニ關スル事項
- 三、拜謁並天機奉伺ニ關スル事項
- 四、賜儀ニ關スル事項
- 五、奉迎文及言上書ニ關スル事項
- 六、御門鑑ニ關スル事項
- 七、其ノ他宮廷ニ關スル事項

庶務ニ關スル事務

- 一、豫算ニ關スル事項
- 二、文書ノ收受發送ニ關スル事項
- 三、記録編纂及記念品、記念刊行物ニ關スル事項
- 四、寫眞撮影ニ關スル事項
- 五、委員ノ徽章ニ關スル事項
- 六、自動車ノ配給ニ關スル事項
- 七、各係ノ連絡ニ關スル事項
- 八、其ノ他他係ニ屬セサル事項

工營ニ關スル事務

- 一、奉拜所、御休憩所、御野立所等ノ設備ニ關スル事項
- 二、御道筋設備及演習關係道路橋梁ニ關スル事項

- 三、馬繫場、厩舎及車庫ニ關スル事項
- 四、委員詰所、出張所ノ設備ニ關スル事項
- 五、電燈及水道ノ設備ニ關スル事項
- 六、圖面ノ調製及設計ニ關スル事項
- 七、其ノ他土木營繕ニ關スル事項

第二奉 迎 係

奉迎送ニ關スル事務

- 一、有資格者、團體ノ奉迎送ニ關スル事項
- 二、一般奉迎送者ニ關スル事項
- 三、奉迎歌ニ關スル事項
- 四、功勞者、高齢者、傷痍軍人、軍人遺族ニ關スル事項
- 五、其ノ他奉迎送ニ關スル事項

御親閲ニ關スル事務

- 一、學生、生徒、其ノ他御親閲ニ關スル事項
- 二、御親閲ノ陪觀及拜觀ニ關スル事項

天 覽 成 績 品

- 一、天覽學校成績品ノ蒐集及天覽ニ關スル事項
- 二、天覽學術研究物ノ蒐集及天覽ニ關スル事項

總 說

第三 接 伴 係

接伴ニ關スル事務

- 一、皇族ノ奉迎送及御旅館ニ關スル事項
- 二、皇族ノ御接伴ニ關スル事項
- 三、陪觀貴賓及外賓ノ旅館並接伴ニ關スル事項
- 四、其ノ他接伴ニ關スル事項

新聞ニ關スル事務

- 一、新聞記者、通信記者及寫眞班ノ接遇ニ關スル事項
- 二、新聞材料ニ關スル事項

第四 兵 事 係

兵事ニ關スル事務

- 一、統監部ニ關スル事項
- 二、軍隊宿舍及馬繫場等ニ關スル事項
- 三、食糧、馬糧、人夫其ノ他軍需品ノ供給ニ關スル事項
- 四、損害補償ニ關スル事項
- 五、觀兵式陪觀及拜觀ニ關スル事項
- 六、演習部隊ニ關スル事項
- 七、其ノ他兵事ニ關スル事項

獻 上 品 天 覽 品

- 一、御料品ノ調達ニ關スル事項
- 二、獻上品ニ關スル事項
- 三、天覽物産ニ關スル事項
- 四、御買上品ニ關スル事項
- 五、其ノ他獻上品天覽品ニ關スル事項

警備衛生ニ關スル事務

- 一、警備ニ關スル事項
- 二、大本營、御立退所、御休憩所、御道筋並附近ノ衛生ニ關スル事項
- 三、皇族御旅館ノ衛生ニ關スル事項
- 四、軍隊宿舍衛生ニ關スル事項
- 五、水質検査、健康診斷ニ關スル事項
- 六、傳染病豫防及獸疫豫防ニ關スル事項
- 七、清潔法、消毒法施行並之カ保持ニ關スル事項
- 八、傷病者ノ救護ニ關スル事項
- 九、其ノ他警備衛生ニ關スル事項

第五 經 理 係

- 一、金錢物品ノ出納ニ關スル事項

總 說

- 二、獻上品、傳獻品、其ノ他貴重品等ノ保管ニ關スル事項
- 三、各係所要物品ノ購入及供給ニ關スル事項
- 四、決算ニ關スル事項
- 五、其ノ他經理ニ關スル事項
- 第三條 委員ハ市長之ヲ命免又ハ囑託ス
- 第四條 委員ニ委員長ヲ置キ市長之ヲ命ス
- 委員長ハ市長ノ命ヲ受ケ一切ノ事務ヲ掌理シ委員ヲ統率ス
- 第五條 係ニ係長ヲ置キ市長之ヲ命ス
- 係長ハ委員長ノ命ヲ受ケ其ノ分掌事務ヲ掌理ス

第一章 事務取扱

- 第六條 文書ハ前橋市役所處務規程ニ依ルノ外本規程ニ依リ處理スヘシ
 - 第七條 大演習ニ關スル收受發送文書ハ「大演習文書收受發送簿」ニ登載シ他ノ文書ト之ヲ區別シテ整理スヘシ
 - 第八條 庶務係ニ於テ文書ヲ收受シタルトキハ印ヲ捺捺シ直ニ委員長及市長ノ査閱ヲ經テ主務係長ニ配付スヘシ、退應後ニ保ルモノハ當直者ニ於テ收受シ即時主務係長ニ送達スヘシ
 - 第九條 各係ニ於テ處理シタル文書ハ索引ヲ附シ整理シ係長ニ於テ保管スヘシ
- 前項文書ハ大演習事務終了ト同時ニ庶務係長ニ引繼クヘシ

附 則

本規程ハ昭和九年三月十日ヨリ之ヲ施行ス

昭和九年二月應達第一號ハ之ヲ廢止ス

昭和九年陸軍特別大演習事務委員服務心得

(昭和九年三月應達第三號)

- 第一條 委員ハ至誠其ノ任務ニ服シ事ヲ處スルニ敏捷且周到ナルヘシ
- 第二條 委員ハ協同其ノ事務ニ當リ且互ニ連絡ヲ密ニシ繁閑相援ケ萬般ニ涉リ遺憾ナキヲ期スヘシ
- 第三條 豫定外ノ事件發生シ又ハ計畫ノ變更ヲ要スルトキハ委員長ノ指揮ヲ受クヘシ
- 但シ緊急ノ場合ハ係長ニ於テ機宜ノ處置ヲ爲シ直ニ其ノ旨委員長ニ報告スヘシ
- 第四條 演習其ノ他秘密事項ハ之ヲ漏洩セサル様嚴守スヘシ
- 第五條 各係ニ職務日誌ヲ備ヘ其ノ管掌スル事件ハ詳細之ヲ記載シ記録編纂ノ資料ニ供スヘシ
- 第六條 委員ハ常ニ其ノ居所ヲ明カニ爲シ置クヘシ
- 第七條 委員ハ別ニ定ムル所ノ徽章ヲ佩用スヘシ
- 第八條 委員缺勤交代等ノ場合ハ未決事件其ノ他必要ナル事項ハ日誌ニ其ノ要領ヲ摘録シ確實ニ後任者ニ引繼クヘシ
- 第九條 前各條ニ定ムルモノノ外委員服務ニ關シテハ委員長ノ指示ニ依ル

第二節 委員任命並囑託

一、委員任命

前記の規程に基き、助役以下市吏員全部を特別大演習事務委員とし、三月十日委員長以下各係員を任命したり。其の辭令様式及委員氏名左の如し。但し委員中には事務の都合上、中途更迭せるものありしも、今は其の最後決定のものを掲ぐ。

總 說

(事務委員任命辭令様式)

昭和九年陸軍特別大演習事務委員ヲ命ス

昭和九年 月 日

職 名 何 某

前 橋 市 役 所

四四

委員長 助役 堀 康 雄

庶務係長 主事 新 井 保 彦

宮廷ニ關スル事務

書 記 兼 小野 正利 書 記 田村 直記 書 記 淺見 友十郎

庶務ニ關スル事務

書 記 兼 戸 神 重平 書 記 小野 正利 書 記 兼 登坂 爲之介
書 記 兼 田 村 直記 書 記 栗 林 豊 吉 書 記 兼 淺 見 友 十 郎
書 記 兼 清 水 政 次 書 記 兼 江 原 壽 之 書 記 兼 代 田 よ し
書 記 兼 早 川 鶴 治 書 記 兼 岡 慈 賢 雇 川 端 ト ミ
雇 加 藤 政 治 雇 鳩 社 會 事 業 係 託 小 島 繁 雄 雇 雇

工營ニ關スル事務

技 師 黒 沼 才 一 郎 書 記 登 坂 爲 之 介 技 手 兒 島 定 吉
技 手 加 瀬 吉 松 技 手 下 田 良 象 技 手 小 暮 倉 治
技 手 生 方 米 造 書 記 兼 早 川 鶴 治 技 手 古 莊 武 男
技 手 櫻 原 清 隆 公 團 係 囑 託 淺 川 英 一 工 事 監 督 員 庭 野 勝 藏
奉 迎 係 長 主 事 今 井 雅 一 郎

奉送迎ニ關スル事務

書 記 兼 川 浦 近 治 郎 書 記 兼 清 水 兵 士 書 記 兼 飯 島 重 次
書 記 兼 小 暮 磯 重 郎 書 記 兼 岡 慈 賢 書 記 兼 加 藤 立 成
書 記 兼 田 部 井 格 書 記 兼 柴 田 末 松 司 理 前 橋 國 書 館 野 村 清 治
書 記 兼 岸 和 田 政 雄 助 成 會 書 記 兼 戶 塚 正 雄 雇 野 村 清 治

御親閱ニ關スル事務

書 記 兼 川 浦 近 治 郎 書 記 兼 清 水 兵 士 書 記 兼 飯 島 重 次
書 記 兼 小 暮 磯 重 郎 雇 森 田 十 一 書 記 兼 飯 島 重 次
天 覽 成 績 品 ニ 關 ス ル 事 務
書 記 兼 清 水 兵 士 書 記 兼 飯 島 重 次
接 伴 係 長 主 事 兼 伊 能 健 一 郎 記 兼 飯 島 重 次
接 伴 ニ 關 ス ル 事 務

總 說

四五

總 說

四六

書 記 上羽鑑一郎 書 記 西村忠三郎 書 記 山本竜藏
 書 記 樋口政治 書 記 中島謙 書 記 石井作郎
 書 記 竹淵椿太郎 書 記 戸崎壽雄 書 記 宮崎一三
 書 記 山下正男 書 記 田村貢作 書 記 室賀進
 書 記 中村恒雄 書 記 新保重雄 書 記 小島照吉

新聞ニ關スル事務

書 記 阿久澤龍雄 書記補 高木新作

兵事ニ關スル事務

兵事係長 主事 中元信太郎

書 記 福田林造 書 記 吉野修治 書 記 小坂橋一郎
 書 記 小林造酒藏 書 記 小熊鏖三 書 記 梶田太郎平
 書 記 矢板三宜 書 記 上井龜雄 書 記 茂木二三
 書 記 富澤光太郎 書 記 赤澤恒 技 手(兼) 下田良象
 書 記 小阿瀬和夫 書 記 堀井武雄 書 記 中山清
 書 記 荻野喜三郎 書 記 横田清平 書 記 星子徹志
 書 記 小菅秋次 書 記 江原壽之 書 記 藤井精一
 書 記 島方末雄 書 記 瀝美紀久壽 書 記 中村登免八
 水道巡視 關崎徳平 技 都市計畫 補 畫 榎原清隆 統計事務員 鹽川 豊

臨時雇 小池正夫 指 地整理 成塚信太郎 書 地整理 小山榮次
 書 地整理 大山藤五郎

献上品天覽品ニ關スル事務 戸神重平 書 記 秋元 實 事務員(兼) 鹽川 豊

警備衛生ニ關スル事務 狩野壽平 醫 前橋病院 神谷浦治 書 記 豊島 元

市 醫 高橋歌松 掃除監督 野口峰造 掃除巡視 龜岡 勇

機械係 佐藤登喜雄 掃除巡視 笠原昌奄 掃除巡視 飯島八重司

掃除巡視 近内たけ 助 小學校 醫 手 太田かほる

經理係長 收入役 大島福太郎

經理ニ關スル事務 豐島龜介 書 記 兼 小野正利 書 記 兼 淺見友十郎

書 記 補 尾島シゲ

二、委員囑託

奉迎事務の遂行に萬全を期する爲、市會議員、區長、區長代理者、各種團體長並役員其他に對し、七月十日奉迎委員を囑託せしに、孰れも之を快諾せられたり。其の囑託狀、依頼狀、委員氏名左の如し。

總 說

四七

總 說

四八

(囑託狀様式)

昭和九年陸軍特別大演習奉迎委員ヲ囑託致候

昭和九年七月十日

職 名 何 某 殿

前橋市長 江 原 桂 三 郎

依 頼 狀

拜啓向暑ノ候益々御清穆奉慶賀候陳者今秋本縣下ヲ中心トシテ舉行セララルヘキ陸軍特別大演習ニ際シ本市ハ大本營所在
地トシテ畏クモ 聖駕ヲ迎ヘ奉ルコトヲ得ルハ洵ニ無上ノ光榮ニシテ感激措ク能ハサル次第ニ御座候就テハ此ノ千載一
遇ノ光榮ニ舉市一致赤誠ヲ披瀝シテ 鳳輦ヲ迎フルト共ニ軍隊及外來貴賓ノ接遇等ニ萬遺漏ナキヲ期シ度別途奉迎委員
ニ御依頼申候條御多用中乍御迷惑何卒諸事御配慮相煩度此段得貴意候 敬具

昭和九年七月十日

前橋市長 江 原 桂 三 郎

委 員 宛

前橋市奉迎委員	區 長	小 林 周 造
市會議員		宮 田 信 久
市會議員		野 條 愛 助

總 說

市會議員	區長代理者	石 崎 藤 太 郎
市會議員		堀 川 友 秀
市會議員	區 長	大 友 隆 郎
市會議員		岩 崎 德 良
市會議員		鹿 野 野 隆
市會議員		加 藤 榮 太 郎
市會議員	商工會議所常議員	佐 藤 榮 太 郎
市會議員		大 西 唯 雄
市會議員		佐 藤 嘉 藤 太 郎
市會議員		野 口 三 郎
市會議員	商工會議所常議員 區長代理者	大 林 峰 太 郎
市會議員	縣會議員	詫 摩 清 秀 郎
市會議員		高 橋 清 太 郎
市會議員		鈴 木 喜 十 郎
市會議員		田 所 安 太 郎
市會議員	區長代理者	小 栗 子 之 吉 郎
市會議員		井 上 半 平 郎
市會議員	消防組組頭	片 倉 久 登

四九

總
說

前橋市聯合分會副長
 前橋市第一分會長
 前橋市第二分會長
 前橋市第三分會長
 前橋市第四分會長
 前橋市第五分會長
 前橋市第七分會長
 前橋市第八分會長
 前橋市醫師會副會長
 前橋市藥劑師會會長
 前橋市藥劑師會副會長
 前橋消防組第二部部頭
 前橋消防組第三部部頭
 前橋消防組第四部部頭
 前橋消防組第五部部頭
 前橋消防組第六部部頭
 前橋消防組第一部小頭
 前橋消防組第二部小頭

齋藤誠次
 栗原喜代
 荒井仙
 都丸
 岩佐竹
 杉邊駒
 春山友
 山崎善三
 津久井惣治
 井出武
 品川忠
 中村義次
 關藤太
 後藤武
 大島卷太
 小曾根美千
 田村信
 內藤竹次

五六

總
說

前橋消防組第二部小頭
 前橋消防組第三部小頭
 前橋消防組第三部小頭
 前橋消防組第四部小頭
 前橋消防組第四部小頭
 前橋消防組第五部小頭
 前橋消防組第五部小頭
 前橋消防組第六部小頭
 前橋消防組第六部小頭
 商工會議所副會頭
 商工會議所常議員
 商工會議所常議員
 商工會議所常議員
 商工會議所常議員
 商工會議所理事
 前橋市教育會會長
 市立中等學校校長
 市立中等學校校長

縣會議員

宇喜平
 喜武平
 武重平
 原富士太
 萩原富太
 萩原邦太
 荒木彌平
 中島愛三
 鈴木木愛三
 阿部善太郎
 奈良金太郎
 森村堯太郎
 田村作太郎
 加部恒太郎
 平田健太郎
 山田健太郎
 塚越萬平

五七

第三節 徽章、腕章及名刺

一、徽 章

事務の關係上、外部との交渉頻繁を加ふるに従ひ、特定の標幟を佩用し、一見して本市の演習關係委員たることを表示する必要を考慮し、委員徽章を制定して右胸部に佩用せしめたり。徽章は銀仕上、左右より中央に鳳凰を配し、上方に陸軍の徽章を、下部に前橋市の徽章を金張にて表し、縦三種八耗、横三種楕圓形にして、表面の中央は突出せるものなり。

面 表

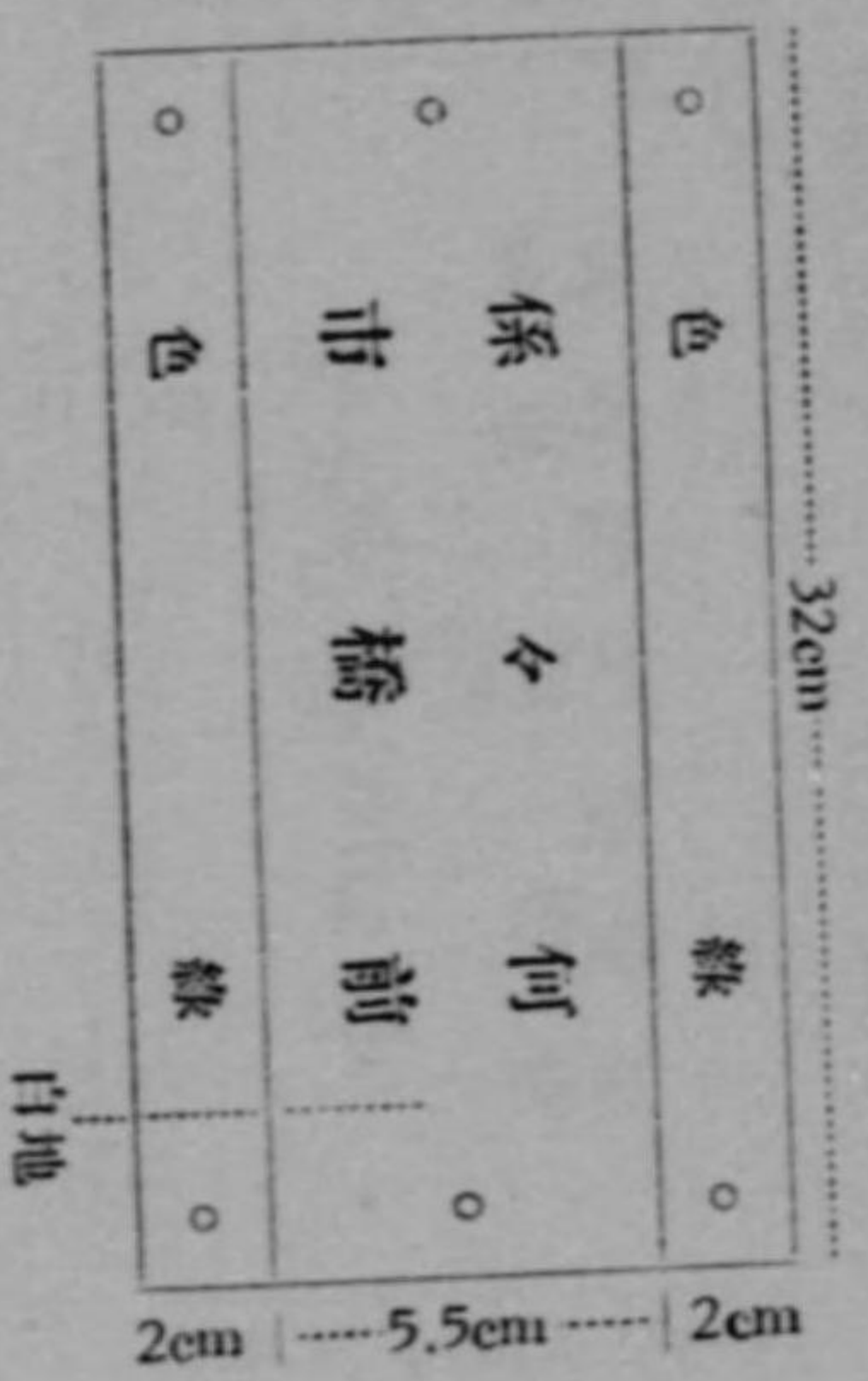


面 裏

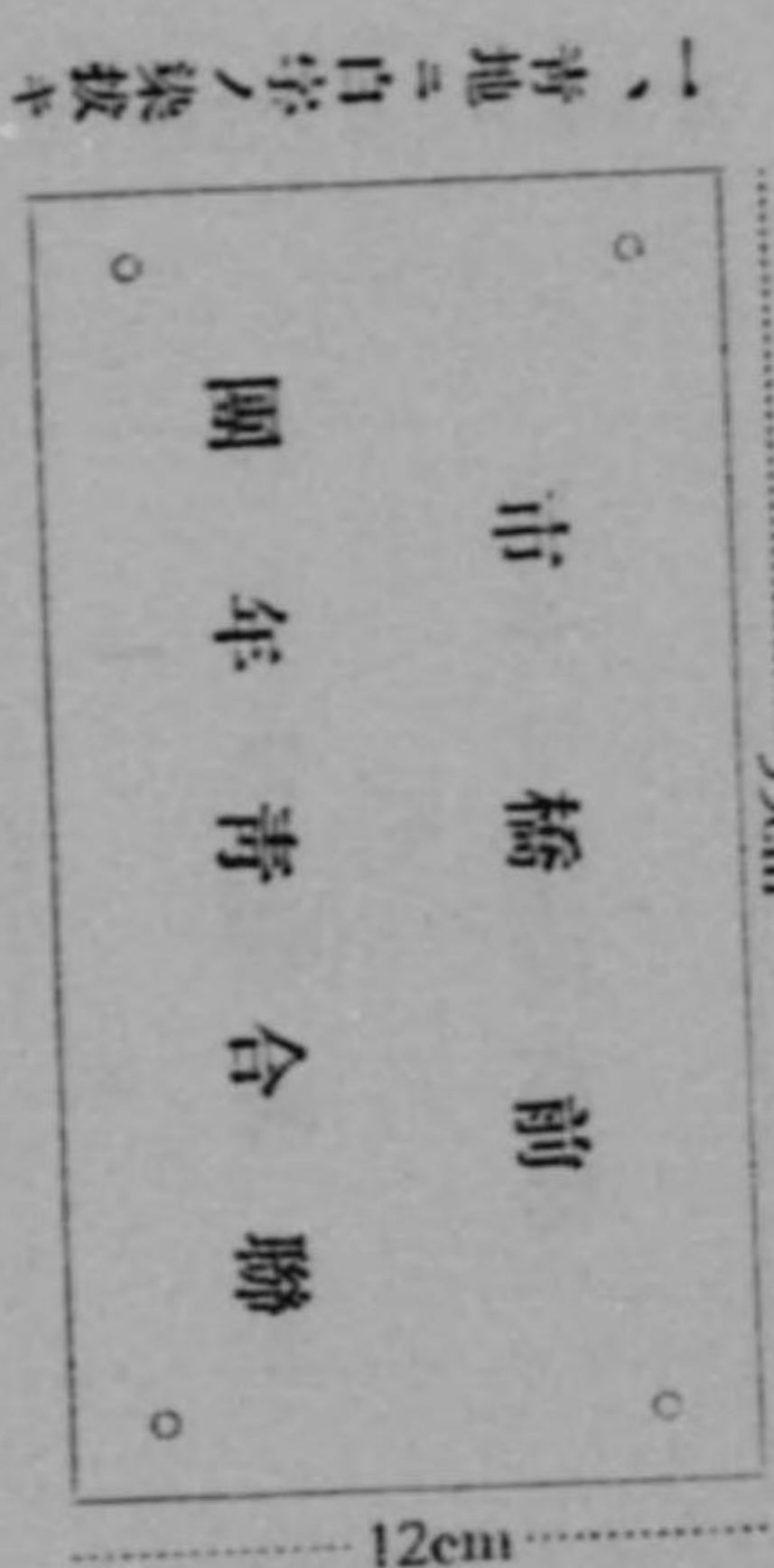


二、腕 章 及 名 刺

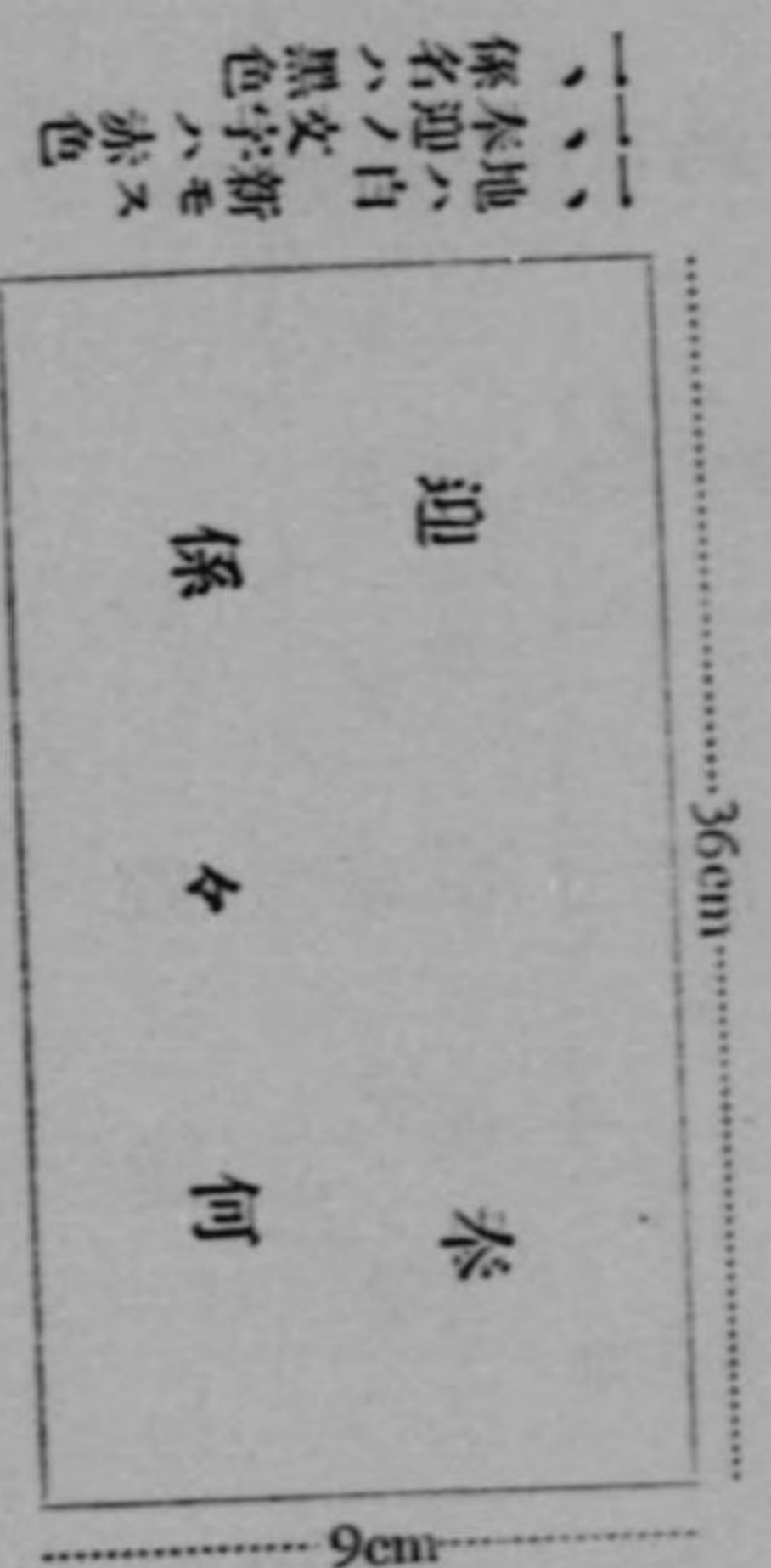
腕章は、縣及其他に於て指定せられたる様式に依り調製し、左腕に巻きて使用せしめたり。其の圖解左の如く、又係委員が外部と接觸し、其の事務に従事する爲使用すべき名刺は、別記の如く一定したり。



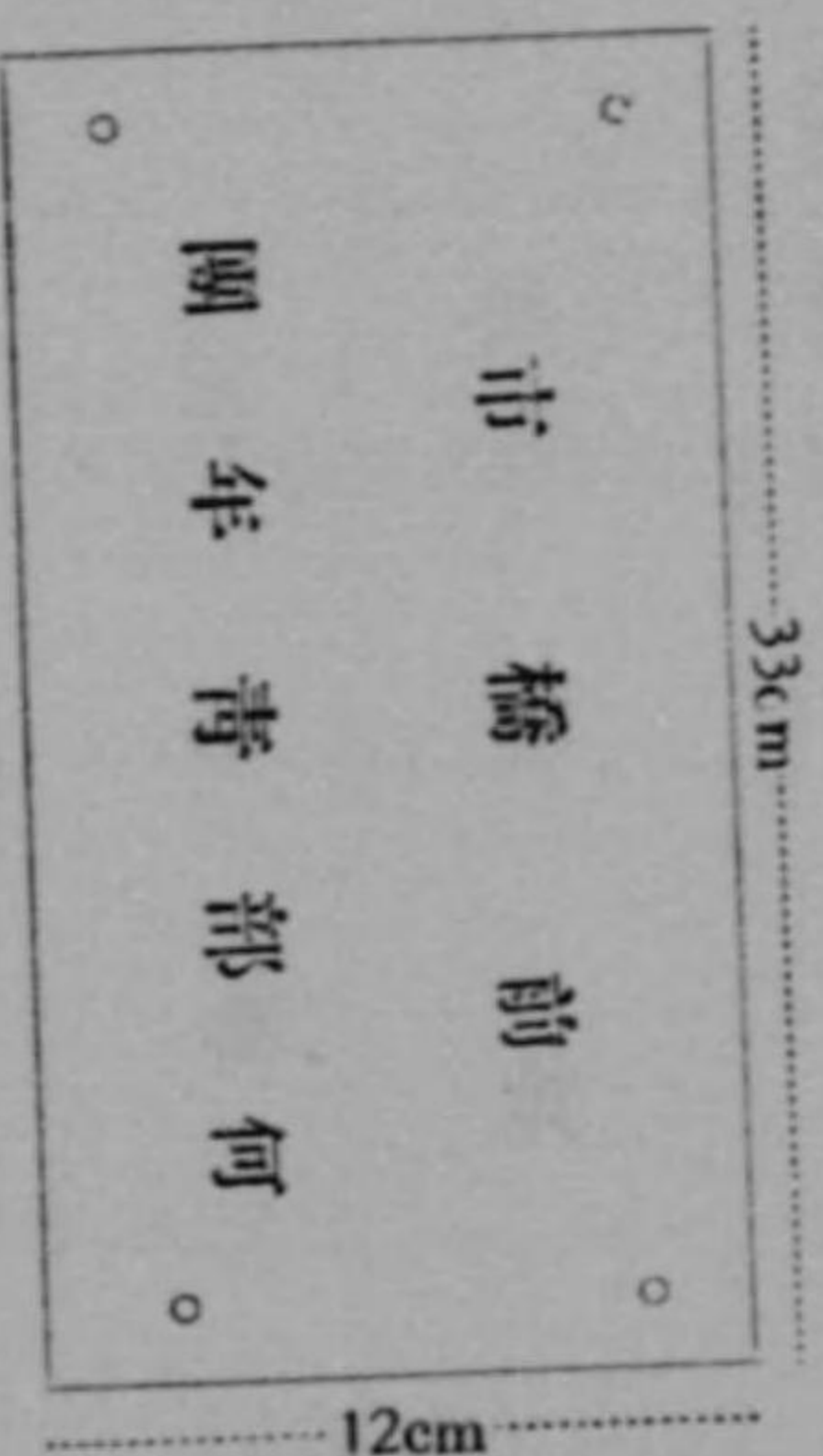
事務委員腕章



聯合青年團幹部腕章



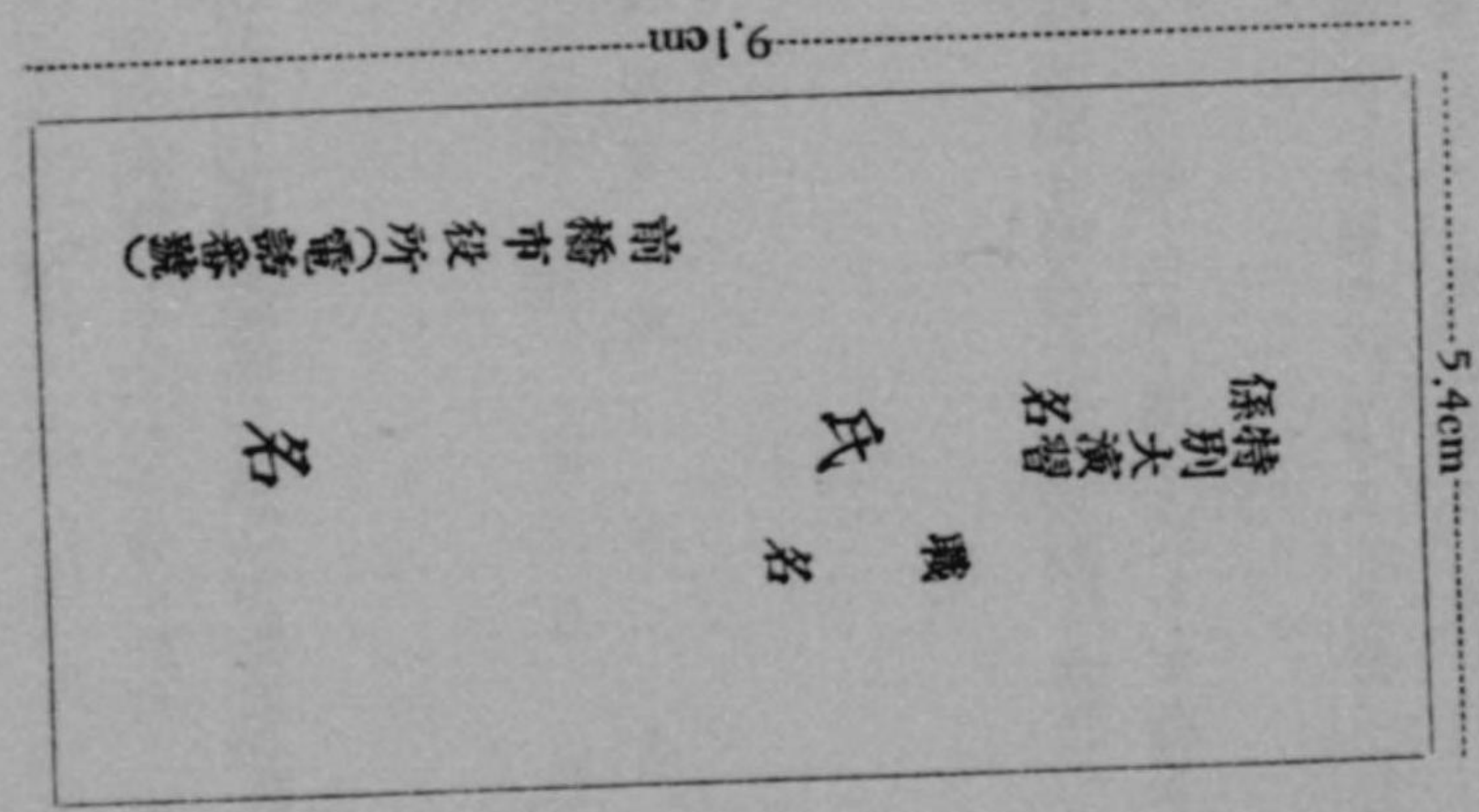
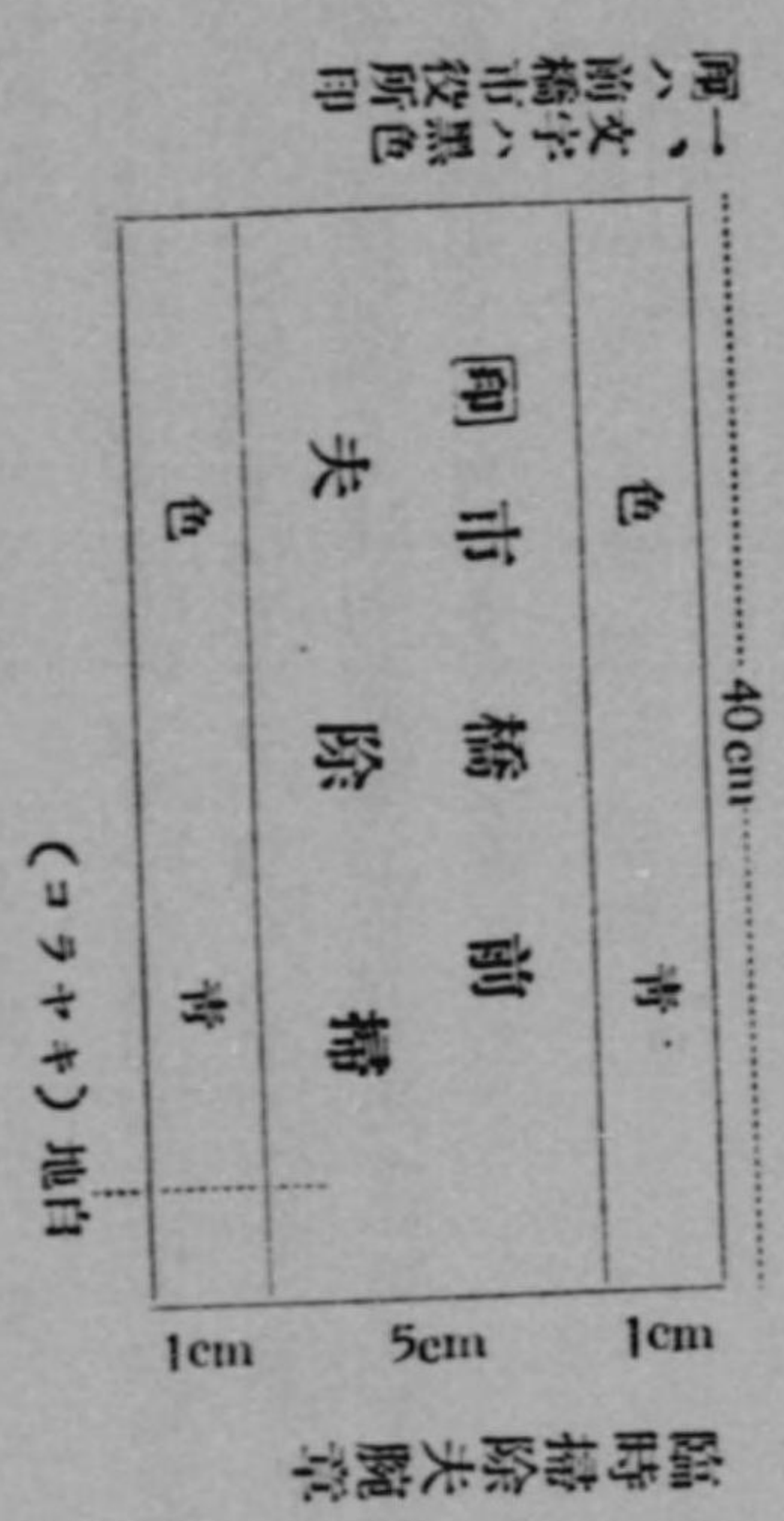
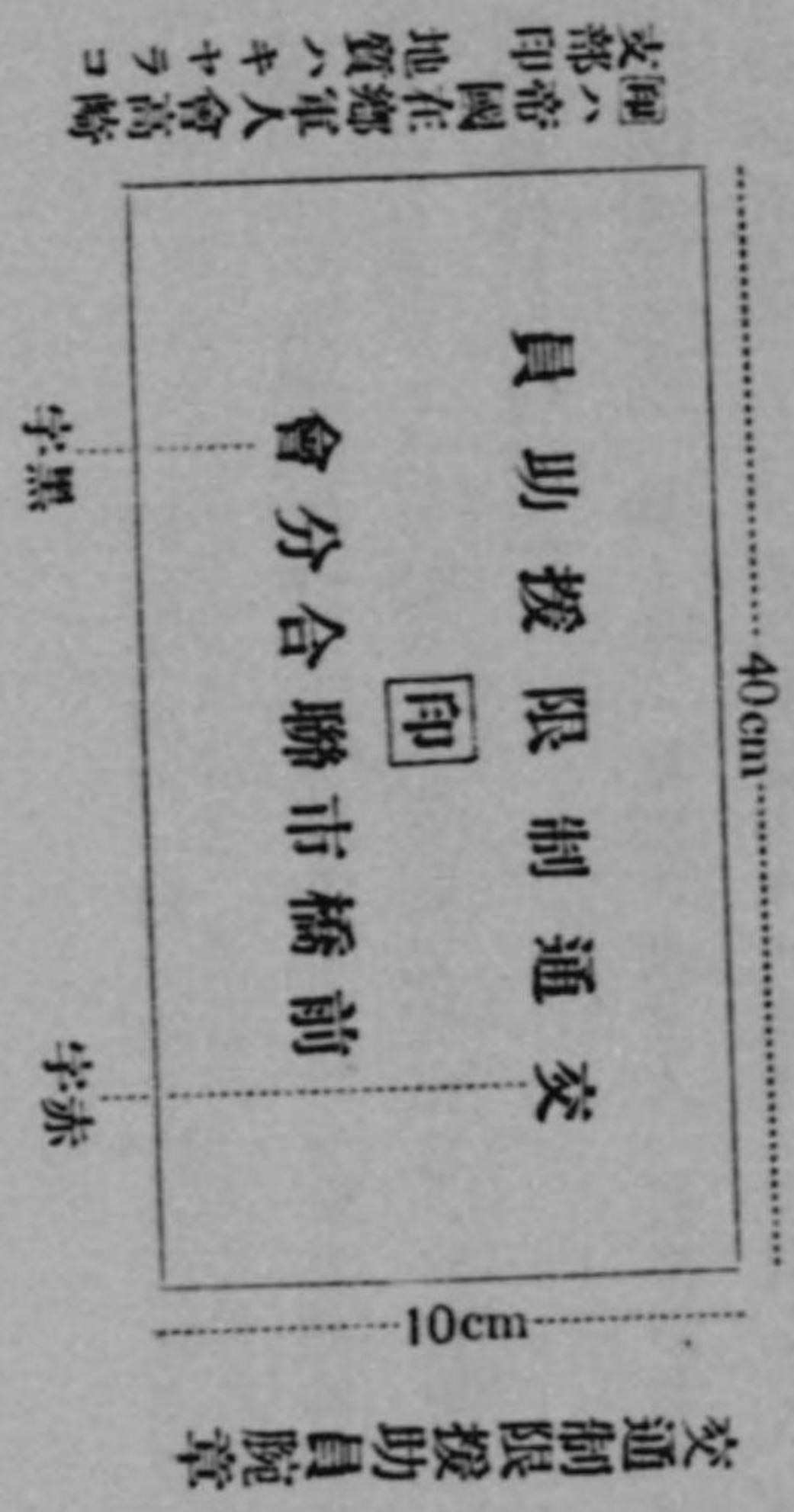
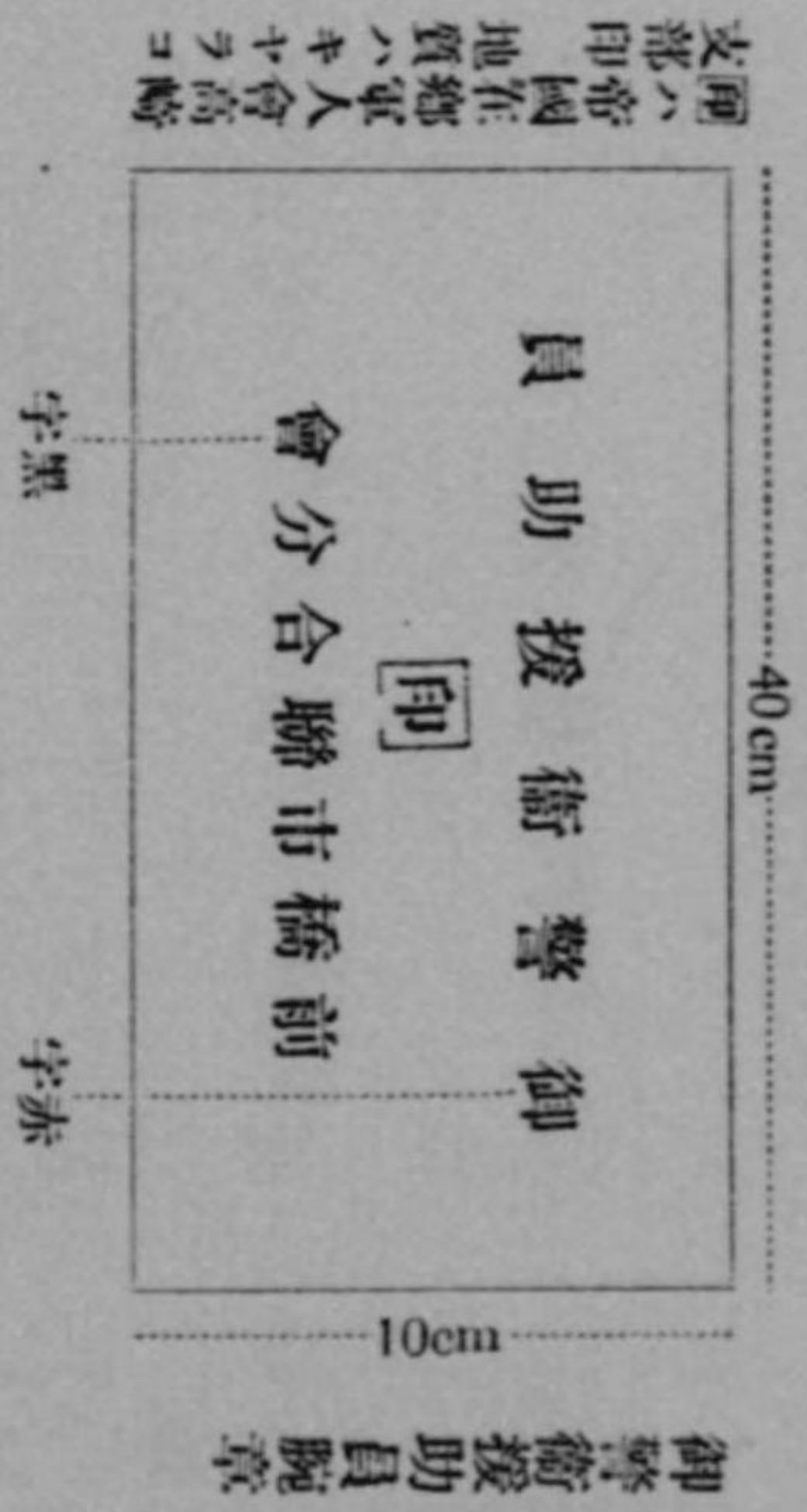
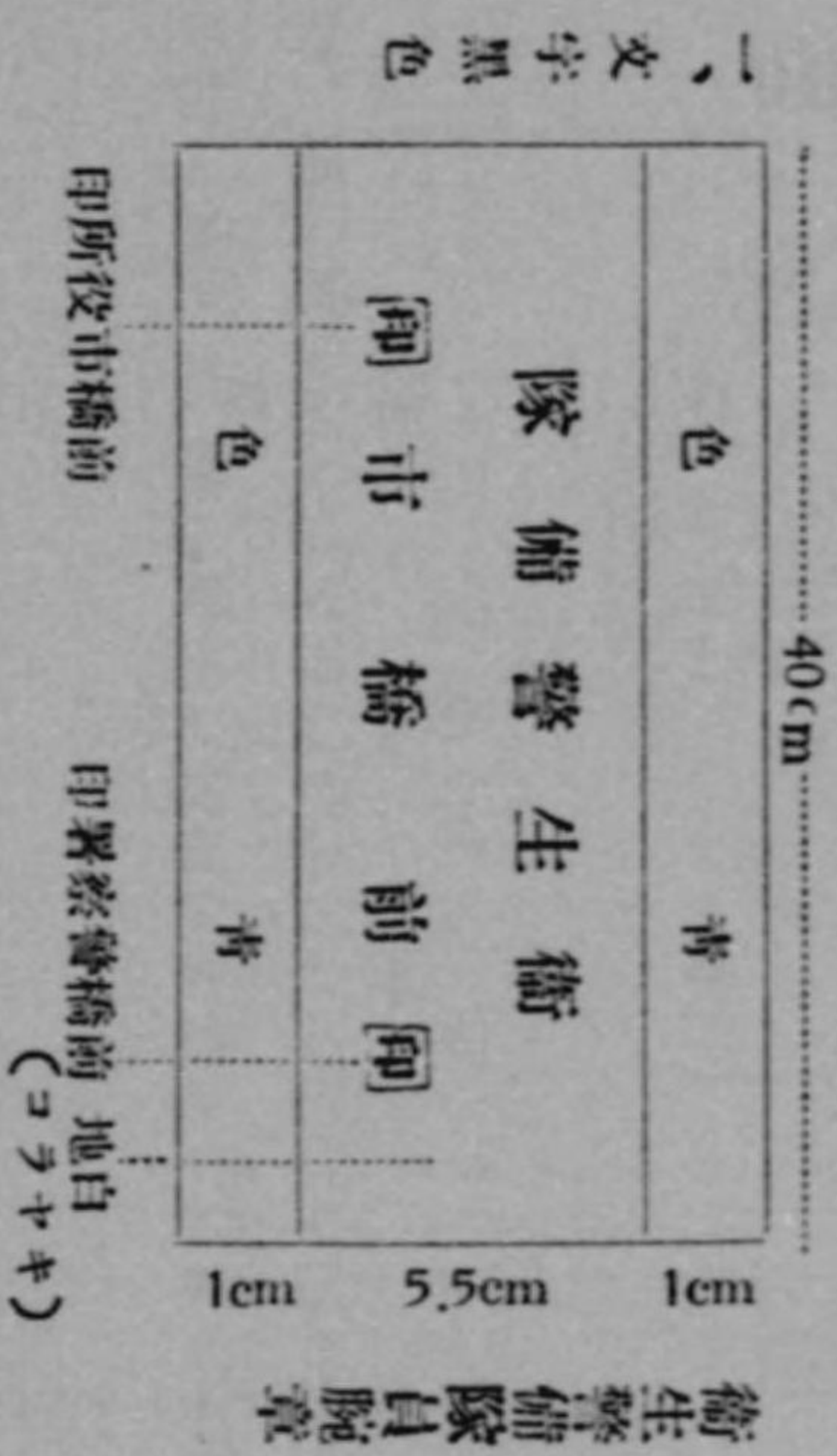
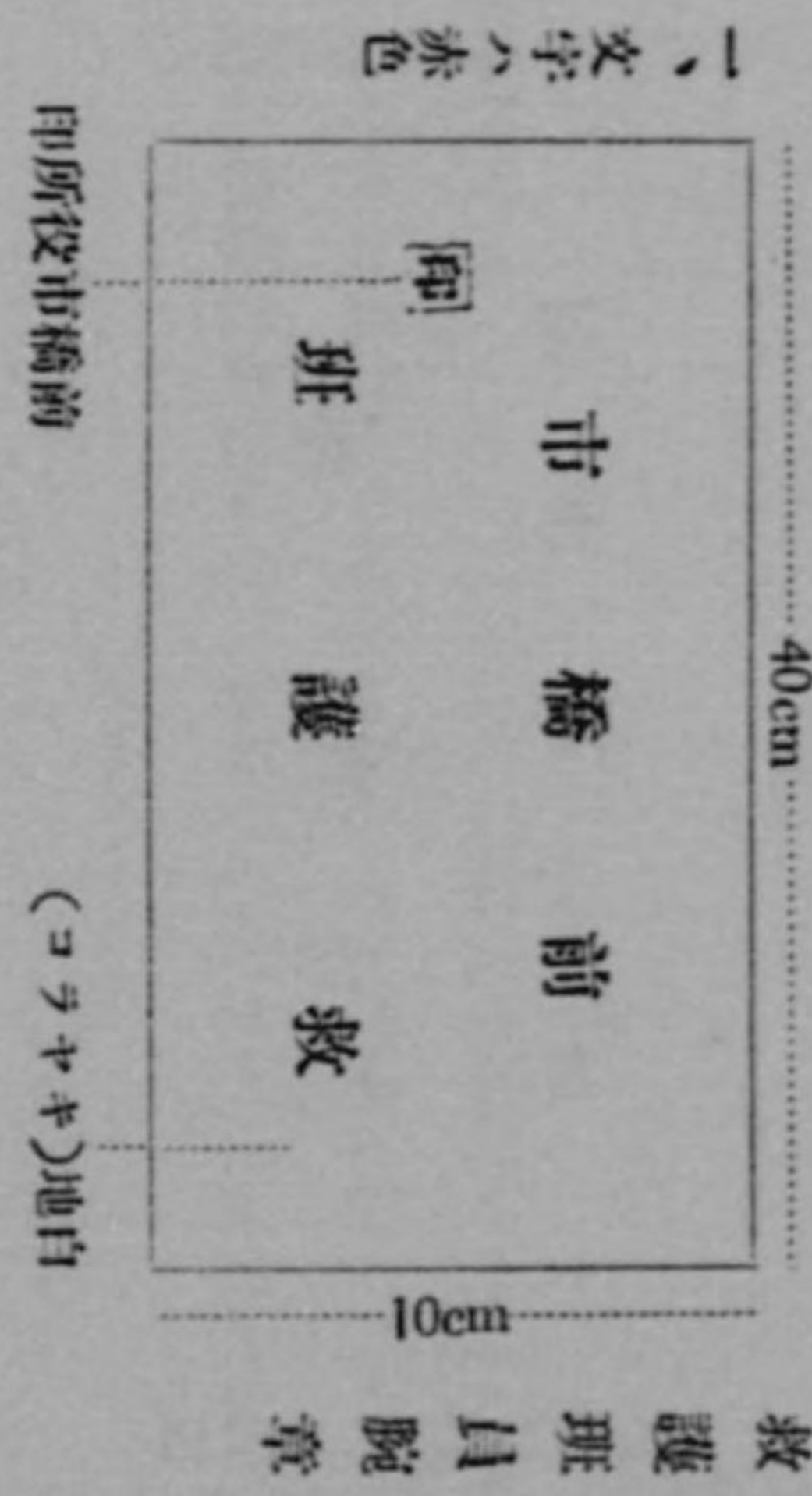
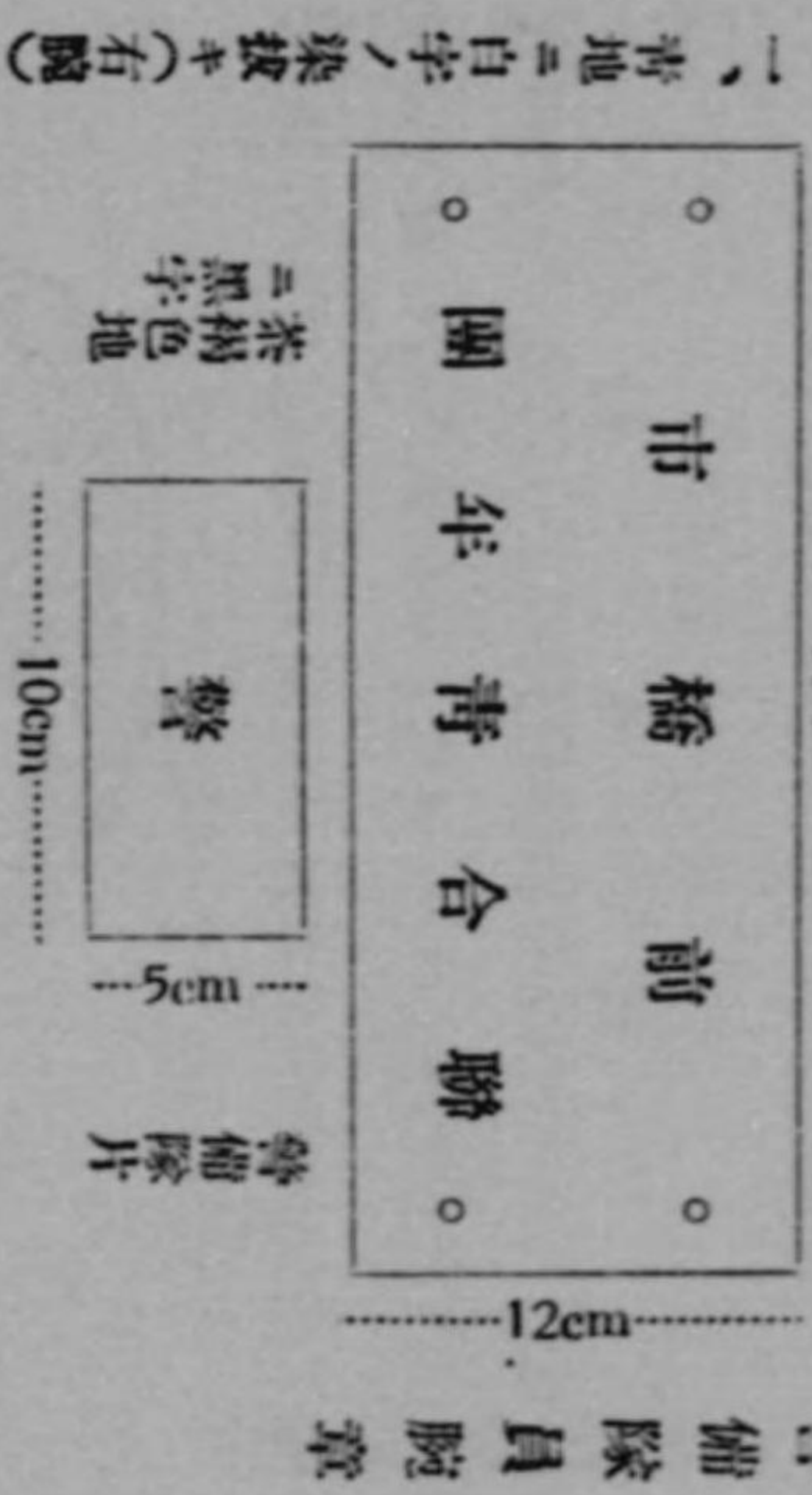
提燈行列係員腕章



單位青年團員腕章

繼 說

六一



第四節 寫真撮影

空前の光榮を永遠に記念すべき、陸軍特別大演習並地方行幸狀況の寫真撮影に關しては、七月二十四日日本縣知事より、越えて八月十三日參謀本部より、孰れも之が照會に接したるも、前橋・高崎・桐生の三市打合會に於ける協定に基き、縣に申請し、本市單獨にての撮影計畫は差控へたり。隨つて本記録口繪寫眞は、概ね縣撮影に係る原版に依れり。右照會、回答及縣に提出せし申請書等の全文左の如し。

演秘高第四〇號

昭和九年七月二十四日
前橋市長 江原桂三郎殿

群馬縣知事 金澤正雄

特別大演習ニ際シ地方行幸寫真撮影ニ關スル件

聖上陛下ニハ今秋本縣下ヲ中心ニ行ハセラルル陸軍特別大演習御統監ノ爲御來縣遊ハサレ引續キ地方行幸仰出サルル御模様ナルニ就テハ之ニ關スル記念御寫真撮影ノ計畫有之ハ撮影従事者ノ(官職)住所・職業・氏名・年齢等九月十日迄ニ御通知相成度及照會候也

追テ撮影従事者ニ對シテハ統制ノ便宜上一般撮影者ト同様ノ取扱ヲ致度ニ付通知書ニ本人ノ寫眞(脱帽半身臺紙ヲ附セサル手札型ニシテ最近撮影ノモノ裏面ニ官職・氏名・年齢ヲ明記スルコト)一葉添付セラレタシ

演發第二二二號

昭和九年八月二十日
群馬縣知事 金澤正雄殿

前橋市長 江原桂三郎

特別大演習ニ際シ地方行幸寫真撮影ニ關スル件回答

七月二十四日演秘高第四〇號ヲ以テ御照會ニ係ル標記ノ件ニ關シ貴廳總務部庶務係ト協議ノ結果相互協力シテ行フコトニ相成本市直接ノ寫真撮影者派遣ノ希望無之候條御了承相成度候也

特管第二一號ノ三

特別大演習寫真撮影ニ關スル件照會

昭和九年八月十三日
前橋市長 江原桂三郎殿

參謀本部庶務課長 牟田口廉也

本年十一月御舉行ノ特別大演習ニ際シ記念記録等作成ノ爲寫真撮影者派遣ノ御希望有之候ハハ新聞社通信社派遣寫真撮影者ニ準シ誘導可致候ニ付七月十四日官報廣告ノ手續ニ準シ申出テラレ度及照會候也
追テ派遣者ノ宿舍自動車ハ貴方ニ於テ準備セラレ度申添候、尙縣市等協力シテ成ルヘク人員ヲ減少スル如ク配慮アリ度申添候

演發第二〇七號

昭和九年八月十八日
參謀本部庶務課長 牟田 口 廉 也 殿

前橋市長 江 原 桂 三 郎

特別大演習寫眞撮影ニ關スル件回答

八月十三日付特管第二一號ノ三ヲ以テ御照會ニ係ル標記ノ件ニ關シテハ縣ト打合ノ結果相互協力シテ行フコトニ相成本市直接ノ撮影者派遣ノ希望無之候條御了承相成度及回答候也

演發第二三八號

昭和九年八月三十日
群馬縣內務部長 三 樹 樹 三 殿

前橋市長 江 原 桂 三 郎

特別大演習竝地方行幸寫眞其ノ他配分方ノ件ニ付申請

本月二十五日本市ニ於テ開催致候特別大演習竝地方行幸ニ關スル三市協議會ニ於テ左記事項ニ付特ニ御配慮ヲ得度申請方決定相成候ニ就テハ何卒御承認ノ上可然御取計相成度候

記

一、特別大演習竝地方行幸ノ實況寫眞ニ付テハ前橋・桐生兩市ハ參謀本部ヨリ申越ノ次第モ有之特ニ市單獨ニテノ撮影

計畫ヲ差控ヘタルニ依リ縣ニテ撮影セラレタル寫眞原版ニ依リ市ニテ必要トスル分ヲ實費ニテ引受クルコトニ付御承認ヲ得度

- 二、高崎市ハ撮影計畫ヲ爲シ従事者申請中ナルモ尙前項ニ付御承認ヲ得度
- 三、特別大演習竝地方行幸ニ關スル記念寫眞帖ヲ縣ニテ調製セラルル趣キ就テハ各市ノ關係係員ニハ全部御配付相成度
- 四、縣ニテ調製セラルル特別大演習記念繪葉書ハ各市ノ關係員ハ勿論市ノ奉迎委員其ノ他大演習竝地方行幸ノ業務従事者ニハ無漏配分相成度但シ前項及本項ニ付萬一市ヨリ申出全部ニ無料配付不能ノ場合ハ其ノ一部ニ付テハ實費負擔可致

第五節 記念印刷物竝記念品

特別大演習の爲調製したる、記念印刷物竝記念品は、本冊子「陸軍特別大演習竝地方行幸前橋市記録」を除くの外、左の如し。

名 稱	數 量	納 入 者
前橋市名所繪葉書	一五、〇〇〇	大阪市東區南久寶町二ノ一三一 栗 本 小 市
前橋市勢要覽	二、〇〇〇	前橋市堅町一〇 深 町 牧 太
前橋市街圖	五、〇〇〇	前橋市曲輪町二 高 橋 清 七
前橋市鳥瞰圖	一五、〇〇〇	愛知縣仁羽郡犬山町蘇江 吉 田 初 三 郎

記念木杯三ツ組	九六	東京市日本橋區通二丁目高島屋	小川竹次郎
記念木杯	一、三九一	東京市日本橋區通二丁目高島屋	小川竹次郎
スパンクレープ箱入	二七八	前橋市片貝町五	勝山益太郎

右調製品の内容左の如し。

一、前橋市名所繪葉書

陸軍特別大演習に直接關係したる内容の繪葉書は縣にて調製に付、本市は市を紹介する目的を以て左記市内名所繪葉書十枚一組を調製し、之を市内宿泊の貴賓並軍隊全部に贈呈せり。臺紙は富士アートポスト、印刷は光澤付コロタイプ、包装は工業都市の曉景を表現したる、石版五色刷タート式とせり。

- 一、空より見たる前橋市
- 一、群馬縣廳
- 一、縣社八幡宮と大公孫樹
- 一、前橋公園臨江閣（明治天皇聖蹟）
- 一、前橋公園
- 一、敷島公園
- 一、公會堂群馬會館
- 一、龍海院是字寺

一、赤城山の遠望

一、利根河原より榛名山を望む

二、前橋市勢要覽

横式綴にして、縦十種七耗、横十九種のポケット形小冊子なり。各項は一見して種目を見出し得る様製本し、名所舊蹟の寫真版並説明を附し、内容は市の地勢沿革を始め、市勢に關する重要事項を列舉し、一見市勢の現況を知悉し得る如く編纂し、之を市内宿泊の貴賓・演習部隊・准士官以上に贈呈せり。

三、前橋市街圖

曩に本市都市計畫の爲實測したる三千分一市街圖を、一萬分一に縮少して銅版彫刻とし、四六半截百斤模造紙を用ひ、四色刷に作製し、市勢要覽と共に、市内宿泊の貴賓・演習部隊・准士官以上に贈呈せり。

四、前橋市鳥瞰圖

斯界の大家吉田初三郎氏の筆に成る。一見して本市市街の模様を知ることを得。裏面には前橋市勢の概要・史蹟・名勝の記事、寫真等を印刷せるものにして、他の記念印刷物と共に、市内宿泊の貴賓並軍隊に贈呈せり。尙、原圖は之を扁額に調製し、臨江閣別館に掲げて保存せり。

五、記念木杯

記念木杯は内側に五三桐御紋章入、外側中央に「前橋市」同上部に「昭和九年陸軍特別大演習行幸記念」の文字を金字にて記し、容器桐箱の中央には「記念前橋市」と金文字にて打込み、高齢者・奉迎委員・事務委員・其の他演習關係者にして特に盡力せられたる者に贈呈したり。

六、スパンクレープ

「スパンクレープ」は、勝山織物工場の製作せるものにして、陪觀新聞記者に贈呈したり。

七、記念スタンプ

陸軍特別大演習並地方行幸を記念し、併せて本市を紹介すべく、上圖記念スタンプを製作し、陪觀貴賓並演習部隊に贈呈の市勢要覽、名所繪葉書等に押捺したる外、一般希望者の需に應じ押捺せり。



第六節 處務の概況

一、係員の執務狀況

市吏員は別掲の事務取扱規程に基き、夫々各係員に任命せられ、係長に分屬して事務に従事したるも、演習期日切迫に伴ひ事務の繁激愈々其の度を加へ、之が處理益々急を要したる爲、平常事務にして緊急止むを得ざるもの以外は、其の措置を後日に期し、休日を廢止せるは勿論、退廳時間後と雖居残り執務せり。斯くて十一月六日以降は、市長、委員長以下關係事務委員及團體員總出動を以て配備に就き、緩急相應し、彼此相輔け、事務の進捗に努めたり。随つて六日より十七日迄は、左記に依り食券を交付して辨當を支給したり。

記

- 一、午後七時以後繼續勤務者には夕食を支給すること
- 一、市内出張者には晝食を給し出張手當は支給せざること
- 一、辨當は一食貳拾五錢とし市の特約店に注文を爲すこと
- 一、各係の食券擔任者は毎日其の係の所要數を取纏め庶務係に通報し食券の交付を受くること

食券様式表

<p style="text-align: center;">食券</p> <p style="text-align: center;">昭和九年十一月 日</p> <p style="text-align: center;">前橋市役所 贈</p>	<p>使用者 係氏名</p> <p>電話 六〇八番</p> <p>問井田屋 電話 四一四番</p> <p>古久屋 電話一、一四四番</p> <p>本券ハ右商店以外ニ使用スルコトヲ得ス</p> <p>本券ハ表記發行當日限り有效トス</p>
---	--

總 說

- 三、皇族殿下御假泊所
- 四、大演習關係主要場所一覽
- 五、陸軍特別大演習事務取扱規程
- 六、陸軍特別大演習事務委員服務心得
- 七、陸軍特別大演習に關する市町村事務取扱手續
- 八、事務委員
- 九、奉迎委員
- 一〇、軍隊宿舍係事務取扱内規
- 一一、陸軍特別大演習市關係係員標幟一覽
- 一二、前橋市關係其他電話番号一覽

三、市民に對する注意事項

大演習の期日切迫に伴ひ、之に關する一般の注意事項を、市民に周知徹底せしむる爲、十月二十三日各區長を経て、左記「大演習ニ關スル注意事項」の印刷物を區内毎戸に配布せしめ、越えて、十一月三日各區長宛、別記「國旗掲揚方ニ關スル件」通牒を發送したり。

大演習ニ關スル注意事項

- 一、軍旗ニ對シテハ敬禮ヲ忘レヌ様注意致シマセウ



- 二、軍隊ニ對シテハ誠意ヲ以テ諸事敏速確實ニ便宜ヲ圖リマセウ
- 三、外人ニ對シテハ懇切ヲ旨トシ不當ノ利ヲ貪ルガ如キコトナキ様注意致シマセウ
- 四、軍隊ノ通過又ハ食事若クハ休憩等ノ際ニハ湯茶及馬匹用水ヲ供給シテ下サイ
- 五、御駐轡中ハ特ニ火氣ニ注意シ不敬ニ互ルコトナキ様十分注意致シマセウ
- 六、毎戸ニ掲揚シテ頂キマス國旗、軒提燈ハ著シク路上ニ突キ出ストキハ軍隊ノ通行ヲ妨クル處ガアリマスカラ注意致シマセウ
- 七、演習參觀ノ爲交戦地ニ立入り又ハ耕作物等ヲ踏ミ荒サヌ様注意致シマセウ
- 八、御道筋、軍隊通過ノ沿道ニ當ル看板其ノ他工作物ニシテ倒壊墜落等危険ノ虞アルモノハ速ニ修理シテ下サイ
- 九、家屋、塀等ニ貼付シタ廣告紙片ノ跡等不體裁ノモノハ此ノ際除去シ清潔保持ニ努メマセウ
- 一〇、各自其ノ地先路傍、空地ノ除草、道路ノ掃除、撒水等ヲ行ヒ常ニ清潔ヲ怠ラヌ様致シマセウ
- 一一、溝渠、河川ニ塵芥、汚物ヲ投棄スルモノハ處罰サルコトニナツテ居リ從來屢注意ヲ發シテ居リマスガ今後ハ其ノ筋デモ嚴重ナ取締ヲ致シマスカラ違犯セヌ様特ニ十分注意シテ下サイ
- 一二、皆様ノ健康状態ヲ調査報告スル爲警察ノ補助機關トシテ各區ニ衛生警備隊ヲ組織シ十月二十五日から十一月十八日迄毎日係員ガ各戸ヲ訪問致シマス其ノ際ハ心持好ク此ノ調査ニ應ジテ下サイ
- 一三、糞尿ノ汲取ハ十一月八日迄ニ終リ十一月九日から十八日迄ハ汲取撤出セヌ様致シマセウ萬止ヲ得サル場合ハ午後五時以後午前六時迄ノ間ニ撤出セネバナリマセン
- 一四、幼兒、白痴、其ノ他精神ニ異常アル者ハ十分ノ保護ヲ加ヘ過チノナイ様注意致シマセウ

前 橋 市 役 所

演發第四七三號

昭和九年十一月三日

各 區 長 宛

前 橋 市 長

國旗掲揚方ニ關スル件通牒

閑院參謀總長宮殿下ニハ十一月六日午後三時五十三分前橋驛御著本市ニ御成アラセラルルニ付敬意ヲ表スル爲國旗ヲ掲揚候様御取計ヒ相成度候也

追テ六日以後十八日ニ至ル間ハ引續キ國旗掲揚候様併セテ周知相成度申添候

四、自動車の配給

大演習並地方幸期間中の自動車雇上に關しては、料金其の他の條件及車輛の統制上、縣は當業者たる群馬縣自動車協會と協定の結果、縣下に於ける自動車の車體検査を行ひ、合格したるものを本縣車輛本部（市立敷島尋常小學校）に召集し、各所よりの需用數に應じ、之が配給方を斡旋すべき趣を以て、九月二十六日縣警察部長より照會ありたり。依て本市は十一月十日より同月十八日に至るの間、別記自動車配給表記載の申込書を提出し、十一月九日車輛の配給を受けたり。自動車には通行禁止の箇所にも、乗入差支なき標幟、即ち演習期間は統監部調製の(⊙)を、地方行幸期間は縣調製の(⊙)の交付を受け、之を貼付して使用したり。其の協定料金及配給表左の如し。

自動車協定料金表

時 間 區 分	高 級	普 通		
		一九三二年前	一九三三年	一九三四年
全 一 日	至自 三〇、〇〇〇 二五、〇〇〇	至自 一八、〇〇〇 一五、〇〇〇	至自 一八、〇〇〇 一五、〇〇〇	至自 一八、〇〇〇 一五、〇〇〇
以上一時間毎ニ		一、五〇	一、五〇	一、五〇
三 時 間		四、五〇	四、五〇	四、五〇
二 時 間		四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇
一 時 間		二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
市 内 一 回		五〇	五〇	五〇

自動車配給表

配給月日	車輛番號	種 別	所 有 者 氏 名	使 用 區 分
自十一月十日 至十一月十八日	二、四二二	ダ ツ チ	ミヤマ自動車株式會社	庶務係用
自十一月十五日 至十一月十八日	二二六	シボレ	河村 甚太郎	庶務係用
自十一月十五日 至十一月十八日	七一	フォウド	須賀 武次郎	一般用

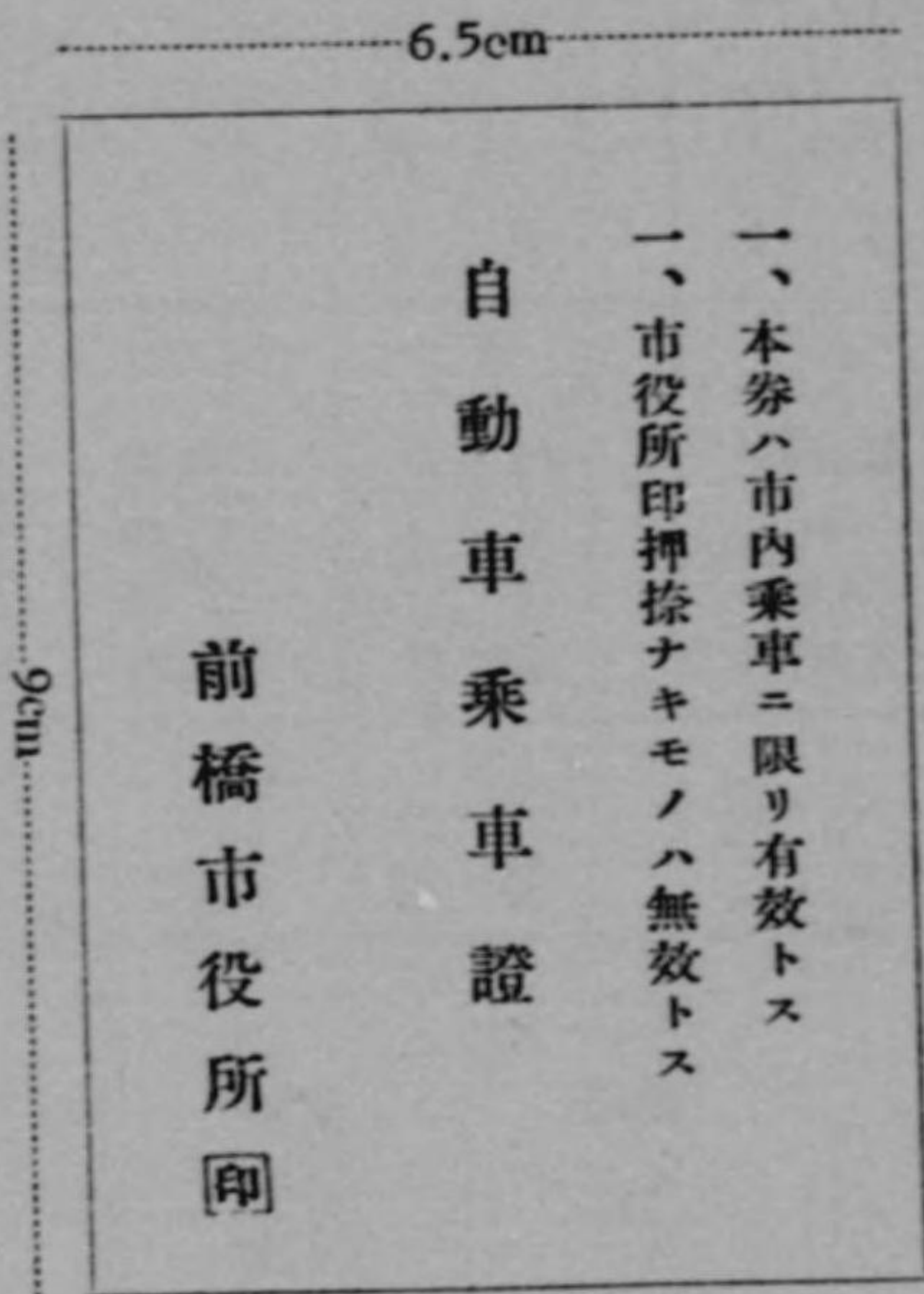
右の外、接伴係用臨時使用の分に對しては、所要に應じ、群馬縣自動車協會前橋支部と協定し直接雇上、別記様式の自

自動車乗車證に、實際使用したる回数及時間を記入し、運轉者に交付して整理する等、臨機の處置を講じたり。而して十一月十日より、同月十八日に至る九日間に於ける、自動車使用状況左の如し。

自動車使用表

月 日	輛 數	料 金	使 用 係 別
十一月十日	三	五六、〇〇	庶務係二輛 一般用一輛
十一日	四	七三、〇〇	庶務係二輛 接伴係一輛 一般用一輛
十二日	四	七三、〇〇	庶務係二輛 接伴係一輛 一般用一輛
十三日	四	七三、〇〇	庶務係二輛 接伴係一輛 一般用一輛
十四日	四	七三、〇〇	庶務係二輛 接伴係一輛 一般用一輛
十五日	四	七三、〇〇	庶務係二輛 接伴係一輛 一般用一輛
十六日	一	二〇、〇〇	庶務係一輛
十七日	一	二〇、〇〇	庶務係一輛
十八日	一	二〇、〇〇	庶務係一輛
自十一月十八日 至十一月十八日	臨時雇上	九八、五〇	接伴係用 一般用
計		五七九、五〇	

自動車乗車證雛形



使用回数及時間ハ裏面ニ記載セリ

第七節 豫算及決算

一、豫 算

本市は大本營並行在所所在地として、畏くも 聖上陛下の御駐輦を仰ぎ奉ると共に、各皇族殿下を始め多數貴顯、指紳の宿舍並軍隊宿營等に關聯し、道路・橋梁・公園の改修、警備・衛生施設の整備、青年訓練所備品の新調、其他に於て、相當多額の經費を要する見込なりしも、其の筋の指示と逐年の財界不振に憫む市民の擔稅力及本市の財政現況とに鑑み、努めて節約方針の下に、全く緊要缺く可らざるもののみを計上して、豫算案を作成せり。而して之を先づ市參事會に諮り次で市會全員協議會の協議を經、六月二十五日開會の市會に附議し、全會一致を以て可決確定せり。其の豫算左の如し。

總 說

歲 入	計	九、九、五、二、九	一、市 債	三、〇〇〇、〇〇〇	〇市債
				九、九、五、二、九	
				七、七、四、〇、三、七	
				八、七、四、〇、三、七	

八二

科 目	項 目	歲 出 經 常 部		附 記		
		算	決			
三、役所費	二、雜給	追加	六三	〇徵稅令書送達料金貳拾四圓八拾錢 〇督促送達料金拾壹圓貳拾錢 〇急施ヲ要スル筆料		
		豫算額	六三			
		既決	七九、五、五、四			
		計	八〇、三、五、四			
		二、雜給	追加		四九	〇備品修繕費
			豫算額		四九	
			既決		二六、三、五、六	
			計		二六、四、〇、〇	
三、需用費	追加	一三	〇備品修繕費			
	豫算額	一三				
	既決	六、四、〇、五				
	計	六、五、〇、〇				
四、修繕費	追加	五八	〇諸用紙代			
	豫算額	五八				
	既決	二、七、〇、二				
	計	二、七、三、五				
四、土木費	追加	六〇	〇門及欄修繕費金貳百五拾參圓 〇廳舍修繕費金貳百五拾五圓			
	豫算額	六〇				
	既決	一四、八、六、一				
	計	一五、四、六、七				
一、道路橋梁費	追加	六〇	〇道路改修工事費			
	豫算額	六〇				
	既決	八、七、三、五				
	計	九、三、三、〇				

經 常 部 計

歲 出 臨 時 部

一、三、八、〇、三、四

四、五、一、三、三

科 目	項 目	歲 出 臨 時 部		附 記
		算	決	
一、四、久留万高等小學校費	一、修繕費	追加	一、三、二、一	〇校舍修繕費金五百拾五圓 〇便所修繕費及設備費金貳百七拾貳圓 〇欄修繕費金四百八拾四圓
		豫算額	一、三、二、一	
		既決	一、三、二、一	
		計	一、三、二、一	
一、五、前橋工業學校費	一、需用費	追加	一、七、一	〇教練用備品新調修繕費
		豫算額	一、七、一	
		既決	一、七、一	
		計	一、七、一	
一、六、商工專修學校費	一、需用費	追加	八七	〇教練用備品新調修繕費
		豫算額	八七	
		既決	八七	
		計	八七	
一、七、青年訓練所費	一、需用費	追加	一、八、三、四	〇教練用備品新調修繕費
		豫算額	一、八、三、四	
		既決	一、八、三、四	
		計	一、八、三、四	

總 說

八三

同十八日還幸可被爲在旨被仰出候

一、御 日 程

一、鹵 簿

(別 紙)

一、御 日 程

(別 紙)

一、鹵 簿

別紙ノ通

別紙ノ通

(別途掲出ニツキ省略ス)

天皇略式自動車鹵簿

近衛將校 近衛將校

警察官 自動車

宮内書記官 自動車

天 皇

御自動車
侍從長又ハ
侍從武官長陪乘

皇宮警察官

近衛將校 近衛將校

侍 從 自動車

侍從武官 又ハ侍從 陪乘

宮内大臣 自動車

警察官 自動車

一、内大臣鹵簿ニ入ルトキハ第二供奉車トス

一、内大臣秘書官御璽國璽ヲ奉シ鹵簿ニ入ルトキハ第三供奉車トス但内大臣鹵簿内ニ在ラサルトキハ第二供奉車ニ入

ル

第二節 行幸御日程

十一月十一日演地第三九號を以て、本縣總務部長より送付の「行幸御日程並次第書」記載の行幸御日程は左記の如し。

行幸御日程

十一月十日

午後一時

午後一時二十分

午後三時三十五分

大本營

賜 謁 (單獨、列立)

上表奉呈 (知事、縣會議長、前橋市長)

宮城御發聲

上野驛御發車

前橋驛御著車

群馬縣廳

十一月十一日

演習御統裁

十一月十二日

演習御統裁

十一月十三日

演習御統裁

十一月十四日

大本營御出門

午前九時

前橋驛御發車

午前九時七分

高崎驛御著車

午前九時二十二分

觀兵式場著御 (乘附練兵場)

午前九時三十五分

閱兵式

午前十一時三十五分

觀兵式場發御

午前十一時四十三分

賜饌場著御 (步兵第十五聯隊營內)

午後一時十分

賜餐

午後一時十分

天盃下賜

午後一時十分

賜饌場發御

午後一時十八分

高崎驛御發車

午後一時三十三分

前橋驛御著車

午後一時四十分

大本營還御

十一月十五日

奏上 群馬縣知事
前橋市長

午前八時四十分

賜謁 (功勞者)

午前八時四十二分

行在所御出門

午前八時四十分

前橋地方裁判所著御

午前八時四十二分

賜謁 (單獨)

午前八時四十分

賜謁 (列立)

午前八時四十二分

奏上 (所長、檢事正)

午前八時五十八分

御少憩

午前九時十分

前橋地方裁判所發御

午前九時十分

群馬縣立前橋中學校著御

午前九時十分

賜謁 (單獨)

午前九時十分

賜謁 (列立)

午前九時五十分
午前九時五十五分

校務奏上 (學校長)
授業天覽 (二教室) (雨天ノ場合三教室)
武道天覽
縣下中等學校生徒並青年團員
女子武道(薙刀)天覽
縣下女子中等學校生徒 (雨天ノ場合ハ講堂)
合同體操天覽
萬歲奉唱
市內男女中等學校生徒並小學校兒童(尋六以上)(雨天中止)
市內男女中等學校生徒並小學校兒童 (尋六以上)
縣下女子中等學校生徒
御少憩
群馬縣立前橋中學校發御
群馬縣蠶業試驗場著御
賜 調 (單 獨)
賜 調 (列 立)

午前十時二十五分
午前十時三十三分

業務奏上 (場 長)
御 巡 覽
御 少 憩
群馬縣蠶業試驗場發御
群馬縣師範學校著御
賜 調 (單 獨)
校務奏上 (學校長)
賜 調 (列 立)
授業天覽 (三教室)
郷土教育資料天覽
器械體操天覽
本 校 生 徒
奉 拜
中等學校教員及小學校教員
奉迎歌奉唱並萬歲奉唱
中等學校教員及小學校教員

本校生徒並同附屬小學校兒童

御少憩

群馬縣師範學校發御

行在所還御

行在所御出門

群馬縣種畜場著御

賜 謁 (單獨)

賜 謁 (列立)

業務奏上 (場長)

御巡覽

御少憩

群馬縣種畜場發御

行在所還御

行在所御出門

前橋驛御發車

午後一時五十分

午後二時十五分

十一月十六日

午前八時五十五分

午前九時二分

午前九時四十一分
午前九時四十五分

桐生驛御著車

機織天覽場著御

賜 謁 (單獨)

賜 謁 (列立)

奏 上 (知事)

機織天覽

御少憩

機織天覽場發御

桐生高等工業學校著御

賜 謁 (單獨)

賜 謁 (列立)

校務奏上 (學校長)

教官研究品天覽

生徒實習御巡覽

奉拜場臨御

奉拜並萬歲奉唱

午前十時十分
午前十時十五分

本校職員、生徒
 附近中等學校職員、生徒
 附近小學校職員、兒童
 生徒實習御巡覽
 御少憩
 桐生高等工業學校發御
 公設消防組御親閱場著御
 御親閱
 概況奏上（群馬縣知事）
 萬歲奉唱
 公設消防組御親閱場發御
 桐生驛御發車
 足利驛御著車
 足利市水道配水池、栃木縣立足利工業學校へ行幸
 足利驛御發車（東武鐵道）
 太田驛御著車
 午前十一時五十分
 午前十一時四十分
 午前十一時十五分
 午前十一時三十五分
 午後一時五十分
 午後二時五十分

午後二時九分
 中島飛行機株式會社著御
 賜謁（社長）
 業務奏上（社長）
 賜謁（列立）
 御巡覽
 御少憩
 中島飛行機株式會社發御
 太田驛御發車
 伊勢崎驛御停車（一分）
 前橋驛御著車
 行在所還御
 十一月十七日
 午後四時二分
 午後四時九分
 午前九時五十五分
 午前十時二分
 午前十時十七分
 午前十時二十二分
 行在所御出門
 前橋驛御發車
 高崎驛御著車
 高崎驛御發車（上信鐵道）

午前十一時十三分

上州一ノ宮驛御著車
國幣中社貫前神社著御

午前十一時十七分

御参拜
國幣中社貫前神社發御

午前十一時三十一分

群馬縣立富岡中學校著御
賜 謁 (學校長)

午前十一時三十七分

奉拜場臨御

奉拜並萬歲奉唱
中等學校・小學校・青年訓練所・實業補習學校
職員生徒・兒童・男女青年團員・在郷軍人其他

午後零時三十五分

群馬縣立富岡中學校發御

午後零時四十分

上州一ノ宮驛御發車

午後一時三十一分

高崎驛御著車

午後一時三十五分

在郷軍人會在郷軍人御親閱場著御
御親閱

御晝餐

御親閱

閱 兵

萬歲奉唱

午後一時五十一分

在郷軍人會在郷軍人御親閱場發御

午後一時五十三分

歩兵第十五聯隊將校集會所著御

午後二時二十二分

御少憩
賜 謁 (單獨、列立)

午後二時三十分

歩兵第十五聯隊將校集會所發御
中等學校以上男女學生、生徒其他御親閱場著御

御親閱

分 列

奉迎歌奉唱

君ヶ代奉唱

萬歲奉唱

午後三時二十分

中等學校以上男女學生生徒其他御親閱場發御

午後三時二十七分

高崎驛御發車

午後三時四十二分

前橋驛御著車

午後三時四十九分

行在所還御

御 陪 食

十一月十八日

午前九時

行在所御出門

午前九時八分

前橋驛御發車

午前十時五十分

大宮驛御著車

官幣大社水川神社、埼玉縣廳へ行幸

午後一時五十五分

浦和驛御發車

午後二時二十五分

上野驛御著車

午後二時四十五分

還 幸

右御日程中地方行幸第一日に左記の通、赤城御登山の御日程を加へさせられたり。

十一月十五日

午後零時三十五分

群馬縣種畜場發御

午後一時

赤城山地藏橋著御

午後一時五十五分

大沼湖畔著御

直ニ發御 (御徒歩)

午後二時二十五分

大沼湖畔發御

午後三時十五分

地藏橋著御 直ニ發御 (自動車鹵簿)

午後三時四十分

群馬縣種畜場著御

午後三時五十五分

群馬縣種畜場發御 (行在所ニ還御)

十一月十六日の御日程中、桐生高等工業學校を先に機織天覽場を後に御巡幸あらせられたり。

第三節 地方行幸次第書

地方行幸第一日に於ける、本市内御臨幸の次第書左記の如し。

次 第 書

前橋地方裁判所

所要時間 十六分

午前八時四十二分著御

一、奉 迎

前橋地方裁判所長ハ玄關廳舎ニ向ツテ左側ニ於テ奉迎

司法大臣・檢事總長・東京控訴院長・同檢事長・前橋地方裁判所檢事正以下高等官ハ玄關廳舎ニ向ツテ右側ニ於テ奉

迎其他職員ハ正門内所定ノ位置ニ於テ奉迎

宮 廷

宮 廷

二、御 先 導

前橋地方裁判所長

三、御 座 所

會 議 室 (二階)

四、單 獨 拜 謁

場 所 御 座 所

所 要 時 間 約 三 分

司 法 大 臣 以 下

約 九 人

五、列 立 拜 謁

場 所

應 接 室 (二階)

所 要 時 間 約 一 分

人 員 約 二 十 九 人

六、奏 上

場 所

御 座 所

所 要 時 間 約 十 分

前橋地方裁判所長

七、御 少 憩

場 所

御 座 所

所 要 時 間 約 二 分

(御少憩ノ後發御)

八、奉 送

所長ハ玄關廳舍ニ向ツテ右側ニ於テ奉送

司法大臣以下高等官ハ玄關廳舍ニ向ツテ左側ニ於テ奉送

其他職員ハ正門内所定ノ位置ニ於テ奉送

午前八時五十八分發御

群馬縣立前橋中學校

所 要 時 間 四 十 分

午前九時十分著御

一、奉 迎

學校長ハ玄關校舎ニ向ツテ右側ニ於テ奉迎

文部大臣以下高等官同待遇ハ玄關校舎ニ向ツテ左側ニ於テ奉迎

職員、生徒代表約六十人ハ正門内所定ノ位置ニ於テ奉迎

二、御 先 導

學 校 長

三、御 座 所

貴 賓 室 (二階)

四、單 獨 拜 謁

場 所 御 座 所

所 要 時 間 約 一 分

文 部 大 臣 以 下 約 三 人

五、列 立 拜 謁

場 所

御 座 所

所 要 時 間 約 二 分

人 員 約 八 人

六、校 務 奏 上

場 所

御 座 所

所 要 時 間 約 三 分

學 校 長

七、授 業 天 覽

場 所

北校舎二階ノ内二教室 (雨天ノ場合三教室)

官 廷

所要時間約七分（雨天ノ場合約十一分）

第四學年 圖畫 谷口教諭擔任

第五學年 英語 大村教諭擔任

第二學年 國語 野村教諭擔任（雨天ノ場合）

補員

第五學年 英語 且尾教諭擔任

第四學年 數學 柿田教諭擔任

第二學年 國語 野村教諭擔任

八、武道天覽 場所 武道場 所要時間約九分

縣下中等學校生徒並青年團員

柔道 十七組

劍道 十八組

指揮者 總指揮 吉永社會教育主事

柔道指揮 小島教諭心得

劍道指揮 志藤教諭

九、女子武道（薙刀）天覽 場所 運動場（雨天ノ場合ハ講堂） 所要時間約六分（雨天ノ場合約九分）

縣下女子中等學校生徒（最上級）約千四百人（雨天ノ場合代表約六十四人）

指揮者 總指揮 林體育運動主事

指揮 片石囑託

本校同窓會役員、縣立盲啞學校生徒及其他特ニ拜觀ヲ許サレタル者拜觀

一〇、合同體操天覽 場所 運動場（雨天ノ場合中止） 所要時間約七分

市内男女中等學校生徒並小學校兒童（尋常科第六學年以上）約五千人

指揮者 總指揮 林體育運動主事

指揮 林體育運動主事

指揮 佐藤教諭

一一、萬歲奉唱 場所 運動場 所要時間約二分

市内男女中等學校生徒並小學校兒童（尋常科第六學年以上）約五千人

縣下女子中等學校生徒（最上級）約千四百人

一二、御 少憩 場所 御座所 所要時間約三分

（御少憩ノ後發御）

一三、奉 送

文部大臣以下高等官、同待遇ハ玄關校舍ニ向ツテ右側ニ於テ奉送

職員、生徒代表ハ正門内所定ノ位置ニ於テ奉送

午前九時五十分發御

宮 延

群馬縣蠶業試驗場

所要時間 三十分

一〇八

午前九時五十五分著御

一、奉 迎

場長ハ玄關廳舎ニ向ツテ左側ニ於テ奉迎

農林大臣以下高等官ハ玄關廳舎ニ向ツテ右側ニ於テ其他職員約十三人ハ同左側所定ノ位置ニ於テ奉迎

二、御 先 導

場 長

三、御 座 所

事 務 室

四、單 獨 拜 謁

農林大臣以下約二人

五、列 立 拜 謁

人 員 約五人

六、業 務 奏 上

場 長

七、御 巡 覽

冷 藏 庫

所要時間約二十一分

場所 御座所 所要時間約一分

場所 御座所 所要時間約一分

場所 御座所 所要時間約三分

特 別 蠶 室

上蔭中ノ溫度、濕度及氣流ニ關スル研究實驗

家蠶ニ於ケル致死因子ニ關スル研究實驗

場長御先導御説明

天覽成績品室

蠶品種ノ變遷

獎勵蠶品種

家蠶ノ裸蛹ノ成因ニ關スル研究

家蠶ノ致死因子ニ關スル研究

桑 病

蠶桑古文獻

上蔭後ノ溫度、濕度及氣流ニ關スル研究

群馬縣原産ノ桑品種

獎勵桑品種

蠶 病

桑ノ害虫

繰絲機械ノ變遷

場長御先導御説明

宮 延

一〇九

宮廷

八、御少憩 場所 御座所 所要時間約四分

(御少憩ノ後發御)

九、奉送

場長ハ玄關廳舍ニ向ツテ左側ニ於テ奉送

農林大臣以下高等官ハ玄關廳舍ニ向ツテ右側ニ於テ其他職員ハ同左側所定ノ位置ニ於テ奉送

午前十時二十五分發御

群馬縣師範學校

所要時間 三十五分

午前十時三十三分著御

一、奉迎

學校長ハ玄關校舎ニ向ツテ左側ニ於テ奉迎

文部大臣以下高等官、同待遇ハ玄關校舎ニ向ツテ右側ニ於テ奉迎

其他職員及生徒代表約三十人ハ同右側後方ニ於テ奉迎

二、御先導

學校長

三、御座所

圖畫教室 (二階)

四、單獨拜謁

場所 御座所 所要時間約二分

學校長

五、校務奏上

場所 御座所 所要時間約四分

學校長

六、列立拜謁

場所 圖畫研究室 所要時間約一分

人員 約八人

七、授業天覽

場所 北校舎二階ノ内三教室 所要時間約九分

本科第一部第五學年國史 千々和教諭擔任

本科第二部第一學年心理 國澤教諭擔任

尋常科第四學年(男組)理科 吉田訓導擔任

補員

本科第一部第五學年國語 荒木田教諭擔任

本科第二部第一學年教育 福重教諭擔任

尋常科第六學年(男組)理科 關訓導擔任

八、郷土教育資料天覽 場所 北校舎二階ノ内一教室 所要時間約三分

群馬縣師範學校並群馬縣女子師範學校研究資料 約十一種三百九十一點

學校長御先導御說明

群馬縣女子師範學校長著立

九、器械體操天覽

場所 屋內體操場 所要時間約五分

宮廷

宮 廷

本校生徒 約五十人

指揮者 古川教諭

一〇、奉 拜 場所 運動場 所要時間約四分

中等學校教員 約五百人

小學校教員其他 約四千五百人

指揮者 富田囃託

一一、奉迎歌奉唱並萬歳奉唱 場所 運動場 所要時間約三分

中等學校教員 約五百人

小學校教員其他 約四千五百人

本校生徒並同附屬小學校兒童 約七百人

指揮者 市川教諭

本校同窓會・同附屬小學校保護者會役員・郡市教育會長・學校醫學校齒科醫及其他特ニ拜觀ヲ許サレタル者拜觀

一二、御 少 憩 場所 御座所 所要時間約四分

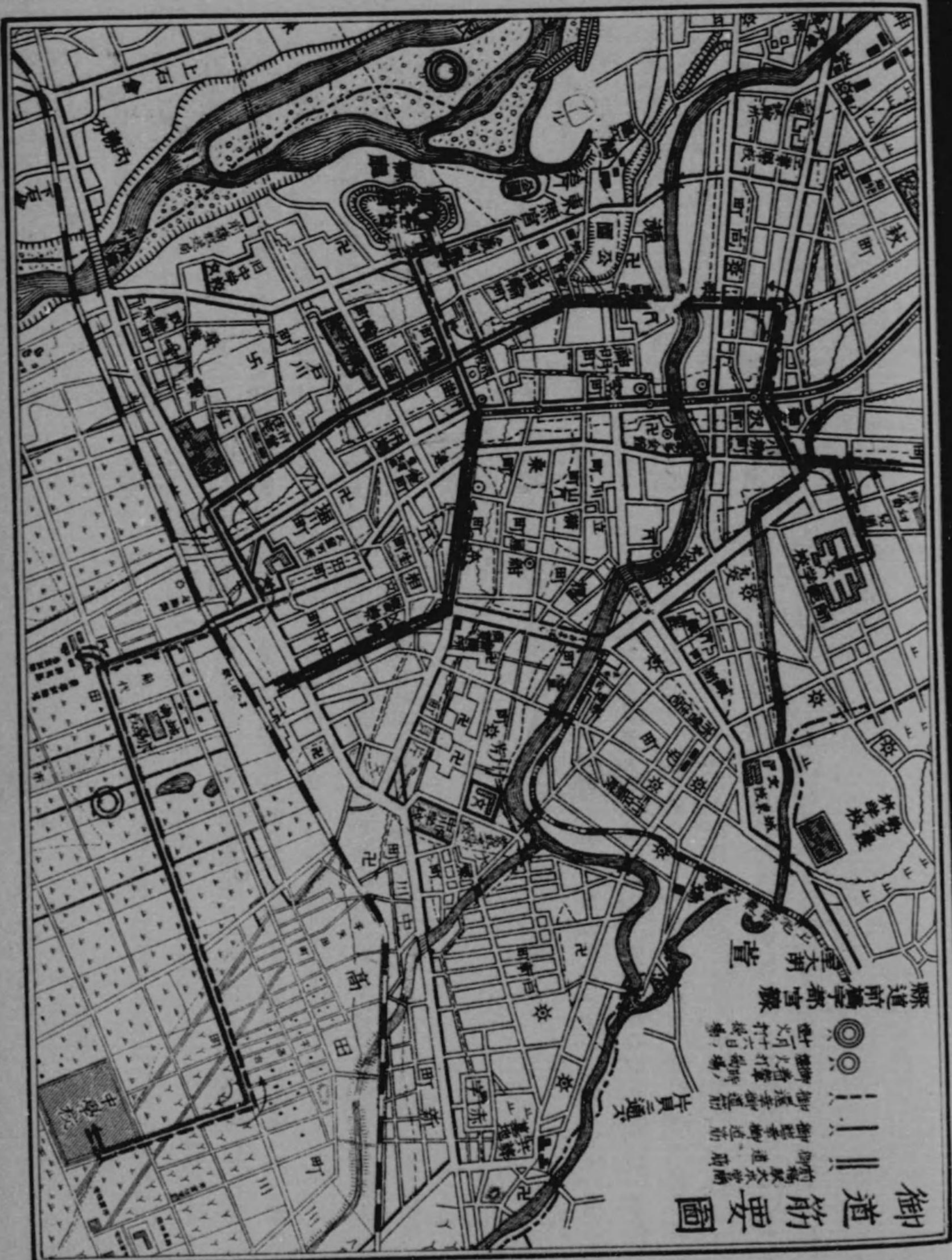
(御少憩ノ後發御)

一三、奉 送

文部大臣以下高等官同待遇ハ玄關校舍ニ向ツテ右側ニ於テ奉送

其他職員及生徒代表ハ同右側後方ニ於テ奉送

午前十一時八分發御



第四節 各箇所の御模様

聖上陛下には、畏くも躰を本市に駐めさせ給ひて以來、連日陸軍特別大演習御統監の爲、親しく戦線を御巡視あらせられ又大本營に在せられては、或は賜謁或は戦況の御下問等、實に宵衣旰食もただならざる御繁多 玉體御休養の御暇もあらせ給はざる御精勵を偲び奉り、恐懼感激措く能はざる所なりしが、十一月十四日觀兵式並賜儀の御儀を終へさせられ、大本營に還御遊ばさるるや、具に民情を問はせ給ふ有難き思召を以て、翌十五日より四日間に互り、群馬・栃木・埼玉の三縣下に 聖駕を進めさせ給ひて、産業・教育・其他各般の施設を 天覽遊ばされ、神社に御親拜あらせられては、敬神の儀範を垂れさせ給へり。大御心の程忝なくも亦畏き極なり。茲に地方幸第一日に 御臨幸あらせられたる、本市内四箇所の御模様は左記の如しと拜聞す。尙、前橋驛大本營間及本市内地方幸御道筋要圖は別紙の如し。

一、前橋地方裁判所

畏くも 天皇陛下には、十一月十五日午前八時四十分略式自動車鹵簿にて行在所御出門、湯淺宮内大臣・本庄侍從武官長・甘露寺・大金・永積各侍從・川岸・中島・石田・小林各侍從武官・高橋・松永兩侍醫・酒卷事務官・町村行幸主務官・後藤内務大臣・金澤群馬縣知事・畑第十四師團長・其他多數の供奉扈從員を隨へさせられ、前橋地方裁判所に向はせらる。是より先、同所に於ては十名の警備員徹宵警備に當り、午前五時全員出仕して萬端の準備を整へ、午前八時の振鈴と共に小原司法大臣・林檢事總長・皆川東京控訴院長・光行同檢事長・南部檢事正以下單獨拜謁有資格者及判任官以下の職員は、玄關に向つて右側に、石田裁判所長・辯護士・公證人・高等官及判任官夫人・刑務所職員は同左側に整列して奉迎申上たり。鹵簿は御豫定の如く午前八時四十二分著御 天機殊に御麗しく一同に對し御會釋を賜はれり。石田裁判所長は鞠躬如と

して御座所御入口まで御先導申上げ、御少憩の後、小原司法大臣、林檢事總長、皆川東京控訴院長、光行同檢事長、右田裁判所長、南部檢事正、吉田退職判事、大野、山口兩檢事の九人に單獨拜謁を賜ひ、次で列立拜謁室に於て、岩田判事以下、檢事、刑務所長等有資格者二十八人に對し、列立拜謁を賜はりたる後、再び御座所に入御、司法大臣侍立の下に裁判所長は民刑訴訟事件、各種調停事件、其他裁判所事務の概況を、檢事正は檢察事務の概要を夫れぞれ奏上して退下せり。

斯くて御少憩の後、裁判所長は御先導申上げ玄關向つて右側車寄に於て奉送し、司法大臣、檢事總長、東京控訴院長、同檢事長、檢事正は、玄關に向つて左側に於て、判檢事及高等官は同右側其の他の諸員は奉迎と同位置に於て奉送申上げ、午前八時五十八分發御、群馬縣立前橋中學校に向はせ給へり。

二、群馬縣立前橋中學校

前橋地方裁判所を發御遊されたる 陛下には、御道筋に堵列せる奉迎者に 畏くも御會釋を賜はりつつ、午前九時十分 群馬縣立前橋中學校に著御あらせられたり。

此の日、光榮に輝く前橋中學校に於ては早朝より關係者全員出仕、所定の分擔任務を整備して萬全を期せり。而して松田文部大臣、下村普通學務局長、星子學務部長以下高等官同待遇は玄關校舍に向つて左側、松下學校長は同右側其の他の職員及生徒代表は同右側後方に整列して奉迎申上げたり。玄關に著御あらせらるるや學校長は恭しく二階御座所御入口まで御先導申上げ、先づ文部大臣、普通學務局長及學校長に單獨拜謁を賜ひ、次で満田中佐以下文部大臣秘書官、同校教諭等八人に列立拜謁を賜はり、更に金澤知事侍立の上學校長より別記校務の概況を奏申したる後、學校長の御先導にて二階東北隅の谷口教諭擔任第四學年圖畫科教室に入御、寫生教授の實況を叙覽、畏くも 玉歩を進め給ひて生徒の机間を御一巡遊ばされて後、職員生徒の最敬禮裡に隣接せる第五學年英語科教室に入御、大村教諭擔任の教授を 天覽遊ばされ、次で

同教室より廊下を御西進階段を降らせられ、渡廊下を経て武道場の玉座に著御、吉永社會教育主事等の指揮に依り諸員最敬禮の後、元氣充溢せる縣下男子中等學校及各都市聯合青年團員七十人の柔道及劍道を 上覽あらせられ、再び渡廊下を御南進校庭へ臨御、整列せる本校及市内男女中等學校並小學校及縣下女子中等學校職員、生徒、兒童、其の他約七千人の最敬禮に御會釋を賜はり、玉座に著御、林體育運動主事等の指揮に依り最敬禮の後、豫て待機の姿勢にありし縣下女子中等學校最上級生徒約千四百人は片石囑託の指揮に依り、直心影流薙刀術の實演を 聖覽に供し奉り、次で前橋市内中等學校八校の生徒及小學校七校の尋常科第六學年以上の兒童全員約四千八百人は、林體育運動主事の指揮に依り合同體操を演じ、親しく 叙覽を賜はりたり。合同體操者最敬禮の後金澤知事は萬歲臺前に參進して敬禮を行ひ、更に登壇最敬禮の後、恭しく 天皇陛下の萬歲三唱を發聲するや、七千の若人は聲を限りに唱和して、 聖運の無窮を壽ぎ奉れり。陛下には龍顏いよいよ御麗はしく、全員最敬禮裡に學校長御先導にて校舍東南入口より再び二階御座所に入御、御少憩あらせられし後、文部大臣、普通學務局長、學務部長、學校長以下職員生徒代表等各所定の位置に整列して奉送申上げ、午前九時五十分發御群馬縣蠶業試驗場に向はせられたり。

奏 上 書

(從五位勳五等 松 下 雅 雄)

謹ミテ

大御前ニ校務ヲ奏上仕リマス當前橋中學校ハ明治五年ノ學制ニ所謂第一大學區第十七番利根川中學校ヲ名ニ負ヒマシテ明治十年九月公立トシテ奏成シ同十二年六月縣立トシテ形ヲ整ヘマシタモノノ創立當初ハ微弱トシテ振ハズ同十九年廢校ニ遭ヒマシタノデ御座リマス然ル處群馬郡澁川町ノ人石坂孫平教學ノ不幸ヲ慨キ全縣下ニ喚ビ懸ケテ義金ヲ集メ之ヲ提供シテ學校維持費ニ充ツルト共ニ同郡本郷村ノ人小暮秀太郎ト呼應シテ輿論ヲ喚起シ同二十二年縣會ヲシテ中學校

宮 廷

再設ヲ決議セシメマシタト傳ヘラレテ居ルノデ御座リマス之ヨリ後ハ校運年ヲ追ヒマシテ隆昌人才ノ淵藪トシテ盛觀ヲ展ベ秀峰ノ麓長水ノ濱瀟々タル學風ヲ樹テテ五十六年此ノ間卒業ノモノ三千二百五十六名社會ノ各方面ニ活躍シ夫々ノ業績ヲアゲテ居ルノデ御座リマス現在生徒數七百十名内六百十七名ハ尋常小學校卒業ノモノ其ノ出身地ハ市郡相半スル狀況デ御座リマス職員ハ總テ二十八名學教數十五名昭和六年ノ新學制ハ明年度ニ完成仕リマスガ現第四學年ニ於キマシテハ第一種生ト第二種生ト其ノ比率ハ一ト二デ御座リマス

當前橋中學校ハ教養ノ指針トシテ祖先ノ遺風ノ顯彰ト申スコトノ上ニ精進仕リマシテ専ラ行フコトニヨリテ道德意識ノ陶冶ヲ期シ上州男子ノ意氣ヲ正シキニ導キタイト努力致シテ居ルノデ御座リマスガ成績佳良所要ノ目的ニ庶幾モノアルハ欣幸トスル所デ御座リマス

謹ミテ惟マスレバ水戸市ニ於キマシテ 御親闈ヲ賜ハリ 聖恩ノ厚キニ感泣仕リマシタノハ昭和四年十一月二十日肝銘ナホ新シキヲ覺ユルモノデ御座リマスノニ今又

行幸ヲ仰ギマシテ全學苑ハ一ツ心ニ并舞欣祝然モ此ノ大祥ト榮光トハ全縣下同學ノ齊シク頌ツベキモノナルヲ思ヒ感激愈切ナルモノガアルノデ御座リマス

謹ミテ

大御代ノ彌榮ヲタタヘ奏上ヲ終ヘ奉ル次第デ御座リマス

昭和九年十一月十五日

群馬縣立前橋中學校長

臣 松

下

雅

雄

三、群馬縣蠶業試驗場

御臨幸内定以來日夜内外の整理整備に全力を注ぎて、本日の榮光を翹首待望したる場員は、未明より出場して最後の準備を整へ、早くも午前九時より山崎農林大臣・三樹内務部長以下高等官・同待遇・岩坪場長其の他の職員は各所定の位置に

整列して奉迎申上げたり。

陛下には、午前九時五十六分群馬縣立前橋中學校御發聲、同十分三分静々と玄關に著御あらせらる。場長の御先導にて先づ御座所に入御遊ばされ、直に農林大臣及場長に單獨拜謁を賜ひ、山口農林大臣秘書官以下六人に列立拜謁を賜はりたり。

次で金澤知事侍立の下に場長より別記業務概況を奏聞したる後、場長御先導にて御座所より廊下を御南進の御途中、寄宿舎南庭に整列せる場員、講習生、蠶絲業關係團體役員等約百八十人の奉拜者に御會釋を賜はり 天覽成績品室の東側より御左折冷蔵庫に入御遊ばされて、蠶種・蠶蛾・蠶兒其の他の冷蔵状態につき、親しく 叙覽を賜はり、斯くて冷蔵庫を出御あらせられ機械室に進御あり、特別蠶室に於ける温湿度調整装置の圖解につき、場長の御説明を御熱心に御聽取遊ばされ、加熱部に於ては「温湿度を調整する最後に於ては何度に上昇せしむるか」との御下問を拜し、場長は恐懼奉答申上げたり。次で特別蠶室前の廊下に出御、各室毎に御説明申上げたるに、御興深く 天覽遊ばされたるやに拜せられ「上菴に適當なる温度は何度か」との御下問あり、場長恭しく奉答し、更に第二第三室に於ける致死因子を有する蠶兒が温度の高

低に因り致死状態を發現せる實驗につき御説明申上げたるに、特に其の蠶室内に入御、詳細なる比較 天覽を仰ぎ奉りたり。次で特別蠶室より再び機關室冷蔵庫の側を経て天覽成績品室に進御あらせられ、東南口より入御南側廊下を 玉歩御緩かに御西進、室内に陳列せる各成績品を御熱心に 上覽遊ばされ、特に裸蛹の遺傳關係に就き「メンデルの法則に依るか」との御下問、又桑病標本中萎縮病につき「萎縮病は如何なる場合に多く發生するか」と重ねての御下問を拜し場長は恐懼奉答申上げたり。次で蠶桑古文獻中明治六年六月十五日版「郵便報知新聞」所載の 英照皇太后 昭憲皇后御同列にて富岡製絲所へ行啓の御記事につき御説明申上げたるに 陛下には御姿勢を改めさせられたるやに拜し奉り、御追孝の大御心は拜察するだに畏き極なり。斯くて北側廊下を御東進最終まで陳列品に御注視あらせられ、御感興の御様子にて御巡

覽を終らせらる。次で再び御座所に入御少憩あらせられ、午前十時四十五分農林大臣・内務部長・場長以下諸員の奉送を受けさせられ、龍顏殊に御麗しく群馬縣師範學校に向ひて發御あらせられたり。

奏 上 書 (正五位勳四等 岩 坪 時 藏)

謹ンテ奏上致シマス本日畏クモ 聖上陛下特ニ本場へ御親臨ヲ賜ハリマシタコトハ微臣時藏等無上ノ光榮トスル所テ御座イマシテ誠ニ恐懼ノ至リニ堪ヘマセヌ本場ハ原蠶種ノ配付試験研究及講習講話等ヲ主タル業務ト致シテ居リマス今本場ノ沿革並業務ニ就キマシテ聊カ申上ケマス本縣ノ蠶絲業ハ明治以來年々急速ナル發達ヲ致シマシタカ當初ハ農事試験場ニ於テ僅カニ研究ヲ致シテ居ツタ程度テ御座イマシタカ時勢ノ進運ニ伴ヒマシテ縣ハ蠶品種ノ研究及原蠶種製造配付ノ機關ト致シマシテ大正二年三月本場ノ前身タル群馬縣原蠶種製造所ヲ設置致シタノテアリマス斯ク致シマシテ蠶品種ノ異常ナル變遷カアリ且又世界大戰ニ因リ經濟事情ノ大變動カ在リマシタ結果斯業ノ經營技術上幾多ノ變革ヲ齎ラシタノテ御座イマス依テ縣ハ設備ヲ擴張シテ各種ノ試験研究ヲ致シ且講習制度ヲ設ケマシテ遂テ大正十一年群馬縣蠶業試験場ト改稱シ今日ニ至ツタノテアリマスカ輓近山間部地方ニ於ケル栽桑研究ノ要ヲ痛感致シマシテ本年度ヨリ利根郡沼田町ニ試験桑園ヲ設置致シマシタ次第テ御座イマス

現在ノ配付蠶品種ハ何レモ農林省蠶業試驗場系統ノモノテアリマス配付ノ數量ハ二十一萬蛾テアリマシテ現在縣内所要量ノ約三割テ御座イマスカ原蠶種國家管理ノ實施ニヨリマシテ昭和十四年度ヨリ全額配付ヲ致ス計畫テ御座イマス本場ノ試験研究ハ現在迄百五十二件ニ及ンテ居リマスカ特殊ノモノハ後刻 天覽ヲ仰キ奉リタイト存シマス現在試験中ノモノハ相當アリマスカ蠶絲業ノ不況ニ伴ヒマシテ特ニ養蠶ノ副産物ノ利用蠶桑能率増進等ノ試験ヲ致シマシテ斯業ノ合理化ニ資シ度イト存シマス

本場ハ其ノ重キ使命ニ鑑ミ終始一貫斯業ノ改良發達ヲ目標ト致シ微力ヲ竭シテ參リマシタカ更ニ今後益々奮勵致シマシテ 聖恩ニ酬ヒ奉ラムコトヲ期シテ止マヌ次第テ御座イマス

四、群馬縣師範學校

聖上陛下には、群馬縣蠶業試驗場を發御後沿道多數の奉拜者に對し 畏くも御會釋を賜ひつつ、午前十時五十二分群馬縣師範學校に著御あらせられたり。

此の日、同校關係者は早朝より出仕して各自分擔用務を整備し、中山學校長・星子學務部長・中田社會教育官・其他高等官・同待遇及職員・生徒代表等孰れも所定の位置に整列して奉迎申上げたり。御著輦あらせらるるや學校長は謹みて御先導、先づ玄關より階段を経て二階廊下を御東進御座所に入御遊ばされ、學校長に單獨拜謁を賜ひ、次で金澤知事侍立の下に別記學校長の校務奏上を 開召され、更に列立拜謁室に於て五味中佐以下同校教諭等六人に列立拜謁を賜はりたる後、學校長御先導にて北校舎二階教室の内、千々和教諭擔任本科第一部第五學年の國史、國澤教諭擔任本科第二部第一學年の心理、吉田訓導擔任附屬小學校尋常科第四學年の理科等各授業教室に順次入御、職員及生徒兒童の最敬禮に對し 畏くも御會釋を賜ひ、御熱心に 寂覽あらせられし後、郷土教育資料室に 玉歩を進めさせ給ひ陳列品を 聖覽遊ばされ更に階段より渡廊下を御南進屋内體操場に設備の玉座に著御、古川教諭指揮に依る同校本科、專攻科生徒代表四十九人の器械體操を 天覽の後、同校生徒の組織せる樂隊の國歌奏樂裡に、本縣下教員奉拜場たる運動場の豫て設けの玉座に立御遊ばされたり。先之、運動場には縣下の中等學校・小學校・幼稚園等の教職員約五千人及群馬縣師範學校生徒並附屬小學校兒童約七百人其他多數の奉拜者參集して、所定の位置につき 御臨幸を御待ち申上げたり。聽て起れる國歌の奏樂に會衆一同は無限の感激を以て奉迎申上げたるに 天顏御麗しく御答禮を賜はれり。此の時市川教諭指揮の下に樂隊の奉迎歌第一節

の前奏あり續きて奉唱者之に唱和し終つて、金澤知事は萬歳臺下に參進して敬禮を行ひ、臺上に登りて最敬禮後、恭しく天皇陛下の萬歳を先唱すれば滿庭の奉拜者之に呼應して其の聲場を壓し、莊重嚴肅名狀すべからず、斯くて一同の最敬禮に御答禮を賜ひ、再び起る國歌奏樂裡に學校長御先導にて、玉歩を御座所に運ばせられ、御少憩の後、文部大臣普通學務局長・學務部長・學校長・其他教職員生徒代表等多數奉送申上げ、午前十一時三十二分發御、天機御麗しく群馬縣種畜場に向はせ給ひたり。

尙、群馬縣種畜場に著御あらせられたるは午前十一時五十一分にして、同場、寂覽の後午後零時五十三分發御、赤城山に御登山遊ばされ、午後三時五十五分再び群馬縣種畜場に著御、同四時十二分同場發御、同三十七分行在所に還御あらせられたり。

奏 上 書

(正五位勳四等 中 山 正 心)

群馬縣師範學校長 臣 中山正心 誠惶誠恐謹言

畏クモ
天皇陛下

陸軍特別大演習御統裁ノ爲メ大森ヲ吾ガ群馬縣ニ進メサセ給ヒ已ニ親シク閱軍ヲ終ヘサセ給ヘルニ今又 聖駕ヲ本校ニ枉ゲサセ給フ天幸聖淑感激措ク所知ラズ臣等本校校長ニ承ケ日夜兢業トシテ其ノ職ヲ曠シウセンコトヲ懼ル茲ニ謹ミテ學事ノ大要ヲ奏シ奉ル

本校ハ明治六年二月本縣群馬郡前橋町ニ小學教員傳習所ヲ設立セシヲ以テ起原トス爾來年ヲ閱スルコト六十有二年此ノ間幾多ノ變遷ヲ重ネ大正二年十二月ニ至リ現在ノ地ニ移轉セリ附屬小學校ノ校舍ハ昭和五年十一月ニ改築シタリ創立後

六年即明治十一年九月ニハ辱クモ 明治天皇ノ臨幸ヲ仰ギ奉リ 皇恩ニ浴スルコト深ク校運年ト共ニ隆昌ヲ加ヘ爾後五十有六年ヲ經テ以テ今日ニ到レリ

本校ハ本科第一部第二部及ビ專攻科ヲ併セテ九學級生徒總數二百九十二人ニシテ專攻科生徒以外ハ全部寄宿舎ニ收容セリ職員ノ數二十七名力ヲ協セ心ヲ一ニシテ之ガ教養ノ任ニ當レリ附屬小學校ハ尋常科高等科併セテ十四學級兒童總數五百五十八人ニシテ職員十五名之ニ專屬ス

本校卒業生ノ數ハ三千八百三十八人ニシテ現ニ本縣教職ニ在ルモノ二千五十餘人何レモ國民教育ノ重任ヲ擔ヒテ斯道ニ勵精シ其ノ他ハ縣ノ内外ニ在リテ各方面ニ向ツテ社會ニ貢獻シツツアリ而シテ附屬小學校ハ明治七年創設セラレテヨリ卒業セルモノ三千八百九十一人ニ達ス

本校ノ教育方針ハ一ニ教育ニ關スル 勅語ヲ奉體シ師範教育令ノ精神ニ準據シ郷土ノ情勢ト傳統ノ校風トニ稽ヘテ意ヲ其ノ施設ト經營トニ致セリ特ニ國體ノ觀念ヲ明カニシ私ヲ舍テ公ニ奉ズルノ道義心ヲ養ヒ身ヲ修メテ世ノ師表タラントスル意氣ヲ旺ナラシメ自學ノ獎勵ト相俟チテ個人ノ教導ニ全幅ノ力ヲ傾注セリ更ニ本縣民ノ體格良好ナラザルニ省ミ運動競技ヲ獎勵シ武道ノ振興ヲ圖リ兼ネテ榮養學ノ理論ニ準由シテ食物ノ改善ヲ企テ以テ身ヲ鍛鍊スルト共ニ體格ノ向上ヲ圖レリ

學校教練ハ如上本校教育ノ一般方針ト相俟チ自ラ進ミテ規律アル日常ノ生活ヲ求メ剛健ナル志氣ヲ養フニ力ム其ノ成績亦見ルベキモノアリ

附屬小學校ニ在リテハ健全ナル國民ノ養成ニ努ムルト共ニ常ニ諸般ノ研究ヲ怠ラズ理論ト實際トニ互リテ縣下初等教育ノ指針トナリ又教生ノ實習ヲシテ適切ナラシメンコトニ力ヲ注グ

惟フニ本年四月三日畏クモ小學教育ニ關シ賜ハリタル 勅語ハ國民教育ニ從事スルモノノ齊シク奉體スル所特ニ 臣等師

範教育ニ與ルモノハ其ノ責任ノ重大ナルニ鑑ミ鞠躬以テ 聖旨ニ對ヘ奉ランコトヲ期ス
今ヤ臣辱クモ

至尊ニ咫尺シ奉ル感激何ゾ堪ヘン只

陛下教學振興ノ 宸慮ヲ畏ミ夙夜懈ラズ驚鈍ニ鞭チテ以テ報效ノ誠ヲ輸サンノミ
謹ミテ奏聞ス

昭和九年十一月十五日

臣 正心頓首頓首

第二章 大本營及行在所

第一節 大本營及行在所

一、大本營及行在所

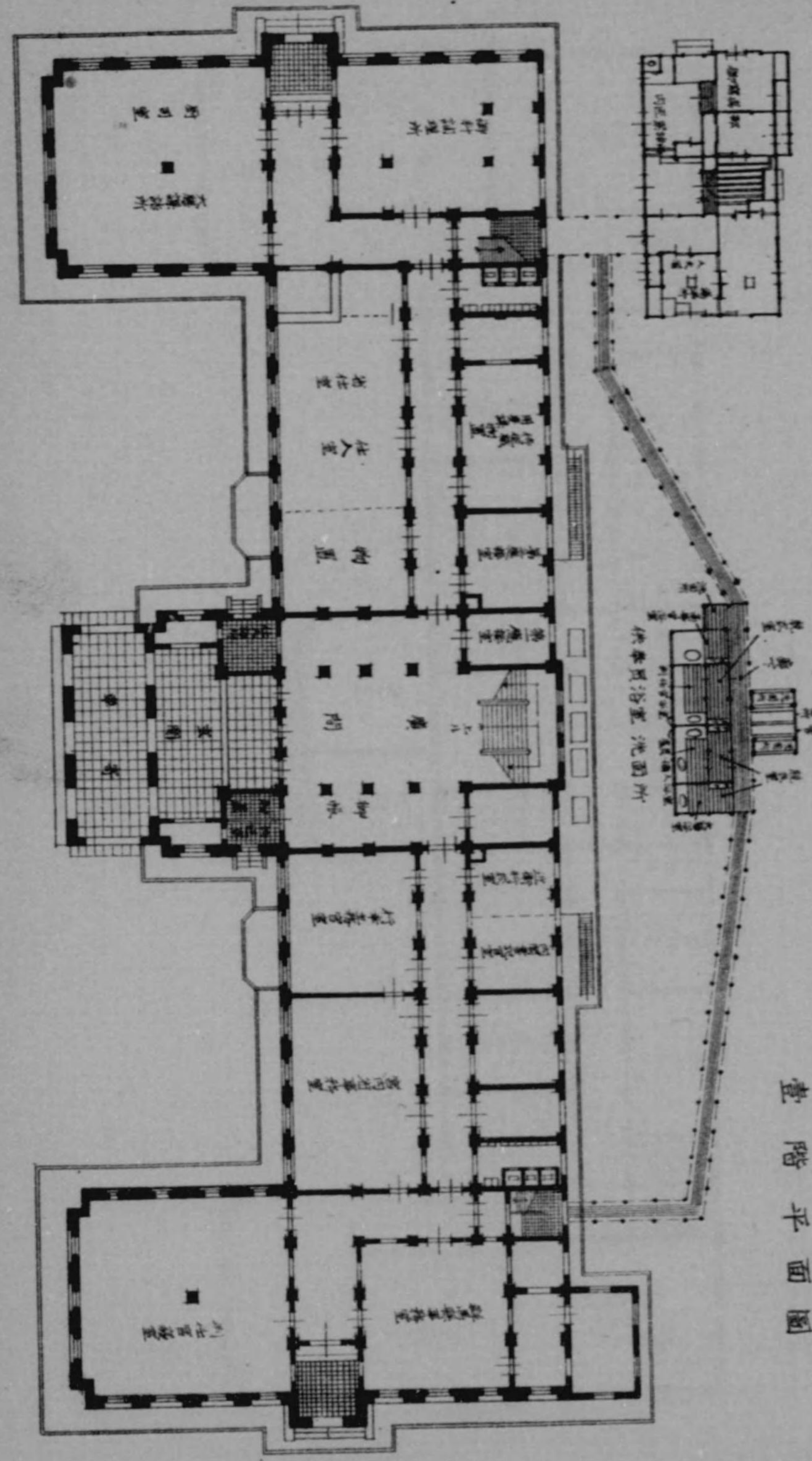
特別大演習並地方行幸中は、群馬縣廳舎を以て、大本營及行在所に充てさせられたるが、其の平面圖は別記の如し。

二、非常御立退所

七月十九日非常御立退所として本市臨江閣を第一候補とし、同閣二階を御部屋と内定の趣本縣總務部大本營係長より通牒ありたるを以て、修繕及消毒等の手配をなせり。越えて九月六日右係長名を以て、第一非常御立退所に決定の旨更めて通牒に接したるを以て、御座所設備として、御机、御椅子各一脚、其の他萬般に互り遺憾なき準備を整へ萬一の場合に備

群馬、栃木、埼玉縣下特別大演習

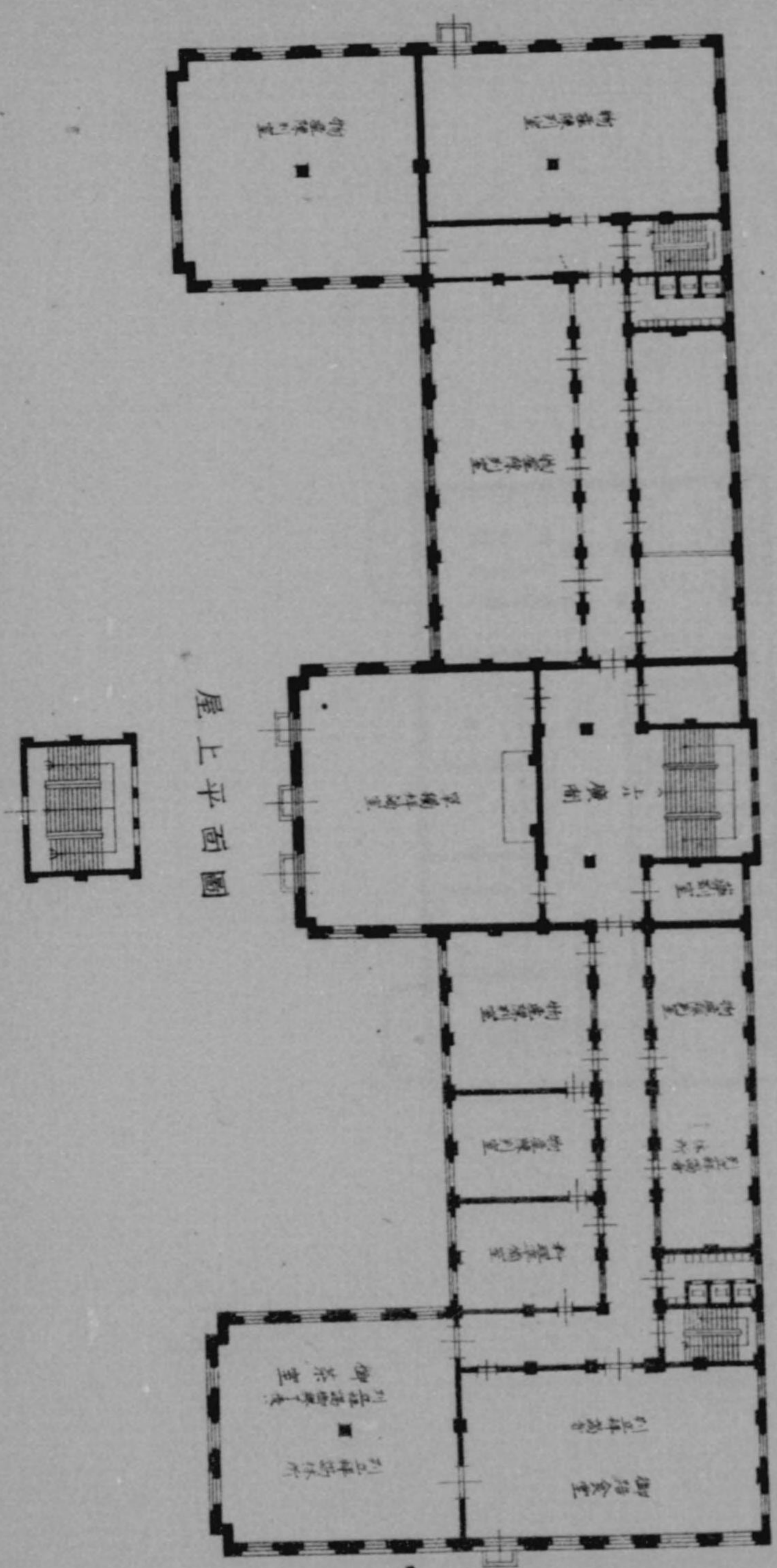
大本營平面圖



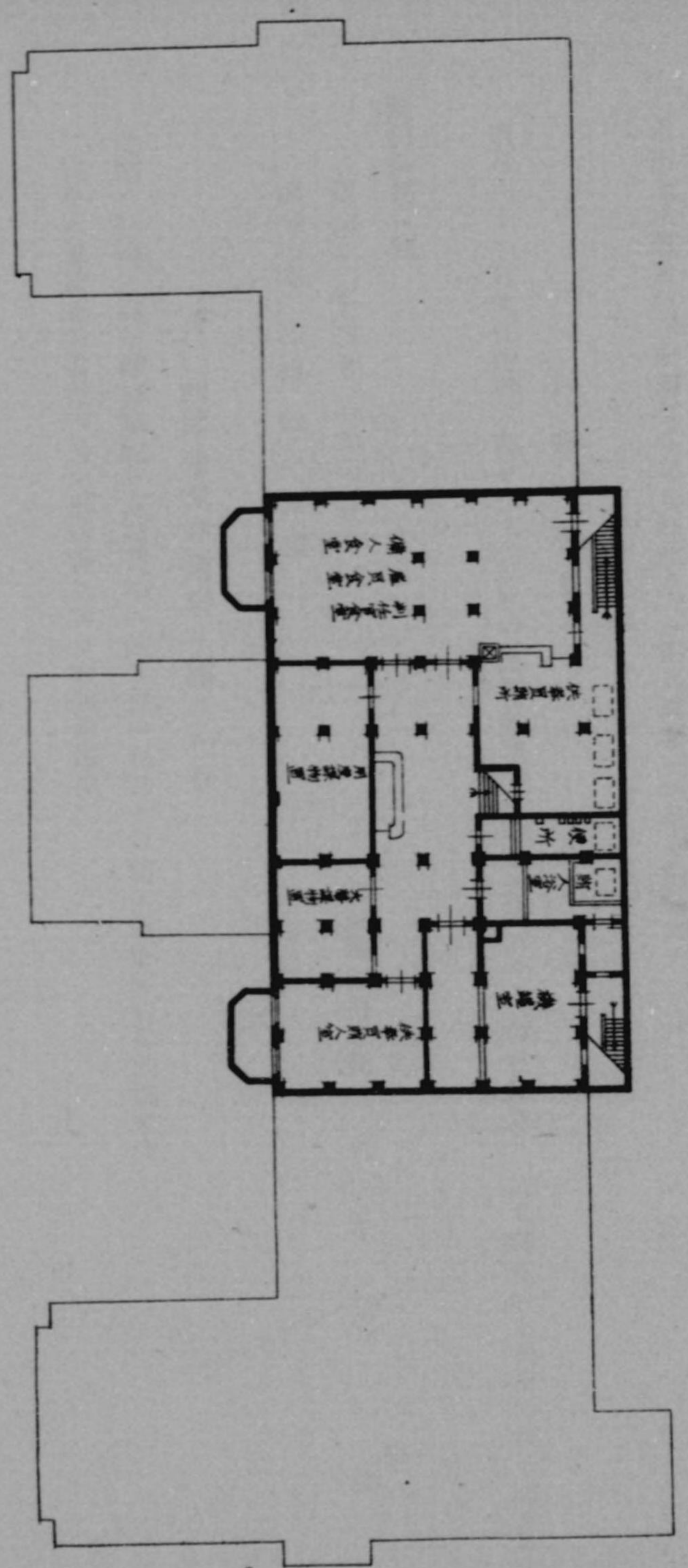
壹階平面圖



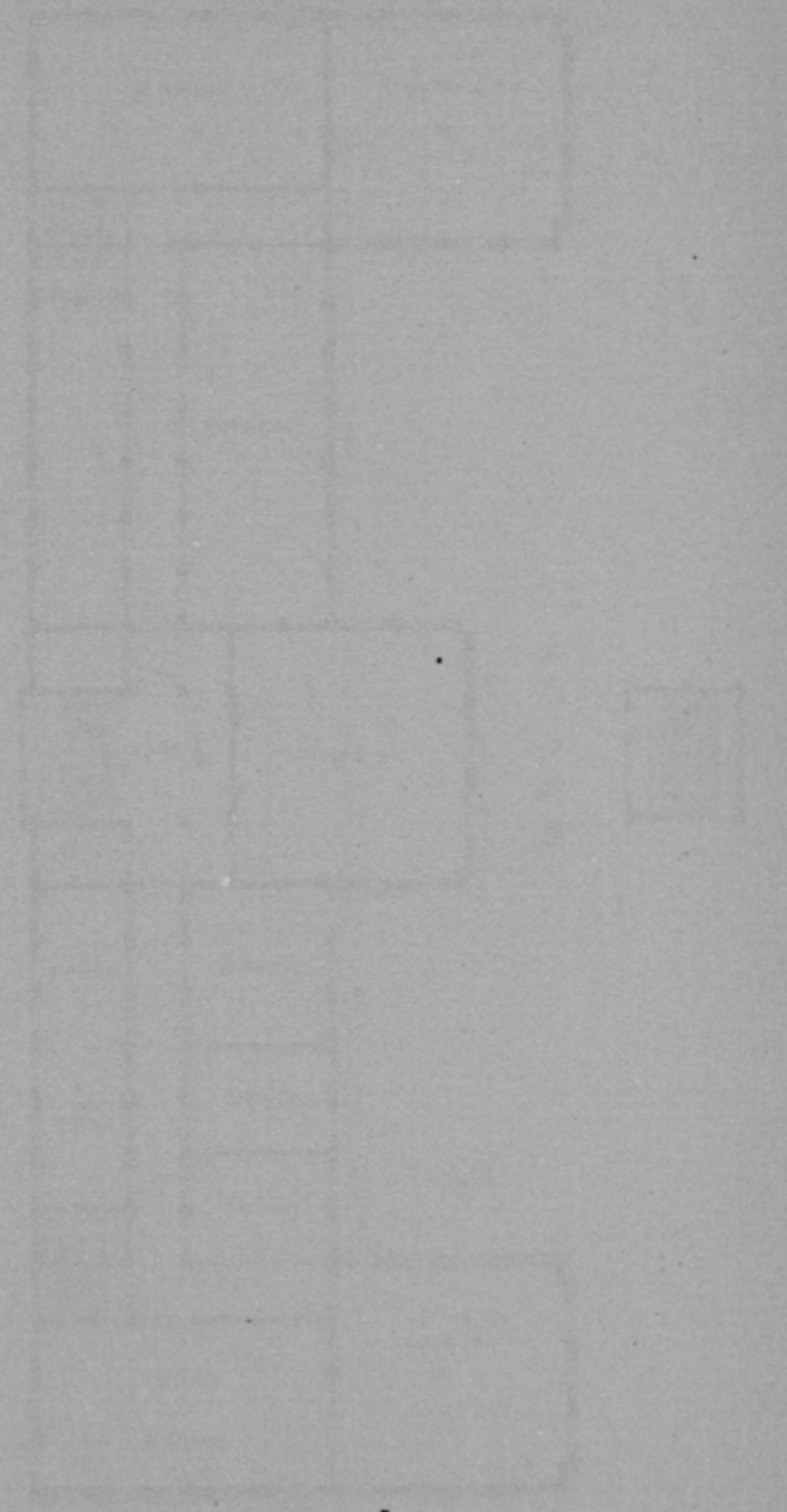
參階平面圖



屋上平面圖



地階平面圖



へたり。尙、十一月五日より同月十九日迄は、同閣居住の留守居人は他に移轉せしめたり。

三、御料 水

本市上水道を以て充用あらせられたり。(第八篇第一章第三節参照)

四、御料 豫備井

四月二十一日演秘衛第六號を以て、左記の通御料豫備井選定ニ關スル件」の照會あり、依て調査の上別記の如く回答せり。

演秘衛第六號

昭和九年四月二十一日
前橋市長 江原桂三郎殿

群馬縣警察部長 久保田 峻

御料豫備井選定ニ關スル件

今秋ノ行幸ニ際シ御料豫備井左記要項ニ依り來ル五月十日迄ニ選定報告相成様致度
追テ水質検査ハ當部ニ於テ施行致スヘク候條申添候

記

- 一、水質良好ト認ムル井戸ニシテ成可唧筒装置タルコト
- 二、附近人家稠密ナラサルコト
- 三、附近人家稠密ナラサルコト

宮 廷

一三四

- 三、共同ニ使用セサルモノナルコト
- 四、附近清潔ナルコト
- 五、傳染病ノ發生シタル家ニテ使用シタルモノニ非サルコト
- 六、其ノ他ノ諸點ヲ考慮シ適當ト認ムルモノナルコト
- 七、水質検査ノ上更ニ選定スヘキニツキ五箇所推舉セラレ度キコト

演發第二三號

昭和九年五月七日

前橋市長 江原 桂 三 郎

群馬縣警察部長 久保田 駿 殿

御料豫備井選定ニ關スル件回答

四月二十一日演秘衛第六號ヲ以テ御照會相成候標記ノ件左記ノ通選定致候也

記

町 名	番 地	氏 名	摘 要
神 明 町	六 七	丸 山 勇 之 助	調査要項各項ニ該當ス
神 明 町	四 一	池 田 類 造	調査要項各項ニ該當ス
神 明 町	六 一	平 松 三 雄	調査要項各項ニ該當ス

町 名	番 地	氏 名	摘 要
神 明 町	三 六	小 林 茂 八	調査要項各項ニ該當ス
神 明 町	五 九	木 村 二 郎	調査要項各項ニ該當ス
向 町	七 二	木 村 次 雄	調査要項各項ニ該當ス

第二節 御 門 鑑

大本營又は行在所に出入せむとする者に交付すべき、御門鑑並自動車通行鑑に關する規程は、十月十九日附を以て左記の通告示せられたり。右告示に基く本市の申請に對し、御門鑑を交付せられたるものは市長一、大演習事務委員長一、各係長五、庶務係一、計八枚なり。

群馬縣告示第五百三十六號

昭和九年陸軍特別大演習大本營又ハ行在所御門鑑並自動車通行鑑規程左ノ通定ム

昭和九年十月十九日

群馬縣知事 金 澤 正 雄

昭和九年陸軍特別大演習大本營又ハ行在所

御門鑑並自動車通行鑑規程

第一條 大本營又ハ行在所御門ヲ通行セムトスル者ハ群馬縣廳發行ノ御門鑑ヲ自動車ニ在リテハ左ノモノヲ除ク外群馬縣廳發行ノ自

宮 廷

一二五

動車通行鑑ヲ所持スヘシ

大本營御門

陸軍特別大演習統監部、宮内省發行ノ標識ヲ附シタルモノ

行在所御門

宮内省群馬縣廳發行ノ標識ヲ附シタルモノ

第二條 御門鑑ヲ別チテ甲乙二種トス甲號御門鑑ハ諸門ヲ乙號御門

鑑ハ議事堂門及北口通用門ヲ通行セシムルモノトス但シ乙號御門

鑑所持者ニシテ甲號御門鑑所持者ニ隨從スル場合ハ此ノ限ニ在ラ

ズ

自動車ニシテ空車又ハ貨物用車ナルトキハ議事堂門及北口通用門

ニ限リ通行セシムルモノトス
第三條 御門鑑及自動車通行鑑ハ左ノ区分ニ依リ之ヲ交付ス

甲號御門鑑

- 一 御召ノ者
- 二 拜謁者
- 三 天機奉伺者
- 四 大演習事務委員
- 五 其ノ他特ニ必要アリト認メタル者

乙號御門鑑

- 一 給仕、小使、人夫
- 二 用達商人及其ノ使役人
- 三 大本營又ハ行在所警防ノ爲必要ナル消防組員
- 四 電燈設備取付監督員
- 五 其ノ他特ニ必要アリト認メタル者

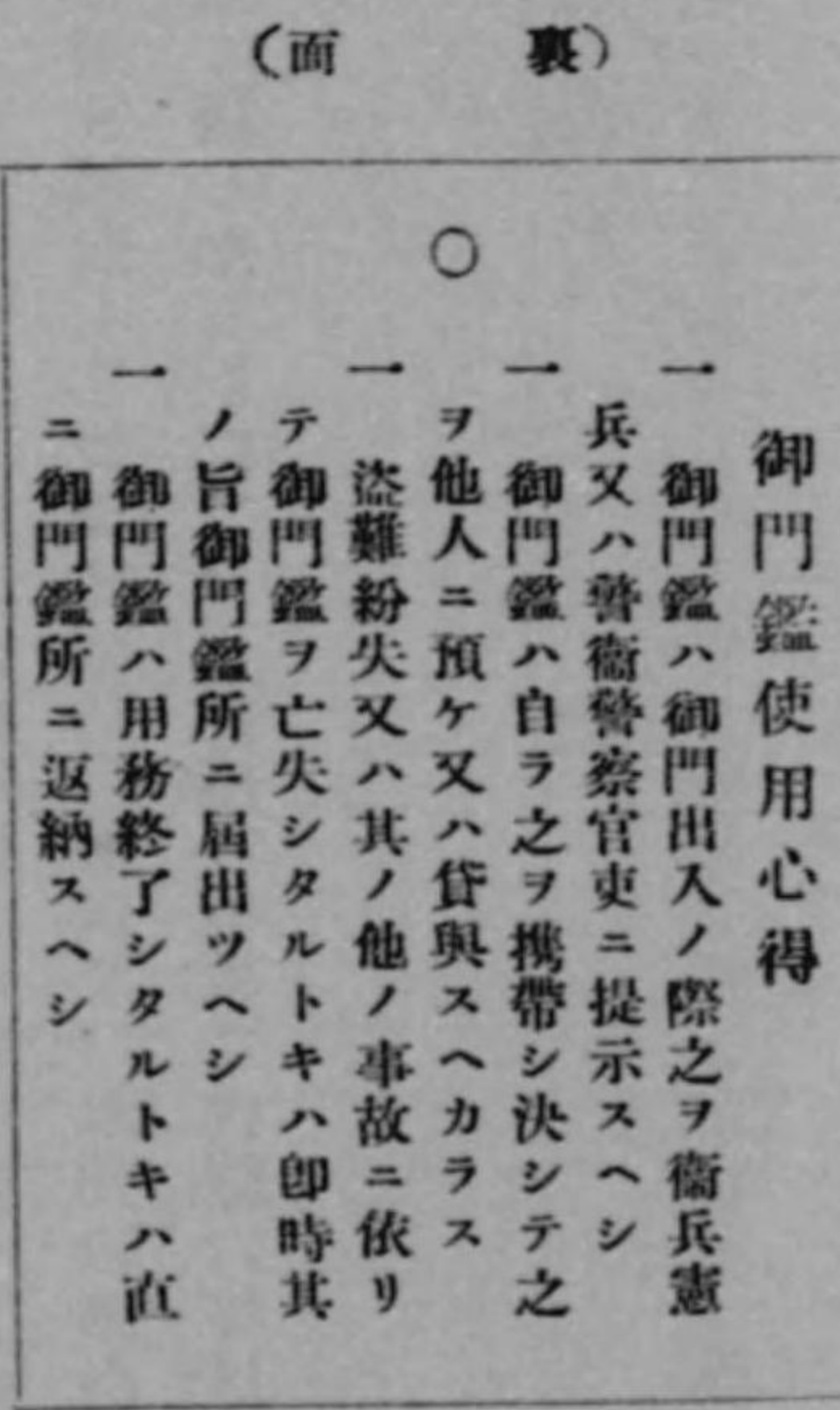
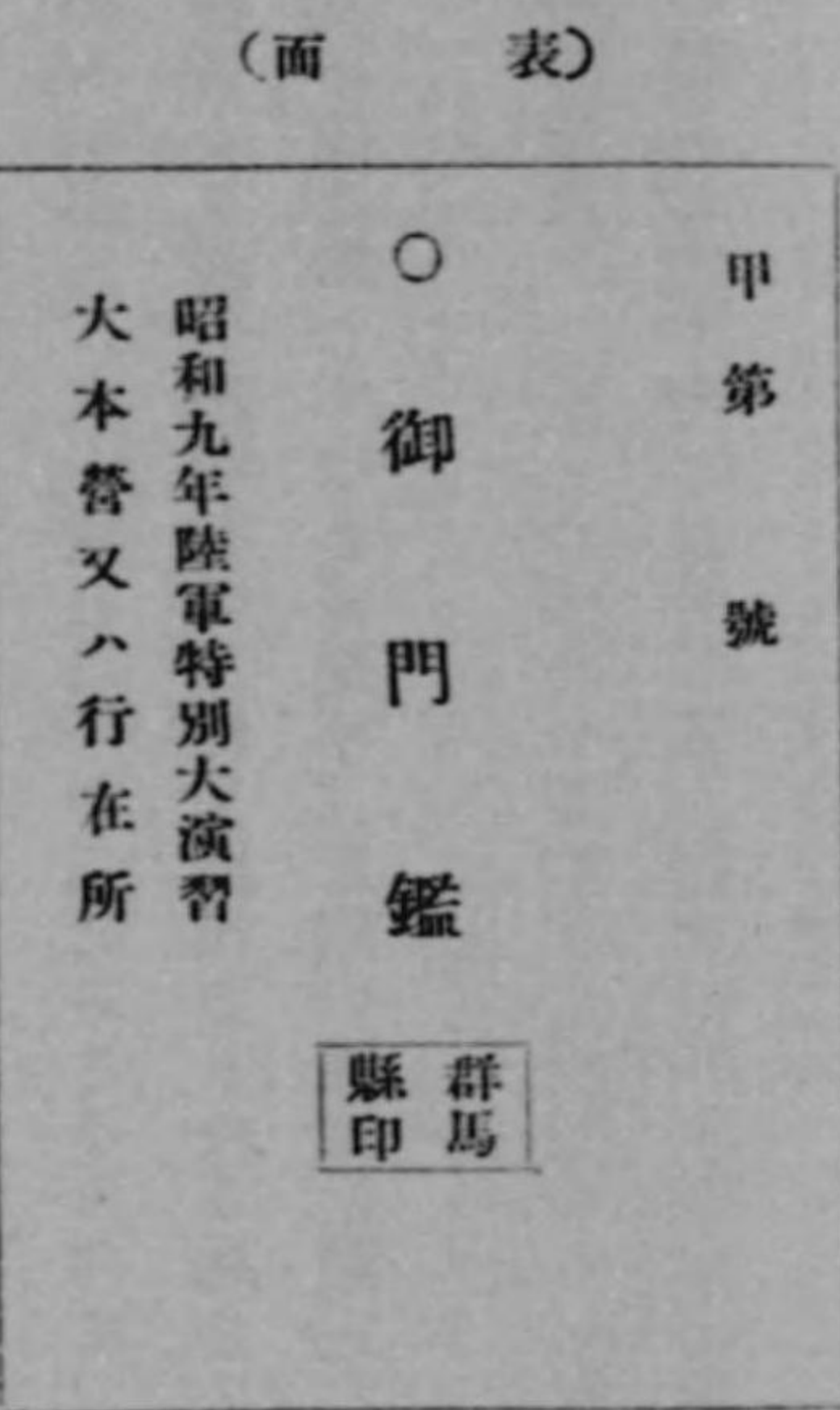
自動車通行鑑

- 一 甲號御門鑑ノ交付ヲ受ケタル者ニシテ自動車ニ依リ御門ヲ通行セムトスル者
- 二 其ノ他特ニ必要アリト認メタル者

第四條 御門鑑ハ甲號ヲ木製及紙製乙號ヲ木製トシ第一號乃至第三

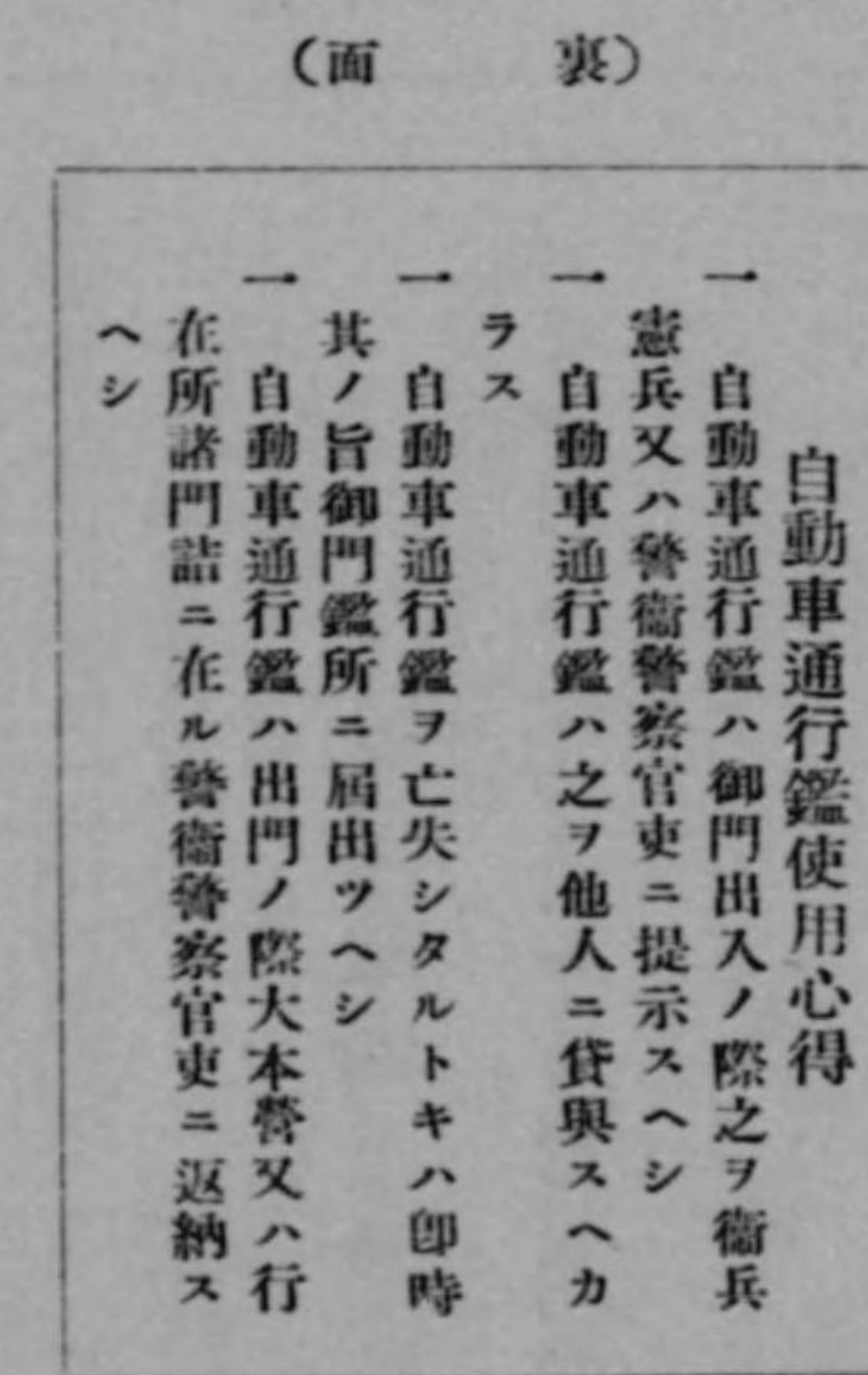
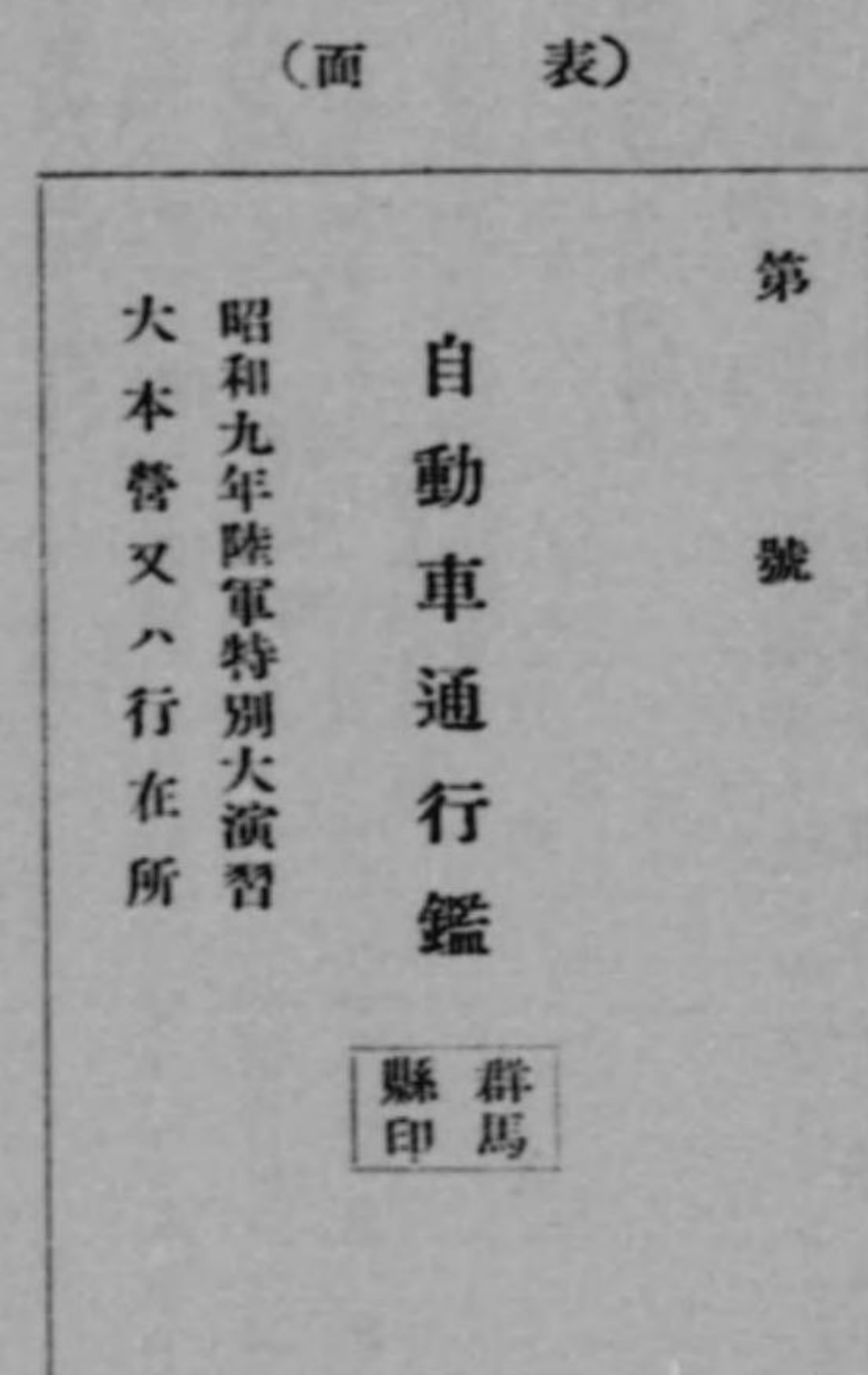
第一號様式(木製)

縦 八十二ミリメートル
横 六十六ミリメートル
厚 六ミリメートル



第二號様式(省略)
第三號様式(省略)
第四號様式(紙製)

縦 百二十ミリメートル
横 九十二ミリメートル



第五號様式(用紙半紙型)

證明書

現住所

天機奉伺者資格

氏 名

右相違ナキコトヲ證明ス

年 月 日

市町村長 何

某 職印

第六號様式(用紙半紙型)

御門鑑交付請求書

現住所

使用者官職資格又ハ職業 氏 名

年 齡

右(何々ノ事由)ニ付大本營又ハ行在所御門鑑交付相成度候

年 月 日

部 係 長

認印

群馬縣知事殿

第三節 天機奉伺

天皇陛下 御駐轡中、大本營又は行在所に於て 天機奉伺を爲し得べき日時及資格服裝其の他に關しては、十月二十七日群馬縣告示第五百五十號を以て告示せらるると共に、同日演宮第四十二號總務部長名を以て、本件の部内一般に周知方及有資格者より身分證明書の交付を願出ありたる場合の通牒に接したるを以て、有資格者中從六位勳六等以上に對しては直接、其の他に對しては各區長宛、左記の通知を發送したり。

演第四七一號

昭和九年十一月一日

有資格者宛(從六位勳六等以上ノ者)

前 橋 市 役 所

天皇陛下 御駐轡中大本營又ハ行在所ニ於テ天機奉伺ヲ爲シ得ヘキ者ノ日時及資格服裝其ノ他ニ付本月二十七日群馬縣告示第五百五十號ヲ以テ別紙ノ通告示相成候ニ付資格者ハ當市役所ヨリ其ノ身分證明書ノ下付ヲ受テ御門鑑所(群馬縣警察練習所)ニ至リ御門鑑ヲ受領ノ上伺候セラレ度 (別紙添付)

演第四七一號

昭和九年十一月一日

各 區 長 宛

前 橋 市 役 所

天皇陛下 御駐轡中天機奉伺ノ件ニ關シ十月二十七日ヲ以テ別紙ノ通告示相成候ニ付當所ニ於テ判明セル有資格者ハ直接通知致シ置キ候ヘ共有資格者以外ノ者ハ群馬會館前三角公園内ニ設備シアル天機奉伺所ニ於テ奉伺セラレ候様貴部内一般へ周知方御取計ヒ相成度 (別紙添付)

追テ日時服裝等ハ有資格者ニ準スル義ニツキ申添ヘ候

(別 紙)

群馬縣告示第五百五十號 (演宮)

天皇陛下御駐轡中大本營又ハ行在所ニ於テ天機奉伺ヲ爲シ得ヘキ日時及資格服裝其ノ他ニ付左ノ通定メラレタリ資格者以外ノ者ハ前橋市群馬會館前三角公園内ニ設備セル天機奉伺所ニ於テ奉伺セラレヘシ但シ日時服裝ハ資格者ニ準ス

宮 廷

昭和九年十月二十七日

群馬縣知事 金 澤 正 雄

一 日 時

十一月十日午後五時ヨリ同七時マテ(大演習關係者及)

自十一月十一日(午前八時ヨリ)

至十一月十七日(午後四時マテ)

一一九

宮 廷

- 一 資格
 - 一 宮中席次ヲ有スル者
 - 二 神佛各宗派管長
 - 三 學位ヲ有スル者
 - 四 群馬縣下ニ於テ左記各號ノ一ニ該當スル者
 - イ 群馬縣會議長、同副議長、同議員
 - ロ 市長、市助役
 - ハ 市會議長、同副議長、同議員
 - ニ 地方森林會議員
 - ホ 法令ノ定ムル各種委員會ノ委員
 - ヘ 官 衙 長
 - ト 町 村 長
 - チ 町村組合長
 - リ 官公立學校長
 - ニ 商工會議所會頭、同副會頭、同議員
 - ル 縣都市町村農會長
 - ヲ 縣都市町村教育會長
 - ワ 縣都市町村青年團及處女會長
 - カ 縣都市町村在郷軍人分會長
 - ヨ 消防組頭
 - タ 縣社及郷社ノ社司
 - レ 縣立少年教護院長
 - ン 水産會長、山林會長、重要物産同業組合聯合會長、畜産

一三〇

- 組合聯合會長、漁業組合聯合會長
 - ワ 辯護士會長
 - ネ 縣都市醫師會長、同商科醫師會長、同藥劑師會長
 - ナ 宮内大臣ヨリ選奨セラレタル社會事業功勞者
 - ラ 内務大臣ヨリ選奨セラレタル市町村吏員
 - ム 宮内大臣又ハ主務大臣ヨリ獎勵金又ハ助成金ヲ下附セラレタル社會事業團體ノ代表者
 - ウ 産業組合中央會ヨリ特別表彰ニ係ル産業功勞者
 - キ 褒章受領者
 - ノ 内務大臣ヨリ警察官吏及消防官吏功勞章ヲ付與セラレタル者
 - オ 内務大臣ヨリ選奨セラレタル地方改良功勞者及衛生功勞者(團體ナルトキハ其ノ代表者)
 - ク 文部大臣ヨリ選奨セラレタル學校職員及教育功勞者
 - ヤ 主務大臣ヨリ選奨セラレタル實業功勞者
 - 五 前橋市内村社上席社掌
 - 六 前橋市衛生組合長
 - 七 宮中席次第三階以上ノ者ノ夫人
- 一 服 裝
- (一) 男 子
- イ フロックコート、モーニングコート
シルクハット又ハ山高帽 但シ黒紋付羽織袴、山高帽ヲ以テ代フルコトヲ得

- ロ 制服アル者ハ通常服ニ相當スル制服
- (二) 女 子
- イ ヴィヂテングドレス
- ロ 袴 袴

- 一 御門鑑ノ受領 但シ白襟紋付ヲ以テ代フルコトヲ得
- 奉伺者ハ前橋市曲輪町群馬縣警察練習所内「御門鑑所」ニ至リ現住市町村長ヨリ下付ヲ受ケタル資格證明書ヲ提示シ御門鑑ノ交

右通牒に基き有資格者にして 天機奉伺の爲本市より證明書を交付したる數は百五十一通にして、其の内譯左の如し。
尙、江原市長、堀委員長は、十一月十一日より十七日に至る間連日大本營又は行在所に伺候し 天機を奉伺せり。又子供公園内に設備せし 天機奉伺所に於て 天機を奉伺せる一般市民も多數を算したり。

- 一、宮中席次を有する者 五三
- 一、學位を有する者 七
- 一、縣 會 議 員 二
- 一、市 會 議 員 四一
- 一、法令の定むる各種委員會の委員 一
- 一、商工會議所議員 三一
- 一、縣社及郷社の社司 六

- 一、縣都市醫師會長 同齒科醫師會長
- 一、褒賞受領者
- 一、文部大臣より選奨せられたる教育功勞者
- 一、前橋市衛生組合長
- 一、宮中席次第三階以上の者の夫人

計

一五一

右 天機奉伺及其他の用務にて大本營又は行在所に參入するもの、又は御料品天覽品等の調製者に對しては、左記宮内傳染病豫防令拔萃を配布し、同令に抵觸することなからむことを期したり。

宮内傳染病豫防令拔萃

- 第一條 本令ニ於テ傳染病ト稱スルハ左ニ掲ケル三類ノ傳染病及其ノ疑似症ヲ謂ヒ有病地ト稱スルハ第一類ノ傳染病又ハ其ノ疑似症流行シ若ハ流行ノ兆アリテ宮内大臣ニ於テ有病地ト指定シタル土地ノ區域ヲ謂フ
- 第一類 「ベスト」「コレラ」痘瘡、發疹「チフス」、猩紅熱、流行性腦脊髄膜炎
- 第二類 赤痢(疫痢ヲ含ム)腸「チフス」「バラチフス」「チフテリア」流行性感冒、麻疹、百日咳、風疹、水痘、流行性耳下腺炎
- 第三類 肺喉頭其ノ他ノ器官ノ開放結核、癩「トラホーム」其ノ他

ノ傳染性眼炎及傳染性皮膚病

- 前項ニ掲ケル傳染性ノ外本令ニ依ル豫防方法ノ施行ヲ必要ト認メタル傳染病アルトキハ宮内大臣之ヲ指定ス
- 第二條 第一類及第二類ノ傳染病ノ病原體保有者ハ本令ノ適用ニ關シテハ之ヲ其ノ傳染病ノ患者ト看做ス
- 第三條 第一類及第二類ノ傳染病ニ付左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一定ノ期間宮城ニ參入スルコトヲ得ス 但シ宮内大臣ニ於テ其ノ必要ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 一 傳染病ニ罹リタル者
- 二 患者ト同居シタル者
- 三 患者ニ接シ又ハ患者ト同一ノ場所ニ在リタル者

- 四 病毒ニ汚染シ又ハ汚染ノ疑アル物件ニ接シタル者
- 五 患者ノ在ル家其ノ他病毒ニ汚染シ又ハ汚染ノ疑アル家ニ立寄りタル者

六 有病地ヲ發シ又ハ之ニ立寄りタル者

- 第四條 第一類及第二類ノ傳染病ニ付前條各號ノ一ニ該當スル者ハ宮城ニ參入スルコトヲ得ル場合ニ在リテモ仍一定ノ期間側近ニ奉仕シ又ハ臨時進講スルコトヲ得ス 但シ宮内大臣ニ於テ其ノ必要ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第五條 第三類ノ傳染病ニ罹リタル者ハ全治ノ後ニ非サレハ側近ニ奉仕シ又ハ臨時進講スルコトヲ得ス
- 宮内大臣傳染病豫防上必要アリト認メタルトキハ第三類ノ傳染病ニ罹リタル者ノ宮城ノ參入ヲ停止スルコトヲ得
- 第六條 宮城ニ參入シ側近ニ奉仕シ又ハ臨時進講スルコトヲ得サル期間及其ノ期間ノ計算ニ付テハ宮内大臣之ヲ定ム
- 第七條 第三條乃至第五條ノ規定ハ勅旨ニ由リ宮城ニ參入シ側近ニ奉仕シ又ハ臨時進講スル者ニ之ヲ適用セス
- 第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者宮城ニ參入シ側近ニ奉仕シ又ハ臨時進講スル場合ニ於テハ宮内大臣ハ別ニ定ムル所ニ從ヒ豫メ消毒又ハ豫防ノ處置ヲ爲サシムヘシ
- 一 第六條ノ規定ニ依リ定メラレタル期間ヲ經過シタル者
- 二 傳染病ニ罹リ全治シタル者
- 三 前條ノ規定ノ適用ヲ受ケタル者

宮 廷

一三三

者アルトキハ其ノ者ノ宮城ノ參入ヲ停止スルコトアルヘシ

第十五條 行幸行啓ノ場所及東宮御所ハ本令ノ適用ニ付之ヲ宮城ニ準ス

宮内大臣必要アリト認メタルトキハ禁苑、離宮、御用邸並ニ皇族ノ殿邸及其ノ宿泊スル旅館ハ本令ノ全部又ハ一部ノ適用ニ付之ヲ宮城ニ準スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ宮内大臣之ヲ告示ス

施行規則拔萃

- 第一條 宮内傳染病豫防令第三條及第四條ノ規定ニ依リ宮城ニ參入シ側近ニ奉仕シ又ハ臨時進講スルコトヲ得サル期間ハ別表ニ依ル
- 第二條 宮城ニ參入スルコトヲ得サル期間ハ別表第一號ニ該當スル者ニ在リテハ全治後消毒ヲ了シタル日ノ翌日より第二號ニ該當スル者ニ在リテハ同居セサルニ至リ又ハ患者ノ全治若ハ死亡シタル後全部ノ消毒ヲ了シタル日ノ翌日より第三號ニ該當スル者ニ在リテハ患者ニ接シ又ハ之ト同一場所ニ在リタル後第四號ニ該當スル者ニ在リテハ物件ニ接シタル後第五號ニ該當スル者ニ在リテハ患者ニ立寄りタル後第六號ニ該當スル者ニ在リテハ有病地ヲ發程シタル後各消毒ヲ了シタル日ノ翌日より之ヲ起算ス
- 側近ニ奉仕シ又ハ臨時進講スルコトヲ得サル期間ハ宮城ニ參入スルコトヲ得サル期間ノ定アルモノニ付テハ其ノ期間經過ノ日ヨリ之ヲ起算シ其ノ定ナキモノニ付テハ前項ノ規定ヲ準用ス

傳染病ノ種類	間期ノ別		第一號		第二號		第三號		第四號		第五號		第六號	
	宮城ニ參入シ側近ニ奉仕シ又ハ臨時進講スルコトヲ得サル者ノ種類	傳染病ニ患者ト同シタル者	傳染病ニ患者ト同シタル者	傳染病ニ患者ト同シタル者	傳染病ニ患者ト同シタル者	傳染病ニ患者ト同シタル者	傳染病ニ患者ト同シタル者	傳染病ニ患者ト同シタル者	傳染病ニ患者ト同シタル者	傳染病ニ患者ト同シタル者	傳染病ニ患者ト同シタル者	傳染病ニ患者ト同シタル者	傳染病ニ患者ト同シタル者	傳染病ニ患者ト同シタル者
「ペスト」	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一
「コレラ」	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一
痘瘡	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一
發疹「チフス」	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一
猩紅熱	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一
流行性腦膜炎	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一

第四節 市政奏上

御沙汰を拜し、江原市長は十一月十四日午後三時十五分行在所に伺候し、湯淺宮内大臣、金澤群馬縣知事侍立、左記市政の概要を奏上し、聖恩の無邊に感激恐懼して退下せり。

謹ミテ市政ノ概要ヲ奏上申ケマス
 當地方ハ崇神天皇ノ皇子豊城入彦命カ國造トシテ御駐リ遊サレテ以來特ニ 皇化ニ浴シ漸次開發セラレタノテアリマス
 本市ハ關東平野ノ北隅ニ位シ信越地方ニ至ル要路テアリマスル爲戰國時代ニ於テハ北越勢ノ關東地方進出ノ重要ナル足溜トサレ常ニ爭奪ヲ繰返サレテヲツタカノ様ニ傳ヘラレテ居ルノテ御座イマス慶長六年酒井重忠カ此ノ地ニ封セラレマシテ以來漸次城下町トシテ發展シ其ノ後松平氏ノ所領トナリ明治九年群馬縣廳ヲ置カレ各官公衛カ設置セララルト共ニ製絲工業モ亦漸ク勃興致シマシテ茲ニ急速ノ發展ヲ來シ二十五年四月市制ヲ施行シタノテ御座イマス
 現在ノ面積ハ約十二平方軒戸數約一萬七千戸人口約九萬五千人テアリマシテ是レヲ市制施行當時ニ比較シマスト戸數人口ニ於テ約三倍ノ増加ヲ致シテ居リマス
 本市ノ財政狀態ハ主要産業タル製絲業不振ノ現況ニ鑑ミ専ラ緊縮節約ヲ勵行シ市民負擔ノ輕減ニ努メテ居ル次第テ御座イマス本年度一般會計豫算ハ約七拾萬圓水道其ノ他特別會計豫算ハ貳拾六萬五千圓餘テアリマス歳出入ノ主ナルモノハ教育費テアリマス歳入ノ七割約五拾萬圓カ市稅テ御座イマシテ市民負擔額ハ一戸當リ約參拾圓一人當リ約五圓五拾錢トナツテテリマス納稅成績ハ納額九割五分ト云フ相當良好ナル成績ヲ擧ケテ居リマス
 教育關係ニ於テハ小學校八校就學兒童數一萬二千五百餘人中等學校八校生徒數三千三百餘人ニ達シテ居リマス特殊教育

赤痢	腸「チフス」	「チフテリア」	流行性感胃	麻疹	百日咳	風疹	水痘	耳下腺炎性
二	一	二	一	二	一	二	一	二
七日	七日	七日	五日	七日	七日	七日	七日	七日
五日	七日	七日	三日	七日	七日	七日	七日	七日
五日	七日	七日	三日	七日	七日	七日	七日	七日
五日	七日	七日	三日	七日	七日	七日	七日	七日
五日	七日	七日	三日	七日	七日	七日	七日	七日
五日	七日	七日	三日	七日	七日	七日	七日	七日
五日	七日	七日	三日	七日	七日	七日	七日	七日

備考 一欄ハ宮城ニ參入スルコトヲ得サル期間ヲ示シ二欄ハ側近ニ奉仕シ又ハ臨時進講スルコトヲ得サル期間ヲ示ス

ハ市立専修學校ニ於テ徒弟小店員等ニ對シ實業補習教育ヲ致シテ居リマス其ノ他ニ盲啞學校幼稚園カ御座イマス社會教育トシマシテハ青年訓練所男女青年團市立圖書館カ御座イマシテ市民ノ智徳ノ修養心身ノ鍛鍊ニ努メテ居リマス社會事業ニオキマシテハ全市百四十人ノ方面委員ニヨリ飯米醫藥ノ給與等救護法ノ實施徹底ヲ圖ツテ居リマス尙皇室ノ渥キ恩召ニ基ク恩賜救療並濟生會治療券ニヨリ施療ニ努メテ居リマス執レモ 聖恩ノ優渥ナルニ感激致シテ居ル次第デアリマス他ニ市立職業紹介所ヲ置キ失業救濟少年職業指導並製絲女工ノ就職紹介ト工場主ノ善導トニ努メテ居リマス其ノ他養老院免因保護事業等相當ノ實績ヲアケテ居ル次第テ御座イマス

兵事ニ就キマシテハ壯丁ノ體格ハ近來著シク向上シ又一般市民ノ軍事思想モ日支事變以來一層熱烈ナルモノカアリマシテ全市民ヲ以テ前橋尙武會ヲ組織シ將兵ノ入隊除隊ノ送迎ハ素ヨリ戰死者ノ敬弔傷病兵ノ慰問遺族ノ慰藉等ニ全幅ノ努力ヲ致シテ居リマス日支事變ノ戰死者ハ二名負傷者ハ三名ヲ出シマシタ

産業關係ニ於テハ逐年ノ財界不況ハ各般ノ生産業者ニ異常ノ脅威ヲ與ヘ就中製絲業ノ打擊ハ甚大ナルモノカ御座イマシタカ能ク勞資ノ協調ヲ保チ一意専心製品ノ改良ト合理的經營トニ精勵致シテ居ル次第テ御座イマス前年度末ニ於ケル製絲工場數ハ産業組合交水社ヲ始メトシテ七十九從業員七千三百餘人生産額壹千參拾九萬餘圓ニ達シテ居リマス又捻絲加工及玉絲製造工場數ハ二百六十五從業員四千二百餘人生産額七百八拾五萬餘圓デアリマス尙又之等製絲工業ノ副産物タル眞綿並絹織物ノ生産額モ相當巨額ニ達シテ居ル次第テ御座イマス

以上ハ本市政ノ概要テ御座イマシテ詳細ハ文書ヲ以テ奏上申上ケルコトト致シマスルカ本市ハ曩ニ 明治天皇ノ行幸ヲ忝ウスル事ニ因リ 大正天皇ニハ東宮ニ在セマセシ時 行啓ヲ忝ウスル事ニ因リ又陸軍特別大演習ヲ行ハセラルルニ當リ 畏クモ本市ニ御駐蹕ノ恩寵ニ浴シ連日鹵簿ヲ拜シ 御聖徳ヲ仰キ奉ルノミナラス親シク 龍顏ニ咫尺シ奉リ市政ノ概要ヲ奏上スルノ光榮ヲ得マシタコトハ洵ニ恐懼措ク能ハサル所テ御座イマス今後一層市政ノ向上發展ニ努力致シマシ

テ 皇恩ノ萬一ニ酬イ奉ラムコトヲ期スル次第テ御座イマス

第五節 御 陪 食

聖上陛下には、十一月十七日地方御巡幸第三日の御豫定を了へさせられ 天顏御覽しく還御の後、行在所に湯淺宮内大臣本庄武官長・甘露寺侍從・後藤内務大臣・金澤群馬・飯沼埼玉・萱場栃木の各地方長官・地方行幸關係者・其の他特別の思召に依る各種事業功勞者等五十餘人を御召あらせられ、午後六時三十分より御陪食仰付られたり。本市よりは左記の如く市長及市會議長其の光榮に浴したり。尙、御陪食後別室に於て御茶の席を催せられ種々の御下問あり。江原市長より行幸に關し御禮を言上したるに對し 陛下には特に有難き御言葉を賜はりたりと拜聞す。

- 前橋市長 江原 桂 三 郎
- 前橋市會議長 從七位勳六等 羽 生 田 俊 次

第三章 上表及市政概要捧呈

第一節 上 表

上表の捧呈に關しては、十月二十六日市會正副議長及參事會員の參集を求め慎重なる協議を遂げ、越えて十一月二日市會開會に先だち全員協議會を開催して萬端の打合せを行ひたり。而して市會に於て上表捧呈の件を附議せらるるや、全員起立の裡に市長左記上表文を朗讀し、全會一致を以て可決せり。斯くて十一月十日江原市長は大本營に伺候し、親任官室

に於て湯淺宮内大臣に之が捧呈方執奏を乞ひて退下せり。尙、市會の決議書は別記の如し。

上 表 文

前橋市長臣桂三郎敬ミテ奏ス茲ニ霜辰ノ吉ヲ以テ畏クモ
錦轟ヲ毛武ノ野ニ進メサセラレ躬ヲ統ヘテ治兵ノ績ヲ監シ給フ瑞風山河ニ薫シ祥煙道途ニ漲ル寔ニ是レ昌代ノ嘉
會ナリ臣桂三郎誠恐誠惶頓首頓首

伏シテ惟ミルニ

天皇陛下睿聖文武宵旰治ヲ圖リテ

列聖ノ鴻謨ヲ恢弘シ

先帝ノ丕績ヲ續述シ給フ文化年ニ進ミ武威日ニ揚リ國運益々興隆シ宇内至高ノ靈邦トシテ列強咸齊シク

聖德ヲ欽仰シ奉ル苟モ生ヲ 皇國ニ承クルモノ誰カ

聖恩ノ無邊ニ感激シ愈々奉公ノ誠ヲ效サラムヤ度ミテ按スルニ本市ハ關東ノ要樞ニ當リテ

皇恩ニ浴シ 龍眷ヲ荷フコト特ニ深ク義ニ

明治天皇ノ臨幸ヲ仰キ奉ルコト兩度

大正天皇ノ儲位ニ在シテ行啓ヲ忝ウスルコト再度今亦更ニ畏クモ

大元帥陛下 躋ヲ此ニ駐メテ四隣ニ巡幸シ孝敬ヲ神祇ニ效シ教學ヲ郷校ニ繹ネ治績ヲ民物ニ察シ給フ本市ノ黎庶

神采ヲ瞻仰シ奉リテ恐喜肅悅セサルナシ 臣桂三郎庸劣ヲ以テ市長ノ職ニ在リ幸ニ此ノ嚴儀ニ陪スルノ恩榮ヲ擔ヒ悃款ノ
至ニ堪ヘス臣等衷協同夙夜精勵無私盡忠以テ振古無雙ノ

皇猷ヲ翼贊シ至仁ノ

叙慮ニ副ヒ奉ラムコトヲ期ス茲ニ全市民ニ代リ敬ミテ

殊恩ヲ拜謝シ奉リ恭シク

聖壽ノ無疆

皇運ノ隆昌ヲ祈リ奉ル臣桂三郎誠恐誠惶頓首頓首

昭和九年十一月十日

前橋市長 臣江原桂三郎 上表

市 會 決 議 書

昭和九年十一月二日議決

市會議案號外

上 表 書 捧 呈 ノ 件

今回舉行セラルヘキ陸軍特別大演習ニ方リ畏クモ 天皇陛下 親シク御統監アラセラレ且地方民情ヲ體ハセ給ヒ其ノ間
鳳釐ヲ本市ニ駐メサセ給フ是レ寔ニ昭代ノ盛事ニシテ本市ノ光榮何モノカ之ニ加ヘン乃チ茲ニ市會ノ議決ヲ經上表書ヲ
捧呈セムトス

右可決

右上表の撰文は、前橋工業學校教諭手賀勝美氏を煩し、揮毫は群馬縣師範學校教授囑託朝倉實氏に依頼せり。用紙は「鳥
の子紙」にして、之を納めたる容器及獻上臺等の形状は左の如し。

宮 廷

容 器

一、作製材料

本縣産柾桐

一、形 状

冠せ蓋の箱にして外法縦一尺三寸六分横二寸八分深さ四寸二分

一、附 屬 品

中箱の縦兩側面の中心下寄に銀製の櫻座付蛇の目取付け之に古代紫色の絹製房付丸紐を付け蓋の眞上にて正しく結び得る如くす

一、蓋

上面は僅かに蒲鉾形を呈し縦兩側面の中央部は三寸程山形に割込む

一、其 他

箱の底部は縦幅一尺三寸六分横幅二尺八分にして其の四隅には支脚を付す

獻 上 臺

一、材 料

作製材料全部無節桐

一、形 態

透入り二足形臺にして上表箱が正しく安置せられ得るもの但し荷造運搬の都合を考慮し臺體脚保定木は何れも筒々に分解することを得

其 他

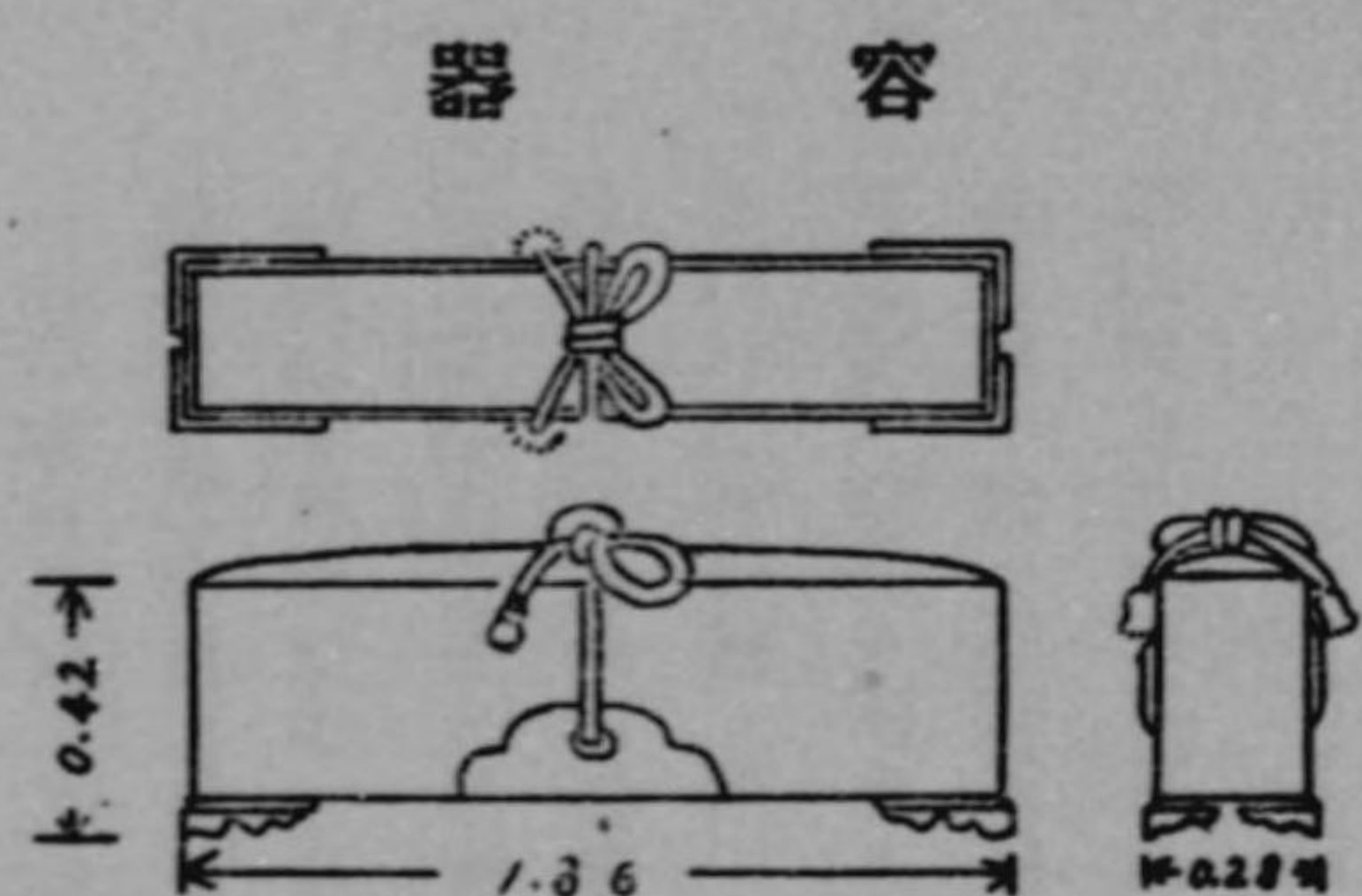
一、帛 紗

上表包被用帛紗は二尺平方の白羽二重單物

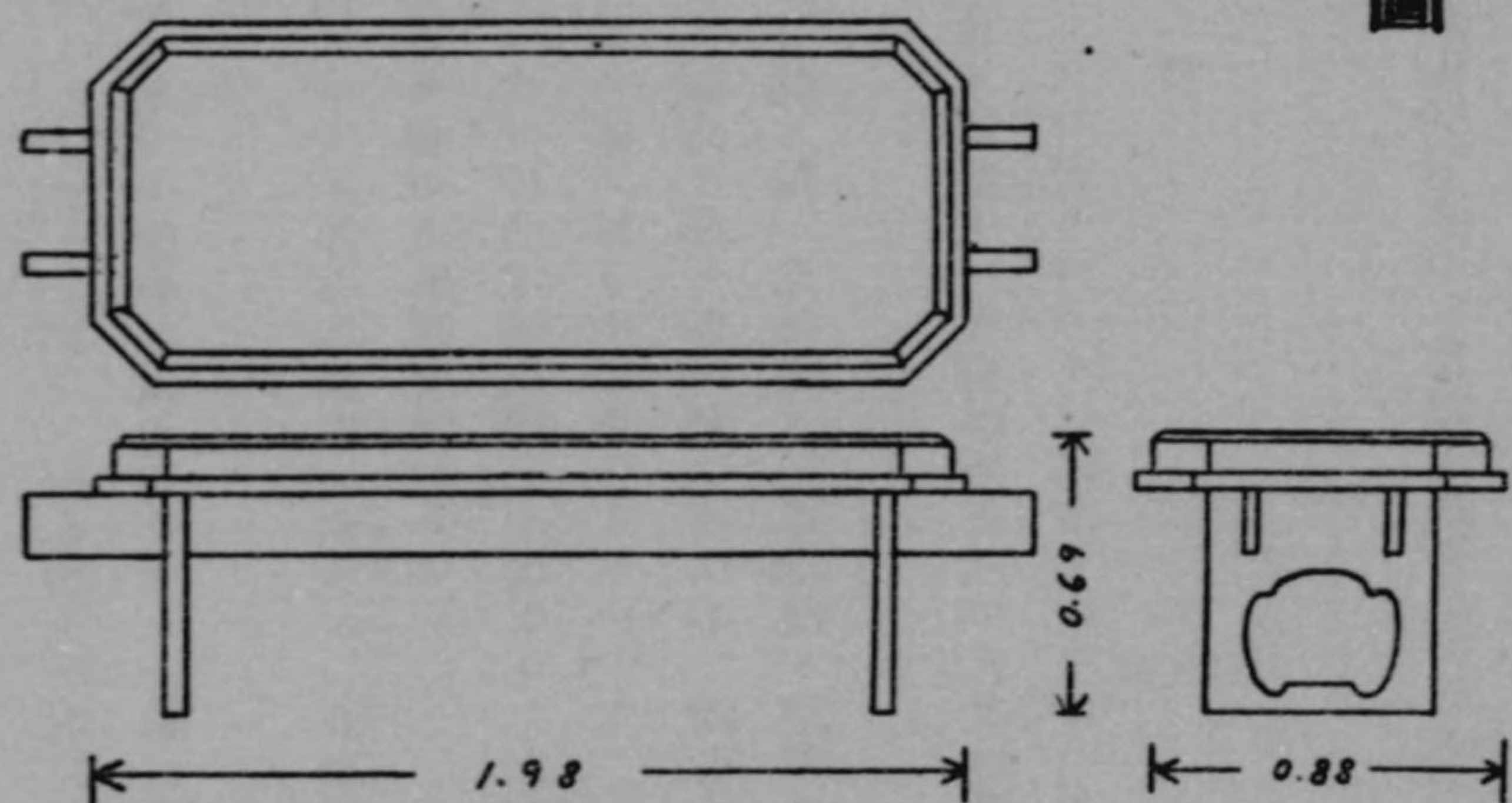
一、包 布

三尺平方の上等白金巾

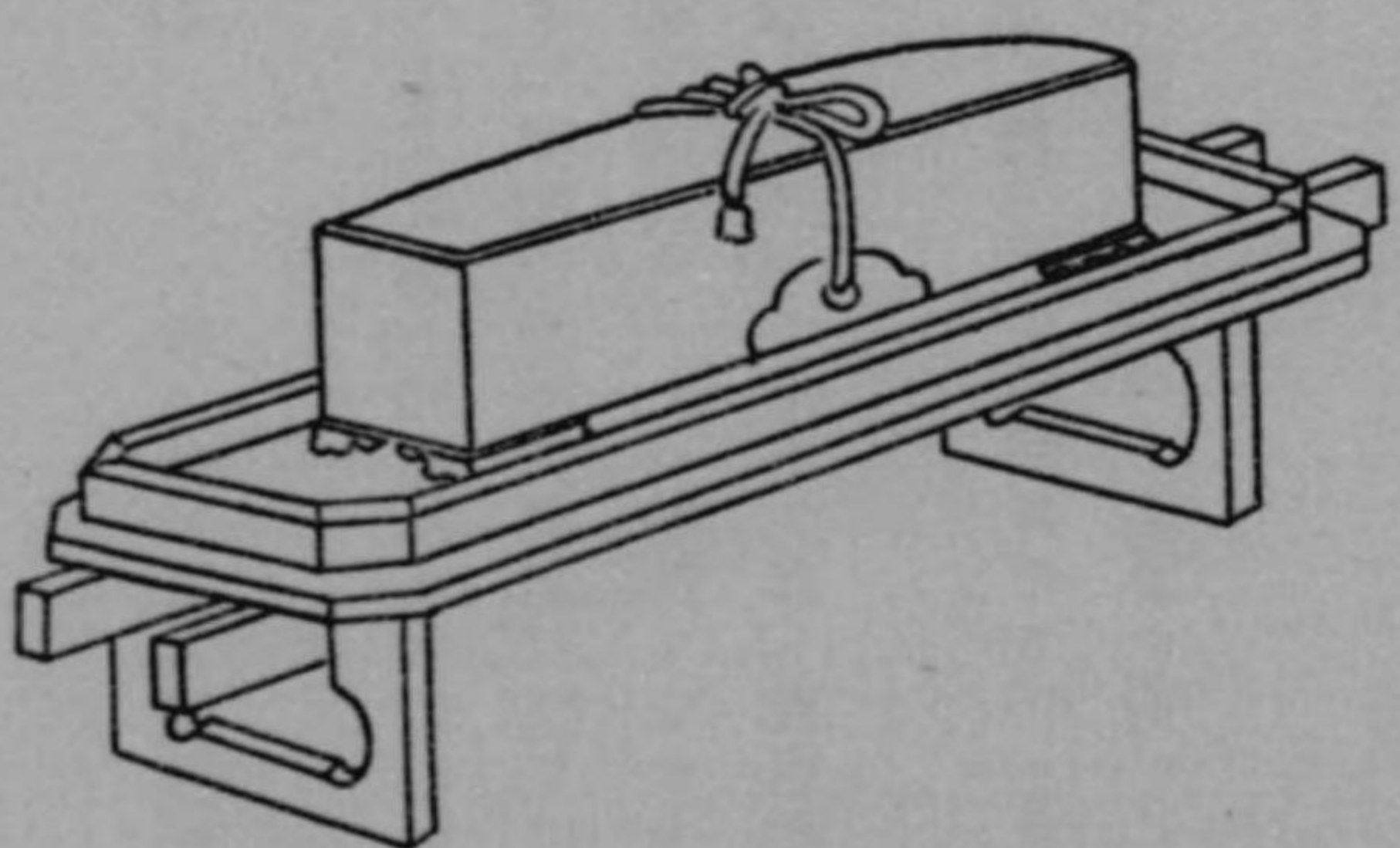
上表書容器及附屬品要圖



臺 上 獻



全上見取圖



第二節 市政概要

江原市長は十一月十四日行在所に於て拜謁仰付られ、市政の概要につき奏上したることは、前掲の如くなるも、其の砌別に捧呈せし「市政概要」の全文左の如し。

市政概要

前橋地方ニ於ケル悠久ノ過去ニ就キマシテハ攷フルコトハ出来マセヌカ 太古草創ノ時代ヨリ夙ニ 皇化ニ浴シ 殊ニ 人皇第十代 崇神天皇ノ皇子豊城入彦命カ國造トシテ鎮撫セラレマシテ以來 天孫族ニ依リ漸次開發セラレマシタコトハ史家ノ定説テ御座リマス

本市ハ往時既橋ト稱シ 文明ヨリ延徳年間ノ頃 上杉家ノ家臣箕輪ノ城主長野氏カ此ノ地ニ城ヲ築キ 其ノ族既橋氏ノ住シタルニ始リ 爾來城下町トシテ其ノ盛衰ヲ城ト共ニ致シマシタ 都市トシテ發達ヲ遂クルヤウニ相成マシタノハ徳川家康カ慶長六年酒井河内守重忠ヲ此ノ地ニ封セシ以來テアリマシテ 其ノ後幾多ノ變遷ヲ經明治維新ニ至リマシタ 明治四年廢藩置縣ニ依リ前橋縣トナリ 次テ同九年群馬縣廳ヲ置カレ 之ニ關聯シテ各官公衙ノ設置サレマシタコトト製絲工業ノ伸展トニ依テ茲ニ急速ノ殷盛ヲ致シタ次第テ御座リマス

本市ハ關東平野ノ北部ニ位シ上毛三山トシテ名アル赤城山ハ東北ニ 榛名妙義ノ兩峰ハ西北ニ聳ヘ恰モ市ノ障壁ヲナシ利根ノ清流ハ西崖ヲ奔ツテ居リマス

明治二十五年四月初メテ市制ヲ施行致シマシタ當時ニ於キマシテハ 僅ニ戸數五千六百五十三戸 人口三萬一千九百六十七人ニ過キナイ小都市テアリマシタカ 明治三十四年ニ勢多郡上川淵村ノ内六大字ヲ併合スルト共ニ商工業ノ振興ニ

伴ヒマシテ戸口ハ逐年漸加シ 現今ニ於キマシテハ其ノ面積十一平方軒八十七 戸數一萬六千七百五十三戸 人口九萬四千二百七人ニ達シ 全國ヲ通シ人口ニ於テ第三十七位ト相成マシタノテ御座リマス

本市ノ自治機關ニ就キマシテハ 議決機關トシテ市會議員三十六人參事會員十人御座リマス 執行機關ト致シマシテハ 市長 助役 收入役各一人ト 之カ補助機關トシテ吏員九十一人カ其ノ事務ニ從事シテ居リマス 更ニ處務便宜ノ爲市内ヲ四十三ノ行政區劃ニ分チ 各區ニ區長及區長代理者各一人ヲ置キ其ノ區内ノ市行政事務ヲ補助セシメテ居ルノテ御座リマス

財政ノ狀態ヲ一言申上ケマスレハ 逐年ノ經濟不振ト製絲業界萎靡ノ現況ニ顧念致シマシテ 極力緊縮節約ニ意ヲ用ヒテ居ル次第テ御座リマス 昭和九年度當初豫算額ハ一般經濟歲出六拾九萬八千六百貳拾參圓 特別經濟歲出貳拾六萬五千七百八拾六圓 其ノ合計九拾六萬四千四百九圓テ御座リマシテ 其ノ内一般經濟ノ收入ニ於キマシテハ市稅五拾萬八百五拾壹圓テ 其ノ他主ナルモノハ使用料及手数料 國庫下渡金 交付金等テアリマシテ 特別經濟ノ收入ハ使用料及手数料 市費繰入 補助金等テ御座リマス 而シテ市稅一戸當リ負擔額ハ貳拾九圓八拾九錢 一人當リ五圓參拾壹錢強トナツテ居リマス 次ニ納稅狀況ニ就テ申上ケマスレハ 市民ハ能ク納稅義務ヲ尊重シ且ツ明治四十四年三月ヨリ漸次納稅組合カ組織セラレ 現時ニ於キマシテハ組合數百九十二其ノ加入戸數五千四百三十一戸ニ相成マシテ 總戸數ノ三割二分ニ當ツテ居リマス 其ノ結果一般財界ノ不況殊ニ本市主要產業タル製絲業界ノ沈滞ヲ續ケテ居リマスル折柄ニモ、拘リマセス 前年度ノ市稅ハ其ノ調定額五拾參萬八千五百參拾九圓ニ對シ 決算額ハ五拾壹萬參千貳百七拾六圓テ此ノ收入歩合ハ九割五分三厘ニ當ツテ居リ 相當良好ノ成績ヲ收メテ居ル次第テ御座リマス

教育施設ニ就キマシテハ 初等教育ト致シマシテ市立小學校六 縣立男女兩師範學校附屬小學校二ヲ加ヘ其ノ合計八校 就學兒童總計一萬二千五百八十三人テ御座リマス 中等教育機關ト致シマシテハ縣立師範學校男女各一 縣立中學校

高等女學校 商業學校各一 市立工業學校 高等家政女學校各一 私立女學校一 合計八校テ御座リマシテ 其ノ生徒總數ハ三千三百二十人ニ達シテ居リマス 實業補習教育ト致シマシテハ 市立商工專修學校カ御座リマシテ其ノ生徒數ハ百六十四人テ御座リマス 其ノ他私立學校令ニ依リ認可セラレマシタ裁縫女學校 產婆看護婦學校等計十三校其ノ生徒總數ハ一千九十五人テアリマス 特殊教育機關ト致シマシテハ公立二私立二合計四ノ幼稚園カ御座リマシテ 四百五十二人ノ幼兒收容致シテ居リマス 幼兒保育機關ト致シマシテハ公立二私立二合計四ノ幼稚園カ御座リマシテ 四百五十二人ノ幼兒ヲ保育致シテ居リマス 更ニ社會教育ニ於キマシテハ青年訓練所五其ノ生徒三百五十八人 男女青年團各五其ノ團員一千四百八十三人ヲ算シ 男女青年團トモ其ノ聯合團カ組織セラレテ居リマス 此ノ外市立圖書館カ御座リマシテ其ノ閱覽人員ハ一日平均六百四十七人ヲ數ヘ 市民ノ智德修養ニ寄與致シテ居リマス

兵事ニ就キマシテハ 徵兵検査ノ成績ニ徴シマスルニ壯丁ノ體格ハ逐年向上シ 兵役義務ヲ尊重スル觀念ハ遺憾ナク普及徹底致シマシタ 在郷軍人モ亦常ニ軍人精神ノ鍛鍊ト軍事能力ノ増進トニ專念シ 協心戮力克ク奉公ノ誠款ヲ致シテ居リマス 又一般市民ノ軍事思想モ日支事變以來一層培養セラレ 國防義會前橋尚武會ハ我カ忠勇ナル將兵ノ出征出兵歡送迎ハ素ヨリ 戰病死者ノ敬弔傷病兵ノ慰問遺家族ノ慰藉及救護ニハ萬全ノ努力ヲ致シ 尙 軍器獻納 彰忠銅像建設等ニ際シマシテモ奮テ獻金シ 眞ニ舉國一致ノ實ヲ示シテ居リマス

次ニ産業方面ニ就テ申上ケマス 前段ニモ申述ヘマシタ通本市ハ纖維工業 特ニ製絲工業ヲ基礎トシテ發達致シタノテ御座リマシテ其ノ沿革ヲ温ネマスレハ 本年ヨリ二百五十一年以前ノ天和二年ニハ城主酒井氏カ 所謂四九兩日ノ市日ヲ制定シテ生絲市場ヲ開キ 安政六年ニハ之カ海外輸出ヲ試ミ 明治十一年九月三日 明治聖帝東北御巡幸ノ砌ニハ市内本町生絲改所ヲ以テ行在所トセラレ 翌四日ニハ製絲業御獎勵ノ思召ヲ以テ 畏クモ精絲原社ニ行幸アラセラレタノテアリマシテ 聖恩ノ無邊ニ感激致シマシタ當路者ハ斯業ニ一段ノ精勵ヲ加ヘ 本邦貿易ノ大宗タル生絲主産地トシテ

海外ニ聲價ヲ博スル素因ヲ致シマシタ 從ヒマシテ大小ノ工場ハ市内隨所ニ散在シ現下ノ財界不振ニモ拘ラス 一意製
品ノ改良ト合理的經營トニ努力シテ居ル次第テ御座リマシテ 前年度末現在ニ於ケル輸出製絲工場數ハ七十九從業員七
千三百餘人 生産額ハ壹千參拾九萬參千餘圓ニ達シテ居リマス 撫絲ニ就キマシテハ之亦徳川末期ノ嘉永安政ノ頃ヨリ
之ニ從事致シテ居リマシタカ 其ノ後近代機業ノ發達ニ隨伴シ長足ノ進歩改良ヲ遂ケマシタ爲 現今ニ於ケル機業ノ樞
要地伊勢崎 桐生ノ縣内ハ素ヨリ 足利 秩父 福井 金澤 京都等ノ各方面ニマテ供給致シテ居ルノテアリマシテ
之カ工場數ハ二百九從業員八百三十人 生産額ハ五百七拾壹萬壹千餘圓テアリマス 玉絲ニ就キマシテハ寛政年間上州座
繰ノ發明後ハ永ク家内工業トシテ經過シタノテアリマシタカ 明治ノ中葉ヨリ工場工業ニ改革セララルト共ニ品質モ亦
著シク改善セラレ 殊ニ輓近ニ於ケル其ノ生産「細物」ハ本邦第一位ノ優良品トシテ 各需用地カラ歡迎セララルニ至
ツタノテ御座リマシテ 前年度末現在工場數ハ五十六從業員三千四百四十九人 生産額ハ貳百拾四萬五千餘圓テ御座リマ
ス 又製絲工業ノ副産物タル眞綿及屑物ノ年産額ハ九萬五千餘圓ト相成ツテ居ル次第テアリマス 其ノ他絹織物 木工
品 麵類 竹細工等ノ生産合計額ハ參百拾八萬餘圓テアリマシテ 農産物生産額ハ參拾七萬餘圓テ御座リマス
金融機關ト致シマシテハ本店銀行二 支店銀行七カ御座リマシテ 前年中ノ諸預金高ハ合計壹億九千八百萬圓餘諸貸付
高ハ九千九百餘萬圓ヲ示シテ居リマス 右ノ外無盡會社信用組合等カアリマシテ金融ノ調節ヲ致シテ居ル次第テ御座リ
マス

次ニ社會事業ニ就キマシテハ 由來本市ハ専ラ私設社會事業ノ補助獎勵ニ力ヲ致シマシタ爲 本市トシテ必要ナル各般
ノ施設ハ其ノ種類ニ於テ殆ト設置セラレテ居リマス 隨ヒマシテ市自體ノ經營ニ係ルモノハ極メテ少ナイノテアリマシ
テ 他ノ都市ニ對比シ一ツノ特色テアラウカト存シマス 先ツ兒童保護事業ト致シマシテハ財團法人上毛孤兒院カアリ
マシテ 孤兒及之ニ類スル棄兒貧兒等ヲ收容致シテ居リマス 又同院附屬經營ノ前橋幼兒園ト愛國婦人會群馬支部經營

ノ幼兒保育所トニ於キマシテハ 薄資階級ノ幼兒ヲ收容シ健全ナル保育ト家族ノ勞働能率増進ニ資シツツアリマス 縣
立群馬學院ニ於キマシテハ少年教護法該當者ヲ收容シテ之カ選善ニ努メテ居ル次第テアリマス 經濟保護ト致シマシテ
ハ市營住宅九十四戸カ御座リマシテ 少額所得者ノ負擔軽減ト住宅難ノ緩和トニ資シテ居リマス 公益質屋ハ財團法人
前橋市方面事業助成會カ附屬事業トシテ經營シ 庶民金融機關トシテ相當ノ成果ヲ收メテ居リマス 失業救済及防止事
業トシテハ市設職業紹介所カ御座リマシテ失業者ニ就職ノ機會ヲ與フルノ外 少年職業指導及製絲工業従事者ノ移動紹
介ヲ行ヒ斯業ニ一新紀元ヲ劃シマシタ 又群馬學院興風會ニ於キマシテハ院生ノ爲ニ印刷技術ヲ授ケテ居リマス 救護
事業ト致シマシテハ救護法ニ依ル救護委員百人ノ外ニ補助トシテ婦人方面委員三十八人カ御座リマシテ之ニ從事致シテ
居リマス 現在ノ被救護者ハ十九世帯三十九人 又軍事救護法ニ依ル被救護者ハ十七世帯五十人ノ少數テアリマス 之
レ畢竟スルニ市民カ獨立自活ノ氣概ニ富メルト私設團體ノ活動トニ因ル結果ト信シマス 私立前橋養老院ハ扶養義務者
ナキ六十歳以上ノ貧困者若ハ不具癡疾者ヲ收容シ 財團法人前橋市方面事業助成會ハ各種ノ救濟事業ヲ實施致シテ居リ
マス 醫療保護ト致シマシテハ 皇室ノ渥キ恩召ニ基ク恩賜救濟治療券並恩賜財團濟生會治療券ニ依リマシテ薄俸者ノ
救療ヲ行フノ外 日本赤十字社群馬支部病院 群馬縣健康相談所 前橋市醫師會 社團法人前橋積善會等ニ於キマシテ
ハ 中産階級以下ノ救療救護ト保健増進トニ努メテ居リマス 尙社團法人前橋積善會ニ於キマシテハ精神病院ヲ經營シ
縣代用精神病院ノ指定ヲモ受ケ監護診療ヲ致シテ居リマス 司法保護事業ト致シマシテハ財團法人群馬縣佛敎聯合保護
會カ御座リマシテ 釋放者ノ保護救済ニ多大ノ效果ヲ舉ケテ居ル次第テ御座リマス
交通ニ就キマシテハ 本市ハ縣廳所在地ノ關係上縣下交通網ノ中心ヲナシテ居リマス 先ツ鐵道ニ於キマシテハ省線兩
毛線ハ前橋驛ヲ東西ニ走り帝都其ノ他ト連絡シ 上越線ハ本市ノ西部ニ新前橋驛及群馬總社驛ヲ置キ北越地方ニ通シ
東武鐵道ハ本市ヲ起點トシテ澁川伊香保ニ至リ 上毛電氣鐵道モ亦本市ヨリ桐生市ニ通シ東武鐵道ニ接続シ東京市ニ達

シテ居リマス 而シテ是等各驛ニ於ケル前年度乗降客ハ前橋驛百二十八萬三千六百六十四人 中央前橋驛五十二萬五千六百九十四人 東武鐵道五十四萬五千六百八十三人 合計二百三十五萬五千四十一人ヲ算シテ居リマス

道路ニ於キマシテハ 國道九號線ハ東京市ヨリ本市ヲ經テ新潟縣ニ通シ 縣道ハ本市ヲ起點トシ縣内主要地ニ達スルモノ或ハ縣外ニ通スルモノ等十四路線ニ及ンテ居リマス 市道ハ市内ヲ縱横ニ貫通シテ交通ノ利便ヲ計ツテ居リマス 尙輓近自動車ノ發達ニ伴ヒ幹線道路ハ漸次鋪裝工事ヲ施行致シテ居リマス

都市計畫ニ就キマシテハ 昭和三年一月ヨリ法ノ適用ヲ受ケ爾來銳意調査ノ結果 施行スヘキ區域ヲ群馬郡東村 元總社村 總社町 勢多郡南橋村 桂萱村 上川淵村ノ六箇町村ノ全部及ヒ勢多郡木潮村ノ一部ヲ包括スル總面積六十九平方軒餘ト定メ 昭和四年十一月之カ指定ヲ見同八年四月地域ノ決定ヲ受ケタノテアリマス 而シテ現在ニ於キマシテハ道路網設定ニ必要ナル路線ノ測量ヲ了シ之カ申請手續中テ御座リマス

耕地整理ニ就キマシテハ 本市ハ農耕地ノ改良ト市街宅地ノ整齊トヲ目的ト致シマシテ 耕地整理組合ノ事業ヲ助成シ整理ヲ實施致サセタノテアリマシテ 其ノ組合數ハ六 施行面積ハ五平方軒四十六餘テアリマス 今ハ其ノ一部ヲ殘スノ外殆ト事業ノ完了ヲ見マシタ爲 交通ニ水利ニ農耕ニ多大ノ便益ヲ得ルト共ニ其ノ約四割ハ宅地トシテ利用セラルルニ至ツタノテアリマス

次ニ衛生事項ニ就テ申上ケマス 市民ノ健康保持ニ關シマシテハ各機關ト協力シ 衛生思想ノ普及向上ニ不斷ノ努力ヲ致シテ居ル次第テ御座リマスカ 何分ニモ風土ノ關係上呼吸器系及消化器系等ノ患者カ年相當數ノ發生ヲ見マスルコトハ深ク遺憾トスル所テアリマス 塵芥汚物ニ關シマシテハ自動車二臺 荷馬車三臺 手車十七臺ヲ以テ蒐集搬出シ一部ハ農家ノ肥料ニ其ノ他ハ燒却處分ニ付シテ居リマス 而シテ之カ總量ハ一日平均三十七噸内外ニ達シテ居リマス 市立前橋病院ハ明治二十八年ヨリ開設シ傳染病患者ヲ收容致シテ居リマス 職員トシテハ醫長以下事務員 看護婦等四

人ノ職員ヲ常置シ其ノ收容定員ハ七十人テ御座リマス 學校衛生ニ關シマシテハ各中等學校ニハ校醫一人宛ヲ囑託シテアリマス市立小學校ニハ專任ノ醫師一人 看護婦二人ヲ常置シ 常ニ兒童ノ衛生状態ヲ巡察シ應急處置ヲ講セシムルノ外 各小學校ニハ齒科醫師一人宛ヲ囑託シ口腔衛生ノ向上ニ當ラシメテ居ル次第テ御座リマス 尙 本市ノ保健衛生上多年ノ懸案テアリマシタ水道ハ總工費貳百參拾壹萬圓ヲ以テ 昭和二年一月起工同四年三月竣工致シマシタ 其ノ配水管ノ延長ハ百四十四軒餘ニ達シ 火防用公設消防火栓ハ六百二十二箇所ニ及ンテ居リマス

警備ニ就キマシテハ 消防組ハ之ヲ六箇部ニ區分シ組頭 副組頭各一 部頭六 小頭十二及消防手九十 合計百十人ヲ以テ組織シ 各部ニ仰筒自動車各一別ニ常備消防ニ一合計七臺ヲ配備シテ警防ニ服務致シテ居リマス 而シテ人口戶數ノ遞増ト共ニ火災度數モ亦之ニ伴フ傾向ハ御座リマスルカ 幸ニモ近年ニ於キマシテハ火防思想ノ普及ト消防施設ノ改善トニ依リ 小火消止ノ程度ノモノ多ク 之カ損害率ハ著シク減少セラレマシタ次第テ御座リマス

以上ヲモチマシテ前橋市政ノ一斑ヲ申上ケマシタ次第テ御座リマス

第四章 拜 謁

第一節 資格者の届出

群馬縣告示第五百三十七號(演宮)
天皇陛下本年十一月陸軍特別大演習御統裁ノ爲本縣下(行幸被爲在
際左記ノ通拜謁可被仰付ニ付資格者ニシテ拜謁ノ榮ニ浴セムトスル
者ハ本月三十一日迄ニ別記様式ニ依リ群馬縣廳内陸軍特別大演習總

宮 廷

務部宮廷係長宛書留郵便ヲ以テ届出テラルヘシ
昭和九年十月二十日 群馬縣知事 金 澤 正 雄
十一月十日(午後四時半頃)
大本營 群馬縣廳ニ於テ

宮 廷

(イ) 單獨拜謁

- 一 群馬縣下ニ在勤及同地ニ在住スル宮中席次第三階以上ノ者
- 一 群馬縣下ニ在住スル貴族院議員
- 一 群馬縣下ノ舊藩主タル有爵者及從四位以上ノ有位華族
- 一 群馬縣下ヨリ選出セラレタル衆議院議員
- 一 行幸又ハ大演習ノ事務ニ關與スル勅任官同待遇
- 一 行幸又ハ大演習ニ關シ職務ヲ以テ出張滞在中ノ勅任官同待遇
- 一 群馬縣内務、警察、學務ノ各部長
- 一 宇都宮憲兵隊長
- 一 群馬縣會議長
- 一 前橋市長、高崎市長
- (ロ) 列立拜謁
 - 一 群馬縣下ニ在勤スル奏任官同待遇及同地ニ在住スル宮中席次第四階乃至第六階ノ者
 - 一 行幸又ハ大演習ノ事務ニ關與スル奏任官同待遇
 - 一 行幸又ハ大演習ニ關シ職務ヲ以テ出張滞在中ノ奏任官同待遇
 - 一 群馬縣會議長、同縣會議員
 - 一 前橋市會議長、同市會議副議長
 - 一 高崎市會議長、同市會議副議長
 - 一 前橋市助役、高崎市助役
 - 一 群馬縣町村長會長
 - 一 群馬縣教育會長
 - 一 群馬縣下ノ私立中等學校長

一 群馬縣農會會長

一 前橋商工會議所會頭
以上單獨及列立拜謁ノ各項ニ該當スル者ニシテ他ノ臨幸先ニ於テ拜謁アル向ハ之ヲ除ク但シ官衙學校及會社ノ長ハ此ノ限ニ在ラス

服 裝

男子ハ通常服(「フロックコート」又ハ「モーニングコート」)帽子ハ「シルクハット」又ハ「山高帽」制服アルモノハ之ニ相當スル
女子ハ通常服(「グイヂテイングドレス」又ハ「挂袴」)又ハ白襟紋付トス

(様式) 拜 謁 届

資 格	現資格トナリタル年月日	備 考
官職名 高等官等(待遇)	年 月 日	
正(從)位	年 月 日	
勳等何々章	年 月 日	
功 級	年 月 日	
爵	年 月 日	
何々々	年 月 日	

右十一月十日大本營ニ於テ拜謁ノ榮ニ浴シ度此段及御届候也

年 月 日

住 所 (在職者ハ勤務所)

位、勳、功、爵 氏 名

名

付ノコト

○參 考

- (一) 臨幸先ニ於ケル拜謁ニ關シテハ別途其ノ長へ通報ス
- (二) 届出後身分ニ異動アリタルトキ又ハ拜謁當日不參ノ向ハ速ニ届出ツルコト
- (三) 拜謁者心得及參入證等ハ届出者ニ送付ス
- (四) 宮内傳染病豫防令ニ抵觸スル者ハ遠慮セラレタキコト

備 考

- 一 用紙ハ半紙白紙トシ字畫ハ明瞭ニ記載ノコト
- 二 官衙學校等ニ於ケルモノハ其ノ長ニ於テ取廻メ期日迄ニ送

右縣告示に基き、市長は官衙學校在勤者以外の市内在住有資格者に對し、左記通知を發送して拜謁届を提出せしめたり。

演發第三九〇號

昭和九年十月二十二日

拜 謁 有 資 格 者 宛

前 橋 市 長

天皇陛下 本年十一月陸軍特別大演習御統裁ノ爲本縣下へ行幸被爲在際拜謁可被仰付ニ付資格者ニシテ拜謁ノ榮ニ浴セムトスル者ハ届出ツヘキ旨縣ヨリ告示相成候ニ就テハ別紙「拜謁届」作成候條年月日御記入捺印ノ上來ル十月二十八日迄ニ必ス當市役所へ御提出相成度

(別紙省略)

別紙は縣告示様式の拜謁届にして、本市は届出人の便宜を考慮し、該書には、曩に賜候に關して調査せる事項に基き、

宮 廷

資格を夫れぞれ記入して發送せり。而して右通知に應じ、有資格者四十八人より提出せる拜謁届は、十月三十一日縣に進達せり。翌十一月三日御召状の送達を受けたるものは、官衙學校關係を合せ九十七人にして、内單獨拜謁者は八人なり。

第二節 拜謁

聖上陛下には、十一月十日午後三時四十三分大本營に著御遊ばされ、先づ御參入の閑院、梨本兩宮殿下に御對面あり、次で統監部將官・陪觀將官・親任官・金澤群馬・萱場栃木・飯沼埼玉三縣知事に單獨拜謁を賜り、引續き一般有資格者四十二人に對し正廳に於て單獨拜謁を賜ひ、又會議室に於て有資格者五百二十六人に對し列立拜謁を仰付けられ、午後五時十分賜謁の儀を終らせられたり。當日此の光榮に浴したる者の内、本市の取扱ひに係るものは左の如し。

(一) 單獨拜謁者 (八人)

資格	住所	氏名
判事 從四位勳三等	前橋市北曲輪町二四二	石田伊太郎
檢事正 正五位勳四等	前橋市北曲輪町二四三	南部金夫
從四位勳三等	前橋市堀川町二	新井慶三郎
正五位勳三等	前橋市石川町二八	青木國太郎
正五位勳三等	前橋市岩神町七七八	安藤正太郎
正五位勳三等	前橋市清王寺町二二二	金子藤正
正五位勳三等功五級	前橋市清王寺町三八	渡邊豐治

前橋市長

(二) 列立拜謁者

(八十九人)

官職	住所	氏名
師範學校長	從五位勳六等	樋波熊雄
遞信事務官	從五位勳五等	今井富次
司稅官	從五位勳五等	上島清二
公立高等女學校長	從五位勳六等	鈴木勇次郎
公立實業學校長	從五位勳六等	石田武彰
公立實業學校長	從五位勳六等	山田武彰
公立實業學校長	正五位勳四等功五級	江原收治
陸軍歩兵少佐	正六位勳四等	高山藤四郎
公立實業學校長	正六位勳四等	國井英一
	正五位勳五等	塚越萬平
	從五位勳五等	橋本求
	從五位勳六等	中西秀雄
	從五位勳六等	深海菊松
	正六位勳六等	田中駒治
公立實業學校長兼 公立聾啞學校校長	正六位	倉林佐市